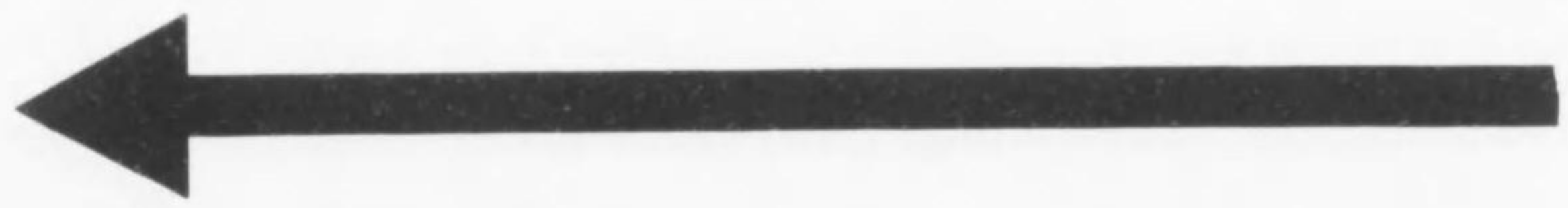


325-425
1200501382165

325
425



始



五 昭和
年 和
日 本 基 督 教 會 年 鑑

◆ ◆ ◆ 世界の子供をキリストへ ◆ ◆ ◆

科別教案の時代

☒ 児童の心理に立脚し教育的傳道の使命を帯び ☒
 ☒ その道の權威者によりて考究執筆されたるもの ☒

高等科	中等科	初等科	幼稚科
イ 使徒 基督教的 生活	キ リ ス ト 物 語 (附傳道者並改革家列傳)	神 の 子 供 の 生 活	優 し き 神 ご そ の よ き 世 界
エ 近 代 基 督 教 的 指 導 者	建 國 物 語	吾 等 の 模 範 な る イ エ ス	愛 の 神 ご そ の よ き 子 供
ス 時 代	國 物 語	の な る イ エ ス	の よ き 子 供
上、上、上、 下、下、下	上、上、上、 下、下、下	上、上、上、 下、下、下	上、上、 下、下

☒ 上下二卷にて一ヶ年分・定價各卷七十五錢・送料六錢 ☒

東京神田錦町 日本日曜學校協會 振替東京一八〇〇四番
 一丁目八番地 電話 神田二七七四番

日本基督教會史

定價 參圓五拾錢
 (内地郵稅共)

- △此編纂は我日本基督教會大會多年の懸案であつた。
- △山本秀煌先生は専ら其任に當られ、漸く完成した。
- △豫想以外に骨の折れたのは此編纂であつたことは内容を見て知らる。
- △各教會、傳道教會及日曜學校には必ず一冊を備へ付け置くべしである。
- △牧師傳道師の書棚には必ず無くしてならぬ參考である。
- △各神學校の圖書館にも備へ置くべきは申す迄もなく、教授の部屋にも神學生の机の上にも必要な參考書である。
- △各教會の役員達ちは勿論一般信者の家庭に於ても是非共備へ付け置く必要あり。
- △全國の圖書館及他派の牧師役員等よりも多數の註文を受け好評。
- △御註文は東京市赤坂區新町四ノ三

日本基督教會事務所宛のこと。

長延のへ庭家の育教教宗

主筆 小出正吾

日曜學校の友

S・S 教師と母のための雑誌

毎月二十日發行

一部 廿錢

(郵税五厘)

一ヶ年分 二圓四十錢

(郵税共)

家庭禮拜曆

家庭禮拜の高調は日基のスピリット

(昭和五年)用

一部 拾錢

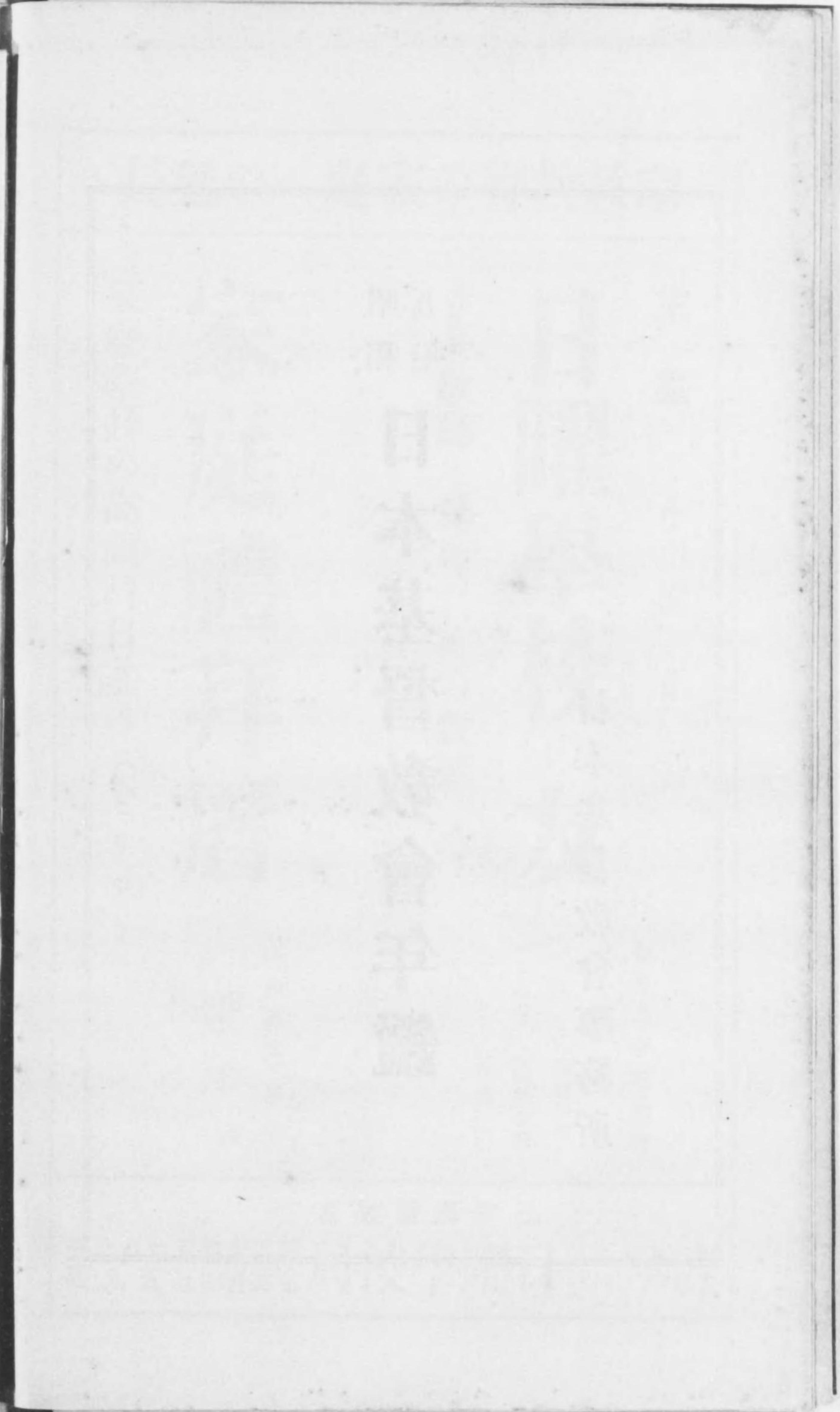
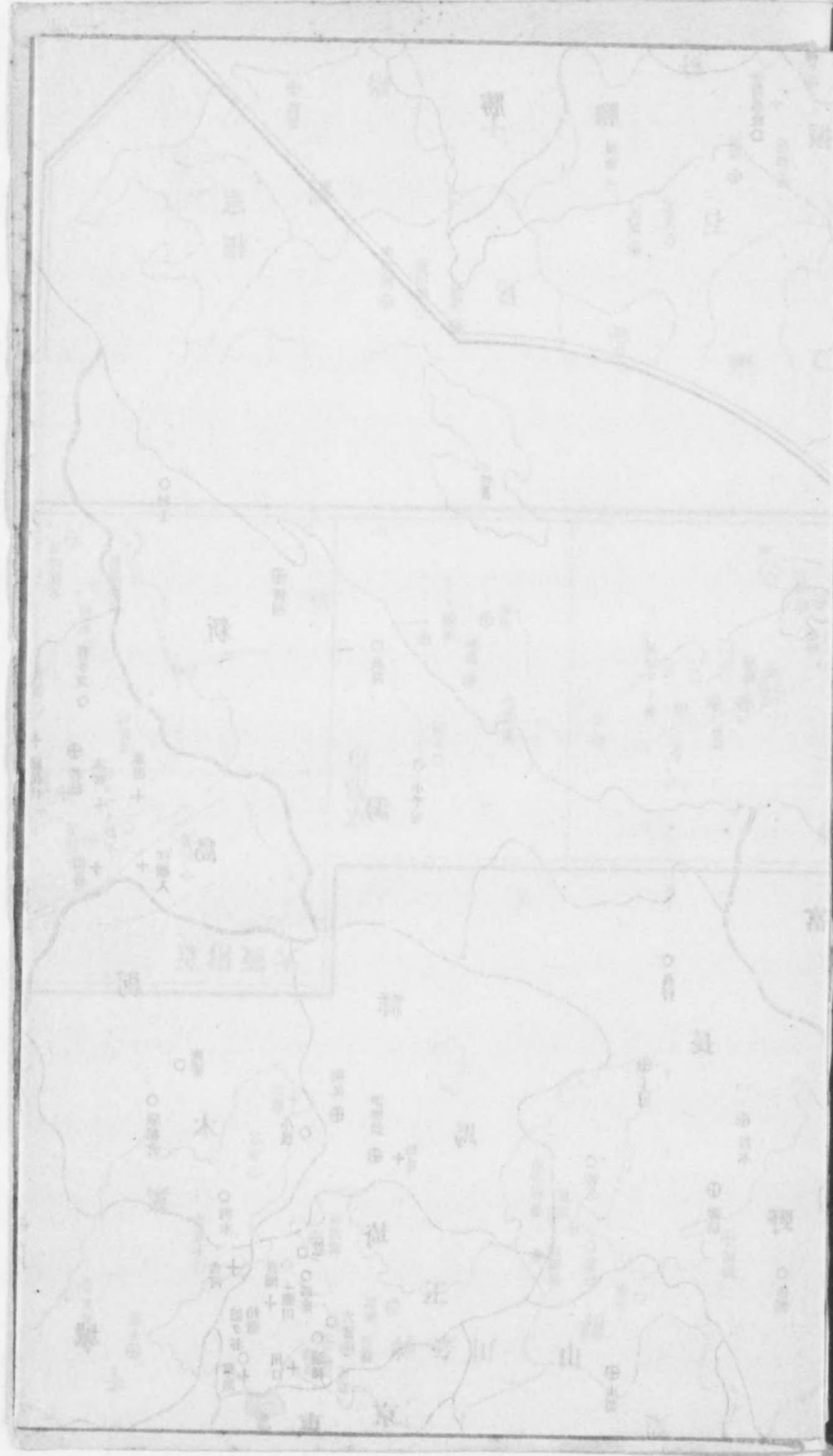
會教督基本日

五八八六五京東替振 局校學曜日 區坂赤市京東
四九五三山青話電 三目丁四町新

五昭和
年

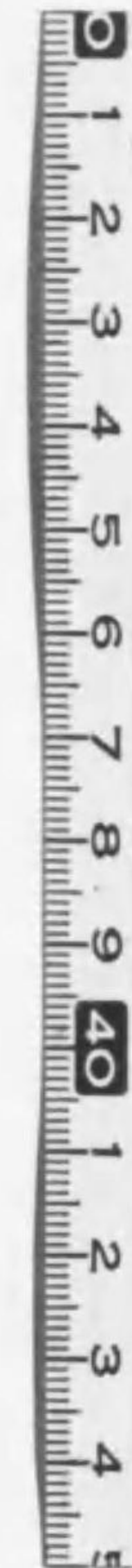
日本基督教會年鑑

日本基督教會事務所



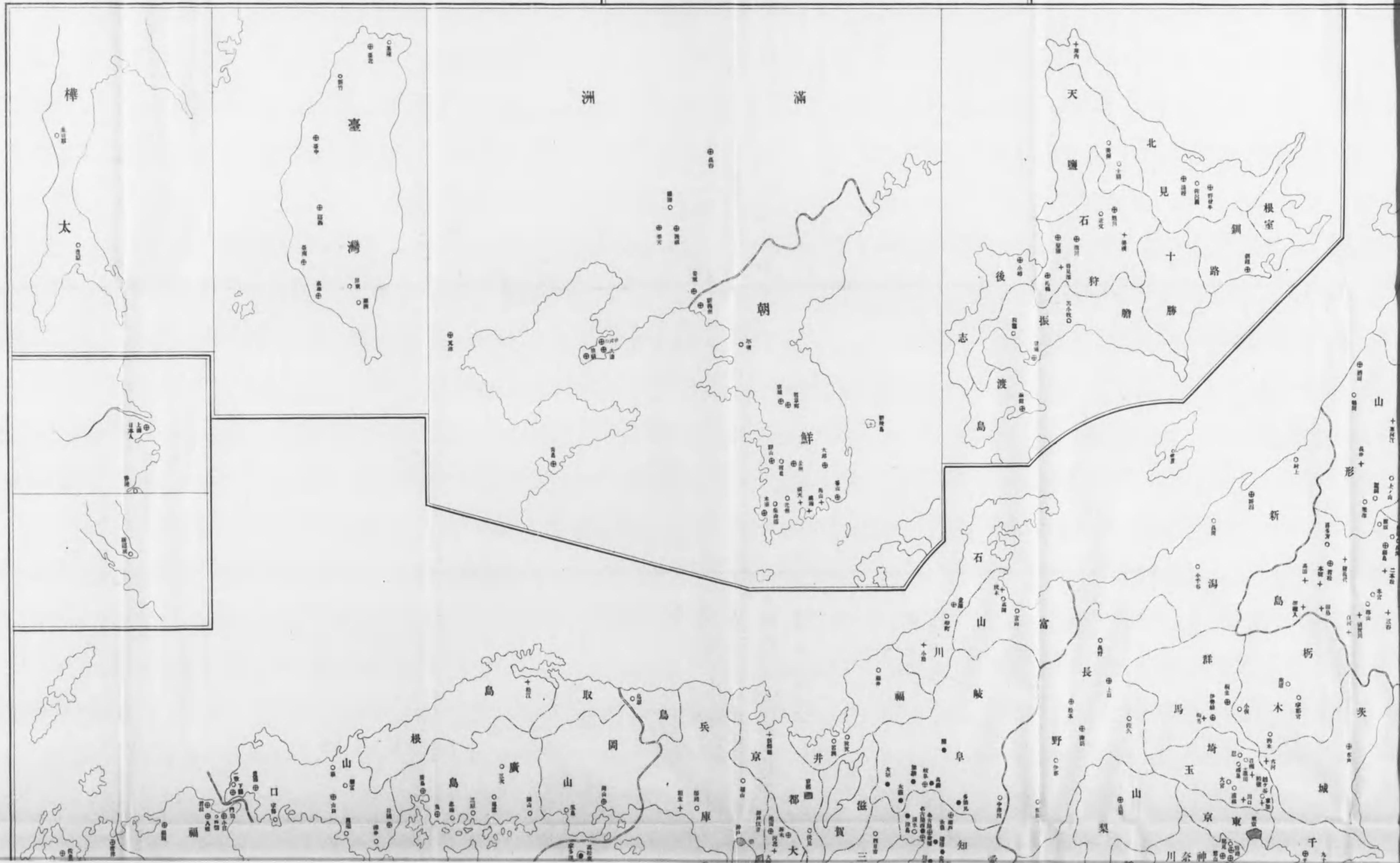
日 本 基 督 教 會 地 圖

昭和五年九月調查



日 本 基 督 教 會 地 圖

昭 和 五 年 九 月 調 查





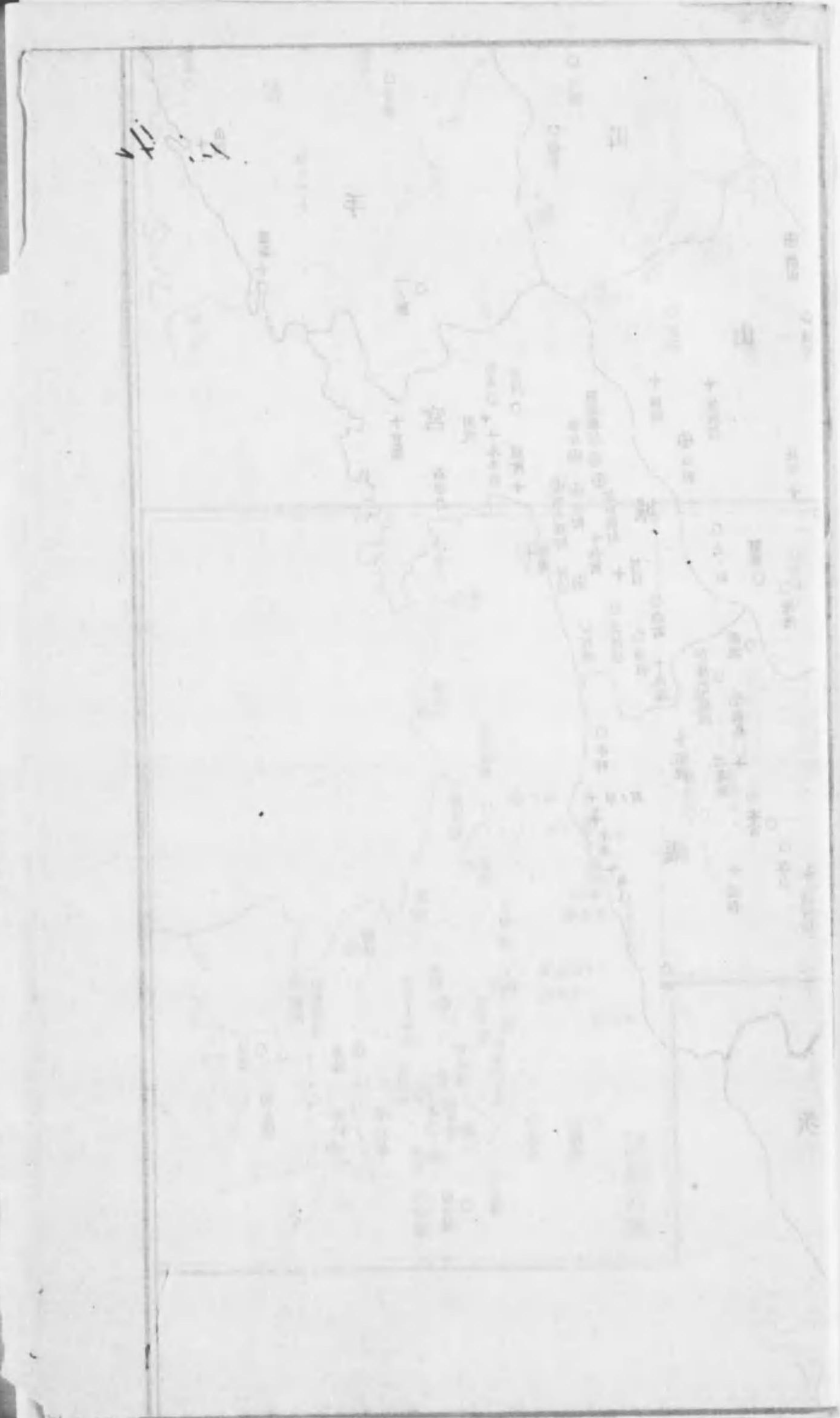
●+○⊕
 中會 傳道 教會
 合ミツシヨ 道 道 所
 地域 境 界 線



325-425

目次

第一	日本基督教會略史	一
第二	特に記憶すべき大會の決議摘録	三七
第三	日本基督教信仰の告白と同憲法規則及諸條例	四五
第四	日本基督教會維持財團寄附行爲と同加入手續其他に關する説明	九六
第五	日本基督教會役員、委員、職員、其他一覽	九七
第六	各教會及牧師、役員、氏名住所並維持財團加入教會名	一〇七
第七	昭和四年度統計表	二一六
第八	日本基督教會教職者氏名住所一覽	二四四
第九	日本基督教會關係諸ミッション宣教師氏名住所	二六二
第十	日本基督教會關係諸事業	二七〇
	一、學校之部	二七〇
	二、各種社會事業之部	二七五
	三、新聞雜誌之部	二七七



第一 日本基督教會略史

第一節 緒言

世界の大勢氣運の進歩は端なくも我が日本鎖國の關門を打破し、さしも峻嚴なりし徳川幕府の切支丹に對する禁制の法網も何時しか破綻を生じ、開國と前後して、舊き切支丹の復活を促し、新しき基督教の傳來を見るに至りぬ。嘉永六年北米合衆國水師提督ペルリの來朝以來開國の機漸く熟し、安政五年七月日米通商條約を結ぶに當り、米國全權公使タウンセントハリスの強硬なる談判に因り、幕府は我國に在留する外國人に對して切支丹禁制を解くに至れり。日本國米利堅合衆國通商條約第六條に曰く、

日本にある亞米利加人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留地の内に置くも障りなく並に其建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念ずるを妨ぐることなし、亞米利加人日本人の堂宮を毀傷することなく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀つ事あるべからず。双方の人民、互に宗旨に付きての爭議ある可からず日本長崎に於て踏繪の仕來りは既に廢せり。

此の條約により外國人には日本國內に於て宗教の自由を許されしも、内國人は勿論其恩恵に浴する能はず、依然として切支丹禁制の下に束縛されしなり。又幕府時代に切支丹教徒檢舉の方法として強行し來りし有名なる踏繪の仕來の廢棄されしは、日本條約締結の前年即ち

安政四年阿蘭陀の全權公使ドンカル、コルテアスと日本長崎奉行との間に取換はされし覺書
によれり。其布令の文に曰く、

踏繪は向後相廢すと雖も、キリスト教法を傳へ、キリスト宗門其他外國宗門の書籍、書
並びに像を日本へ輸入する儀不相成事。

安政四年丁巳八月

長崎奉行

當時阿蘭陀全權公使は頻りに切支丹禁制の解除を幕府に迫りしも我が全權は頑として應ぜ
ず、若し阿片と基督教との二大害物の輸入を防止することを得ば容易に外國人に交易を許す
べしと語りしとぞ。然るに幕府全權の此の言葉を傳聞したる新教の宣教師にして當時偶々長
崎に來合せ居たるエス、ウエルス、ウイリアムス（支那在留の學士）イ、ダブルユ、サイ
ル（上海水兵館の牧師）ヘンリー、ウード（米國軍艦ミネソタ號の牧師）等は阿片と基督教
とを同一の有害物と誤解する所の日本人に對し一日も速に眞正の基督教を傳へてその謬見を
正さざるべからずと感し、三人協議の上、各々其所屬の傳道局に飛檄して宣教師の派遣を促
し、尋いで新教宣教師の渡來を見るに至りぬ。

第二節 最初の宣教師

日本條約既に成り尋いで英、蘭、佛、露の諸國と條約を結び、神奈川、函館、長崎、新潟
の四港を開くや、新教各派の基督教宣教師は相踵いで日本に渡來せり。安政六年即ち西曆一
八五九年より文久三年即ち一八六三年に至る五ヶ年間に來朝せし宣教師を列擧すれば先づ新

教の宣教師にして最初に渡來せしものをジョン、リツギンス及びチャンニング、ムーア、ウ
イルリヤムとす。彼等は米國プロテスタント、エビスコパイル教會より派遣されし宣教師に
して、始め支那に傳道し居りしが、日本の開港條約成るや、直に日本に移されし者にして、
リツギンスは一八五九年の五月（安政六年）長崎に來り、數旬を経て後ウイリアムスも亦來
る。同年十月十八日米國プレスビテリアン教會のゼー、シー、ヘボン夫婦神奈川に着任し、
同年十一月一日米國ダツチ、レホルムド教會のエス、アール、ブラオン及びデー、ビー、シ
モンズの二人亦神奈川に來る。而して同教會のギトウ、フルベツキは少し遅れ同年十一月七
日を以て長崎に來着し、翌一八六〇年（萬延元年）に至り米國バプチスト、フリー、ミツシ
ヨンソサイチーのゴブル夫婦神奈川に來る。これらはいちはやく最初日本傳道に着手せし米
國基督教四大教派の代表者なり、尋いでダツチレホルムドのゼームス、バラ夫妻は一八六一
年（文久元年）十一月を以てプレスビテリアン教會のデビット、タムソンは一八六三年（文
久三年）を以て神奈川に到着し各々その所屬教會の宣教師に合しぬ。

第三節 日本人の宣教師に對する待遇

基督教嚴禁の日本に渡來せし最初の宣教師等が如何なる待遇を受けしやは、問はずして明
なり、彼等は徳川幕府より注意人物として取扱はれ、その一舉一動は常に嚴密なる當局者の
監視の下にありて、自由に日本人民と交際する能はざるのみならず、語學教師を招聘する事
さへ頗る困難を感じたり。偶々其招聘に應じて來るものあれば豈圖哉彼等は其筋の内命を受

けたる政府の探偵にして宣教師の舉動を探り、邪宗門の秘密を摘發せんが爲ならんとは、されど宣教師は毫も意に介せず、彼等に就て日本語を研究し來りしが談偶々聖書翻譯の事に及べば、彼等は覺えず兩手を頸に當て、これ生命にかゝはる大罪なりと叫び皆戰慄して逃げ去りしと云ふ。普通人民に於ては基督教に對して格段好惡の念あらざりしも、從來の傳説によりて之を魔法視し唯徒に之を恐怖せしのみなりしが、武士浪人輩に至りては基督教の嫌惡すること蛇蝎よりも甚しく、一般外國人に對する敵愾心も亦劇しくして、外國人さへ見れば蠻夷、毛唐人等あらゆる惡罵を浴せかけ、或は背後より礫を擲げ、甚しきに至りては之を殺害するに至りぬ。斯る人氣の際に處して宣教師等は何等直接傳道に着手する能はず、宣教師の準備として日本語研究の傍ら漢譯の聖書若くは基督教に關する漢譯の書類を頒布し或は有志の青年に外國語を教授し、若くは聖書の翻譯教書の編纂に従事せり。有名なるヘボンの語林集成の編纂されしは此の間のことなりき。當時宣教師に取りて最も必要なりしことは、基督者的紳士たるの人格を以て日本人民の信任を得ると日本語を研究して布教の準備をなすことにてありき。

第四節 最初の信者

此の如き宣教困難の時期に在りて邦人の基督教に歸依せしもの數名あり、これ即ち日本に於ける基督教の初穂にして將來の大收穫を預表するものとして宣教師間に多大の期待を齎せり。其中最初に信徒となりし者を矢野元隆とす、彼は元來針醫を業とせしものなりしが、

徳川幕府の紹介によりて博士ブラオンの日本語學教師となり、後轉じてバラ博士の教師となり、支那譯聖書より約翰傳を日本文に重譯せしことあり、元治元年（一八六四年）十月病床に於いてバラ師より受洗し、同年十一月下旬を以て死せり、慶應二年（一八六六年）五月十二日五旬の節なる芽出度日に於て肥前佐賀藩の重臣村田若狹守は其弟綾部恭と共に長崎に於てフルベツキ博士より受洗せり。傳ふる所によれば彼が其後に於ける信仰益々健全に成長し其死するの日まで（明治五年）忠實に主に事へ、朋友子弟の間に熱心傳道せしと云ふ。同年春肥後の人庄村某監督ウイリアムより洗禮を受く、後年政治論勃興せし時熊本の相愛社と稱する團體に加はり政論の爲め一時入獄したる中村六郎は異名同人なりと云ふ。明治元年の夏佛僧清水某は長崎に於てフルベツキより受洗し、粟津高明、鈴木貫一の二人は横濱に於てバラより受洗し、明治二年二月小川義綏、鈴木鉦次郎、鳥屋だいの三人は横濱に於てタムソンより受洗し、仁村守三は長崎に於てエンソルより受洗す。エンソルはジー、チヨルチ、ミツシヨンの派遣宣教師として明治二年一月長崎に來りし人なり、其他横濱に於てバラ若くはブラオンより洗禮を受けたるもの數名あり、安政六年宣教師渡來の時より明治五年日本基督教公會設立の時に至るまでの十三年間日本に於て信者となりし者は殆んど以上の人々十數名なりき。

第五節 最初の迫害

長崎地方に於て舊天主教徒の復活は當局者の注意を喚起し同地方を始め、横濱に東北に、

舊教信者若くは之に關係あるもの、檢舉投獄せらるゝもの尠なからず。就中明治の初年には長崎浦上の天主教徒二千餘人は其信仰を固守して神佛に轉宗せざるの故を以て、西南の廿一藩に御あづけとなり種々の迫害を蒙りしが、獨り天主教徒のみならず新教の信者若くは之に關係あるものも同じくその災厄に罹れり。佐賀の村田若狭の一族は藩主閑叟侯の庇保によりて窘迫を免かれしが、清水某の如き、二川一膽の如き、市川榮之助夫妻の如き、其著しきものなり、清水某はフルベツキより長崎に於て受洗せし佛僧なりしが明治元年邪宗門を信すこの故を以て捕へられ處々の牢獄に繋がるゝこと五ヶ年にして終に放免せらるゝ、二川は後ち姓を小島と改む。彼れ初め宣教師エンソルを暗殺せんとの陰謀を懷き、偽りて基督教に歸依するの志あるかの如く装ひ、エンソルに近づきしが、基督教の教義を聽くに及び大に感服する所あり、爾來改心して之が研究に務め傍らエンソルの出版事業を援助しつゝありしに、突然官の捕ふる所となりて東京に護送せられ、禁獄せらるゝこと數年、明治五年頃米國公使並に福澤諭吉等の斡旋によりて赦免せらる。市川榮之助は其家にヘボン譯の馬可傳を所持せしこの故を以て捕へられ、其妻松子は其夫榮之助が基督教徒となりしを官に訴へざりしこの故を以て縛せられ、夫妻共に京都の獄に投せられしが榮之助は牢死し、松子は後に至りて赦免せられたり、然るに不思議にも京濱の地に於てはしばしば迫害ありこの警告に接せしのみにて一人の檢舉せられしものなく、唯東京に於て聖書研究組なる團體の解散を命せられし外、何等の窘迫なく、學生の宣教師に就きて基督教を聽き、聖書を學ぶ者漸次に加はり、中には内

心既に信仰を起せしものありき。而して間接に基督教に好意を寄する者官民の間に次第に其數を増し、學者福澤諭吉、中村正直、西周、森有禮の如きは基督教禁止の理由なきを論じ宗教自由放任主義を主張せり。當時中村正直は英國に遊びて親しくその文物を觀察し、歐洲文明の根本は基督教に基因するを看破し、外臣某より大日本天皇陛下に奉るの書を擬草して天下に發表し、學者間の問題となり、保守派の人々をして切齒扼腕せしめたりしが時勢は駸々として進で止まず宣教師の勞苦空しからず終に基督教會の設立を見るに至りき。

第六節 日本基督教會の設立

日本基督教會は我が日本基督教會の前身にして又實に日本に於て新教最初の教會なり、明治五年一月、數名の有志者相集りて初週祈禱會を開けり、これ一八七二年一月即ち明治四年十二月横濱居留外人の同地に催せし萬國福音同盟會の新年初週祈禱會に倣ふて催せしものなりしが、宣教師に關係ある洋學生の出席するもの多くして意外の盛況を呈し、祈禱につぐに祈禱を以てし、熱誠あふるゝばかりにして感興盡くる時なく一週間の祈禱會は延いて數週間の長きに亘りて尙已まず、中には感泣して以て神に訴へ日本に聖靈の降臨あらんことを尙初代教會設立當時の如くならんことを祈りしものありしが遂に聖靈の降臨となりて數名の回心者を興し、爰に日本に於ける最初の基督教會を出生するに至りぬ。此れ實に明治五年陽曆三月十日なりき。此の時洗禮を受けし者は押川方義、吉田信好、篠崎桂之助、櫛部漸、竹尾忠男、大坪正之助等以下九名にして、先に洗禮を受けたる所の小川、仁村の二名と合して會員十一

名なりき、而して小川義綏選ばれて最初の長老となり、仁村守三執事となり、宣教師ゼームス、バラは殊に教會設立に與つて努力せしを以て聘せられて假牧師となる、其組織は米國長老教會の憲法に倣ひたれど政治上に於ては外國何れの教派にも屬せざる非教派主義を標榜し日本獨立の教會として建設したるものにして名けて日本基督公會と稱す、其遵奉せし所の信條は頗る簡單にして聖書を標準として新教各派に共通の要義を採用し、爰に新教各派合同の基礎を据へ十字架の旗飾を鮮明にし將來日本に設立せられんとする各派の教會を打て非教派主義の一團となし其勢力を集注して以て日本の宗教界に活躍奮闘し因て以て日本に基督の靈的王國を建設せんとの崇高遠大なる目的にてありき、その理想を實現するの難易如何は固より問ふ所にあらざりしなり。

第七節 日本傳道の進歩

切支丹禁制の中に生れ出でし日本基督公會は其信仰に於て其組織に於て極めて幼稚なりしと雖も、内宣教師に對しては非教派主義を主張し、外異教徒に對しては死を決して基督の福音を宣傳せんとする、その意氣當るべからざるものありし。恰も好し明治政府は基督公會設立の翌年即ち明治六年二月二十四日の布告を以て國內處々に掲げありし基督教禁制の高札を撤去し、尋いで先きに捕へし天主教徒を放還したり、これ固より基督教を公認したるにあらざりしも、これより政府の基督教に對する態度大に緩和し殆ど默許の姿となり傳道上非常の便宜を與へたり。隨て日本に於て基督教の宣布漸次擴張して設立當時僅に十二名の會員を有せ

し横濱日本基督公會は明治六年の末に至り大人六十二人小兒十三人の多數となり（翌七年には百十九人となる）其中より長老小川義綏、粟津高明等七人は東京に移り、同所にて洗禮を受けし高橋六郎（安川亭）と合して、同年九月二十日を以て東京公會を組織す、後の新榮教會是なり、その遵奉せし信條規則は横濱公會のそれと同一にして、時に之を横濱公會の支會と稱す、小川義綏選ばれて復た長老となり、米國プレスビテリアン派の宣教師デビット、タムソン假牧師とある。初め鐵砲洲に會堂を有したりしが、後築地新榮橋の傍らに新會堂を建築してこゝに移れり。これより基督教の勢力次第に振ひ教會の設立各所に頻々たりき。

第八節 宣教師會の決議

初め横濱基督公會が非教派主義を標榜して設立せらるゝや、其快舉は外國宣教師に深刻なる印象を與へたるもの、如く、教會設立後六ヶ月即ち明治五年九月横濱に會合せし第一回宣教師會は滿場一致を以て左の如く決議をなせり、曰く。

夫れキリストの教會はキリストに在て一體たり、プロテスタント教徒間の諸派分立の如きは偶然の出來事にして、キリスト信徒の精神的一致を妨げず。然れども既にキリスト教國に於ても尙此れが爲め教會の一體たることを曖昧にするの嫌ひあり。況んや諸派分立の歴史を了解せざる異教國に於てをや、且つそれ吾等宣教師等に顯著なる差別より生ずる弊害を避けんが爲めに傳道の方法を一定せんことを希望するが故に、吾等は本會議に由て與へられたる此の最初の機會を利用して自今吾等の援助に由て設立せらるべき日本の諸教會

に於ては成るべく其名稱及び組織を同一ならしむべく努力せんことに同意す。即ち其名稱は基督公會と云ふ合同的のものとなし、其組織は各教會の政治を其會員の協賛に由り教師職及び長老職に由り執行せらるべきものとす、右決議す。

此の會議に出席したるものは宣教師、長老、女教師等にして當時日本に傳道し居たる各宗派の代表者を殆ど總て網羅したるものなれば、其決議は最も有力なるものなりき。爰に於て非教派宗教の前途坦々として平地を行くが如く、將來日本に於ては歐米に見るが如き宗派分立の弊を避くることを得べしとの希望に充されたり。

参考、當時日本に宣教師を派遣し居たる教派は前に掲げたる四教派即ち米國プレスビテリアン派、ダツチレホルムド派、米國監督派、自由浸禮派の外英國のジー、チオルチミツシヨン及びアメリカンホールドの二傳道局にして前者の最初の宣教師エンソルは明治二年一月を以て長崎に來着し、後者の最初の宣教師デー、シー、グラインは同年十一月を以て神戸に來任す、而して第一回宣教師會議に出席したる者は米國プレスビテリアン派よりはヘボン、タムソン、ルーミス、カラゾルス、ミロルの五人、レホルムド派よりはエス、アイル、ブラオン、フルベツキ、ゼームス、バラ、スタウト、ウルフの五人、アメリカンホールドよりはデー、シー、グライン、オー、エム、ギユリツキ、デビス、ベリー、ゴルドンの五人其外英國領事館の假牧師サイル、在上海の監督教會の宣教師ロベルト、ネルソン、在留外國人の組織し居たる東京横濱一致教會の長老艦長ワトソン、醫士エリオット、教師

グリフェス、横濱日本基督公會の長老小川義綏(?)婦人一致傳道局のブライン夫人、クロスビー嬢、ビヤソン夫人及び數名の宣教師夫人なりき。而してバプチスト派の宣教師が參列せざりしは其派唯一の宣教師ゴブルが米國へ歸省中なりしが故なり、ジー、チオルチ、ミツシヨンのエンソル、ブルンサイドは出席せざりしも通信によりて此の會議と聯絡をなせり、而して當時大阪に居りしと思はるゝ米國監督派の監督ウイリアムス、宣教師エー、アール、モリスの列席せざりしは何故なる明ならず。

第九節 非教派主義の経緯

然るに爾來諸ミツシヨン各自の傳道著しく進歩せしより、諸派宣教師中自派の教會を設立せんと企圖する者あり、隨て宣教師會議の決議案に對し種々の解釋を試むるものありて是非の議論紛々たり、而してレホルムド派の宣教師は擧て日本基督公會に協力せんとしプレスビテリアン派の宣教師は二派に分れタムソン一派は非教派主義を賛成して日本基督公會と行動を共にせしにかゝはらずカロザルス等の一派は自派の教會を建設せんと試み、明治六年十二月三十日本國傳道局の訓令により日本長老會(中會)を設立し夫の決議案に對して自由行動を取るに至り、非教派主義に一大龜裂を生じたり。爰に於て日本基督公會は明治七年の初め更に改めて非教派的獨立主義を固守することを決議し、東京、横濱在留の各派宣教師に書面を贈り、或は使者を派して、協和寛容以て日本基督公會の主義を扶掖せんことを勸告し、更に書を米國、プレスビテリアン教會及びレホルムド教會に贈りて、其派遣せる宣教師バラ、タ

ムソンの日本基督公會の爲に盡力するを認許されんことを以てし殊に又當時米國に在りて會衆派（組合教會）に屬し神學を學びつゝある新島七五三太（襄）の歸朝近きにありと聞き、横濱公會は衆議の上氏を牧師に招聘すべきことを可決し直に招聘書を發送せしが終にその承諾を得るあたはざりき。是れ實に明治七年二月のことなりき。

第十節 非教派主義者の努力

此の如く日本基督公會が非教派主義に熱心して勸諭これ努めしにかゝはらず、各派宣教師の態度は多く教派主義に傾きたり、此の際東京公會假牧師タムソンの如きはプレスビテリアン派宣教師中に在りて殆ど孤立の姿となり、四面楚歌の中に在りて奮闘努力せしは偉と云ふべし。然れども大勢非教派主義に否にしてその前途陰影濃密なる者なりき。既にして關西の地に神戸、大阪兩公會の設立せられしとの（神戸公會は明治七年四月十九日大阪公會は同年五月廿四日設立せらる）報に接するや是實に空谷の跫音にして非教派主義の爲に一條の光明を認め爾來互に通信してその交際を睦まじくせしが更に相會して協議する所あらんと欲し、明治七年十月神戸、大阪、東京、横濱の四公會は各々代員を派して横濱に會して、一般公會の共通規則及び信條を採用し、毎年相會して教務を議するの約を結び、第二回の會合を神戸に開くことを決議して散會し、以て公會の基礎を強固にせんと試みたり。然るに次回の會期に先立て神戸公會は書面を以て政治上の合同を非として先きの決議を取消し期日に至り（明治八年四月）横濱公會の代員バラ、奥野の神戸に至るや、阪、神公會の代員デビス、新島の

二人は之に會し先きに採用したる公會信條には、同意なし難き節ありこの故を以て斷然合同を謝絶し、その會合は單に親睦を厚ふするの集となり、何等公會の政治的事務を取扱ふこと能はざりき。蓋し阪、神の公會はアメリカンボード（組合派）の援助によりて設立したるものにして、箇々教會の獨立主義を主張し、政治上の合同を非とし、先きの宣教師會議の決議に對し解釋を異にしたるより起りしが如し、爰に於て名稱を同ふして其主義を異にせる二箇の公會關の東西に分立するの奇觀を呈し、教派分立の勢を増長するに至り、かくて加へて其頃新に日本の傳道に着手せしメソヂスト派バプテスト派等の其教派を盛に擴張せんとするあり、非教派主義中の有力者の一人なる長老本多庸一は弘前日本基督公會を率ひメソヂスト派に轉會するあり、東京公會の長老粟津高明の母教會より分離して別に教會を組織するあり諸派の教會續々として設立せらるゝあり、教派主義の勢いよく盛にして、非教派主義の實現ますゝ困難となりぬ。

第十一節 諸教會の設立

此の際に於て我が日本基督教會に關係ある教會の設立せられしものを擧ぐれば左の如し。

○日本基督公會に屬せしもの

一 青森縣弘前日本基督公會、明治八年八月設立、會員十五名、横濱公會の會員本多庸一がその郷里弘前英學校の教師メソヂスト派宣教師イングと協同盡力して組織したるものなり、本多庸一最初の長老たり。

二 長野縣上田日本基督公會、明治九年十月八日設立、會員三十七名、横濱公會の會員並にレホルムド派宣教師等の努力によりて成りしものにて稻垣信之が最初の長老たり。

三 長崎縣長崎日本基督公會、明治九年十二月二十三日設立、會員十二名、長崎在留のレホルムド派の宣教師の盡力によりて起りしものなり、瀬川淺最初の長老たり。

右の中弘前公會は後ちメソヂスト派へ轉せり。

○日本長老公會に屬せしもの

一 横濱住吉町教會（後の指路教會）明治七年九月十三日設立、會員十八名プレスビテリアン派宣教師の盡力によりて成りしものなり、南小柿洲吾最初の長老たり。

二 東京第一長老教會、明治七年十月設立、會員不詳、プレスビテリアン派宣教師カロザルスの盡力により起りしものなり、明治九年四月二派に分離し一は露月町教會となり他は獨立の銀座教會となれり。

三 千葉縣法典教會、明治八年十二月設立、會員九名。

四 東京府品川教會、明治十年六月十一日設立、會員二十二名。

五 千葉縣大森教會、明治十年七月二十一日設立、會員四十八名。

第十二節 一致教會の設立

基督教會分立の趨勢以上の如く旺盛にして非教派主義振はざるの時に際し、日本基督公會と日本の長老教會と相合同して一大教會を組織しては如何との議内外人の間に起り、先づ日

本長老教會に關係ある米國プレスビテリアンミツシオンは、日本基督公會に關係あるレホルムドミツシオンに對して合同一致の交渉を開始したり、これ實に明治九年五月の事なりき。レホルムドミツシオンは此交渉に應諾して協議會を開き、且つ同じく長老政治を採る所のスコットランド、ユナイテッド、プレスビテリアンミツシオンに對し其加入を勧誘し之が承諾を得たり、此ミツシオンの日本傳道を開始したるは明治七年三月にして其最初の宣教師はロベルト、デビソン醫學博士ヘンリー、フォールズ夫妻及びヒュー、ワデル夫妻なりき。斯くて英米兩プレスビテリアン、ミツシオンは、各二名の委員を擧げて日本基督公會の憲法改正委員たるタムソン、ミロルと會し（篠崎桂之助も憲法改正委員の一人なりしが合同の内相談には與からざりき）合同一致の基礎たるべき教會政治の編成、信條の選定に着手し、其草案成るに及び之を日本基督公會及び長老教會に提出してその採否を討議せしに双方其議論百出して殆ど否決せんとするの形勢なりしが、漸くにして議まごまり終にその採用する所となれり。初め委員等が憲法信條草案を編成するに當り最も議論ありし問題は新設合同教會の名稱、外國宣教師等の日本の基督教會に對する關係等なりき。就中その採用すべき信條に關して最も困難を感じたりしが、熟議の末終にウエストミンストルの告白、ドルト大會の經典、ハイデルブルグ大小問答を採用するに決せり、而して又日本人の間に最も異論ありしも此等の信條を採用する事にてありき。當時新潟に在りて蘇國の醫士バームを援けて傳道しつつありし押川方義はこの信條採用に異議を唱へ、斷然分離して仙臺に趣き獨力布教に従事せり。

第十三節 第一回の中會

斯くて明治十年十月三日日本基督公會及び長老教會所屬の各箇教會の代員（八名）及び關係諸ミッションの宣教師（十二名）は横濱海岸教會堂に會合せり、これその教會政治（憲法）に規定せる第一回の中會にして爰に日本基督一致教會の成立を見るに至れり、是の會議に於て議長は最初日本に於て教會合同の議を主張せしブラオンの豫定なりしが、長崎よりの汽船延着の爲め、舊日本基督公會のタムソン議長となりて議場を整理せり、而して此の中會に於て舉行決議されし重大事件は東京、麴町、淺草、牛込三教會の設立願を許可したること又小川義綏、奥野昌綱、戸田忠厚の三名を教職に任じたることなり。蓋し日本人にして基督教の教職に任せられしは此の三名を以て初めとす。

第十四節 一大會三中會の組織

明治十四年四月開會したる代議會は、全國を三分して三中會となし、其の上到大會を置きて之を總括することを議定し、左の通り中會區域を劃定したり。

- 一 北部中會 東京日本橋以北十二教會を含む
- 一 東部中會 同日本橋以南八教會を含む
- 一 西部中會 中國及び九州に在る三教會を含む

第十五節 宮城中會の建設及び協力ミッションの増加

明治十八年十一月開會したる第三回大回は、宮城縣下仙臺外三教會の加入を容れ、同時に

宮城中會組織の議を決し、更に全國を分けて左の五中會となせり。

東京第一中會、東京第二中會、浪花中會、鎮西中會、宮城中會。

右宮城縣下四教會の加入と同時に、我が協力ミッションの一となりしはゼルマン、リフオームド、ミッションにして、此のミッションの宣教師は、明治十二年始めて我國に渡來し、押川方義氏等と共に専ら東北地方に傳道したり。

明治十九年、米國南プレスビテリアン、ミッション、我が協力ミッション中に加入す、此のミッションの最初の宣教師は明治十八年中渡來せり。

明治二十年、米國婦人異邦傳道會、我が協力ミッションに公然加入す。此の傳道會は明治初年よりして實際我教會と協力したる者なるが、茲にその名實を一にせるなり。

明治二十二年、カンバルランド、プレスビテリアン、ミッション、その所屬教會九個を以て來り協力ミッションに加入す。此は明治十年以來、大阪附近及び紀伊地方に傳道したる者なり。右の如くにして我教會と協力提携せるミッションは都合七個となれるも、明治二十四五年の交、スコットランド一致長老派に屬する宣教師ワデル、デビソン氏等病を以て歸國するに至り、前後二十五六年間我國のために盡力せる同派は自ら我國より手を引くこととなりぬ。

第十六節 教會名稱の變更及び山陽中會建設

明治二十三年開會したる第六回大會は、日本基督公會の信條及び憲法規則を改定し、同時にその名稱を改めて日本基督教會となせり。

明治二十四年十一月開會したる第七回大會は鎮西中會に屬する數個教會を以て新に、山陽中會建設の議を決したり、茲に全國六中會となる。

第十七節 高知縣下大舉傳道

明治二十六年、前大會に於て、高知縣下に一ケ年間八名乃至十名の傳道者を送りて大に傳道せしむとの決議に従ひ、内外教師を交る／＼同地に派遣し大に傳道したるが、其の結果として百七十人の受洗者と數百人の求道者を起したり。

第十八節 傳道局 創立

明治廿七年七月開會したる第九回大會は、日本基督教會當初の志を貫徹して、新に獨立の傳道機關を創設したり。

第十九節 臺灣傳道の着手

明治廿八年の大會は、新に我國の領土に歸したる臺灣傳道開始の決議をなし、廿九年六月より其實行に着手し、茲に始めて海外傳道の宿望を果し得たり。

第二十節 大會常置委員の設置及び中會の合併

明治三十年開會したる第十一大會は、新に常置委員五名を挙げ全般に關する事務を行はしむるの制を立つ。

明治三十一年十月開會したる第十二大會は、東京第一東京第二の中會を合併して一中會となすの議を決し之を東京中會と稱せしむ。

第二十一節 特別傳道

明治三十三年七月開會せる第十三大會は、翌年春期を以て、全國に特別巡回傳道を行ふの議を決し、特に之が爲め委員十三名を擧げて其の事に當らしむ、茲に於て明治三十四年の春より夏へかけ全国各地に巡回傳道盛に行はれ我教勢大に張る。

第二十二節 傳道局の大擴張及び北海道中會建設

明治三十四年十月開會したる第十五大會は、傳道局（明治廿七年創設）の組織を變更し、總裁一名理事十名幹事一名會計二名とし、片岡健吉氏を總裁に、貴山幸次郎氏を幹事に擧げ、翌年度豫算金額四千圓を議定したりしが、越へて明治三十五年十月開會せる第十六大會は傳道局事業の擴張を是とし、翌年度豫算金額七千五百圓を議決し、臺灣に傳道地を増加する外に、北清傳道着手を議定したり。

明治三十六年三月、北海道中會、同道に在る四教會を以て創設せらる、茲に於て全國別れて六中會となる（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道）

明治三十六年十月開會せる第十七大會は、傳道局翌年度豫算額金八千圓を議決し、又朝鮮傳道開始を可としければ、翌年二月より釜山に傳道者を送りたり。

第二十三節 戰時傳道と傳道局獨立滿十年祝會

明治三十七年二月我國の露國と戦端を開くや、傳道局理事及び大會常置委員は協議の上、戰時傳道部なるものを特設し、同年四月東京に於て聯合祈禱會を開きたるを手始とし、順次

全國要地及び臺灣に傳道し、大に教勢を振起し又出征軍人及びその家族を慰藉したるが、恰かも此の年は我傳道局の獨立後滿十年に相當するを以て、十一月廿七日をトして東京市神田青年會館に於て滿十年祝會を開きたり。

第二十四節 臺灣特別傳道及び臺灣中會建設

明治三十八年十月東京市芝教會に於て開會せる第十九大會はその年の末より翌年の末まで一ケ年間臺灣に特別傳道を舉行するの議を決定し、之が實行を傳道局に命じたり。此に於て局は同島に數回の應援を與へたるが、その効果空しからず、明治三十九年の年末に至り、臺北、臺南、基隆の三教會代員等は臺北に會合して終に目出度臺灣中會建設の式を挙げたり。茲に於て我日本基督教會は全國七中會となる(東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道、臺灣)

第二十五節 滿韓傳道と新教會の設立

日露戰役の結果韓國は我が保護國となり、南滿洲亦我勢力範圍内に入ることとなるや、我傳道局は此等地方に傳道の必要あるを認め、從來の傳道地たる天津釜山の外に新傳道地として大連、營口、安東縣、旅順(以上滿洲)京城、群山(以上韓國)等を選定し、或は之に定住傳道者を送り、或は有力者を派して巡回傳道せしめなどしたるが、天津大連等の各教會は一二年を出でずして獨立自給教會となり、旅順京城等亦近き將來に於て教會組織を見んとする教勢を馴致したり。

第二十六節 特別傳道及び祝謝傳道

明治三十九年十月東京市富士見町教會に於て開會せる第二十回大會が、時勢の要求に鑑みて議決し、之が實行を傳道局に託したる特別傳道は、同年末より翌年九月まで東京市を始めとして全國樞要地二十餘ヶ所に傳道したり。然るに明治四十年十月東京市芝教會に於て開かれたる第廿一大會は、更に特別傳道繼續に議決したりしかば、第二回特別傳道は、同年末より翌年九月まで全國五十餘ヶ所に行はれ我教會の教勢振起に多少貢獻する所ありき。

然るに明治四十一年十月横濱指路教會に於て開會せる第廿二大會は、翌明治四十二年は我國にプロテスタント教宣教開始後五十年に相當すればとて、更に第三次特別傳道舉行の件を議決し、之が實行を傳道局に命せしかば、局は運動の方針を新にし、規模を大にし、傳道資金五千圓を豫算し、自ら主となりて別に祝謝傳道會なる者を設立し、植村正久會長並に實行委員長となり、明治四十二年四月全國より牧師傳道者數十名を東京に招集し盛んなる修養會を開き、同時に宣教開始五十年大祝會を催し、之を手始めとして東京及び全國各地方に巡回傳道者を派遣し又は定住傳道者を置きなどし、明治四十三年二月を期して、十個の新獨立教會を得んとて熱心盡瘁したり。其の結果は豫期の如くならざりしも、新に數個の獨立教會を得たるのみならず、掉尾の運動として、明治四十三年三月再び東京に於て盛なる修養會を開き且つ市の中央なる有樂座に於て大演說會を催はし、次で青年會館に大說教會を開きて、新に多數の志道者を得、茲に芽出度祝謝傳道會を終れり。而して又祝謝傳道會の末期に起りしチヤブマン氏委託傳道集會は、東京を始め各地に活動して、得たる所の志道者一千餘名の多き

を算するに至れり。

第二十七節 協力問題の決定

過去數年間我教會の同人間に紛糾して辯護論議の種子たりし外國ミツション協力問題は、明治四十二年東京市麴町教會に於て開かれたる第廿三大會に至りて全く解決せられたりと云ふべき歟。此大會は曾て大會が下せる協力の定議に基きて正式に協力を申込みたる者の外、別に我教會と何等かの關係を保持せんことを冀望する外國ミツションのために別に一ケの「申合規約」を定め、此の如きミツションをしてその冀望を達せしむるの途を開きたり。此の設備は從來縁故ありし外友に對し好意を表したるものにて同時に協力問題に結末を着けたるものなり而して數年前より既に協力し來りしもの又は新に協力せしものは、北プレスビテリアンミツション、及びゼルマン、リホームドミツションにして、申合規約に従ひしものはダッチ、リホームドミツション及び南プレスビテリアンミツションなり。

第二十八節 憲法規則一部の改正と大會の新局面

數年前より我教會の一大問題たりし憲法規則一部の改正は、複雑なる手續を経て、明治四十二年に至り、彌よその目的を達することとなりしかば、同年十月東京市麴町教會に開かれたる第廿三回大會は、全國各教會の牧師長老神學教授宣教師（以上正議員）教師及び傳道教會代員（以上員外議員）より組織せられ、從來の大會に比してその面目も自ら一新し活氣著しく加はりたるを覺へぬ。

明治四十三年の大會は、教師試験に關する憲法規則を改正し、教師は凡て大會に於て試験を受くることとなり、試験の内容も大に改まり、漸次教役者の品位を高め、其の精選統一を計ることとなりぬ。

第二十九節 外國傳道の着手

明治四十二年はプロテスタント基督教の、我國に傳道を開始せし以來、恰も滿五十年の祝謝すべき年に當りたれば、同年十月東京に於て開きたる第廿三回大會は、其好記念として新に清國人の間に傳道せんことを決議し、同十一月教師丸山傳太郎を清國の首府北京に派遣したり。

明治四十三年九月朝鮮の併合成るや、新に大邱を傳道地として定住傳道者を送り、更に十月の大會に於ては朝鮮傳道に關して種々劃策する所あり、一には朝鮮の青年傳道者を養成し、一には我が青年傳道者に朝鮮語を學ばしめ、着々朝鮮人の間にも傳道の歩武を進めんことを決議せり。而して有志信徒の集會に於ては、進んで朝鮮傳道後援會なるものを設け、弘く資金を募集し、傳道局の朝鮮に對する傳道事業を應援することとなりぬ。

第三十節 日曜學校同盟の創設

明治四十四年十月の第廿五回大會は、我が日本基督教會に在る二百七十六個の日曜學校同盟を設け、特別委員を常置して、其の連絡統一發展を計らしむることを決議せり。

第三十一節 家庭禮拜曆の發行

同大會は聖書研究、家庭禮拜等の良習慣を規則正しく養はしめんがため、前大會に於て擧げられたる委員等の編纂に係はる家庭禮拜曆を調査し、明治四十五年一月より之を採用することを可決せり。

第三十二節 傳道教會資格標準一定

同大會は傳道教會の資格標準を、現住陪餐者十五名献金年額六拾圓と定め、既設の傳道教會には向ふ三ヶ年の猶豫を與へて、其の時資格なきものは解散することとし、傳道地の整頓發達の上少からぬ便利と奮勵とを與へたり。

第三十三節 在外長老教會との連絡

同大會は朝鮮臺灣の長老教會に交誼を厚ふするため、大會議長より問安書を送ることとなしたるが、尙ほ大平洋沿岸の日本人長老教會と將來の連絡を取らんためその方法につき審議したり。

第三十四節 滿洲中會の設立

傳道着手後僅に六年半にて、滿洲部内に三個の獨立教會を見るに至りたれば、明治四十五年六月大連市に於て、日本基督教會滿洲中會は建設せられたり。我教會が海外の傳道に率先盡力して、着々其の効果を擧ぐることは、如何計り一般の傳道心を鼓舞作興せしや知るべからず、吾儕の深く感謝すべき處なりとす。

第三十五節 日本基督教會創立四十年祝會

大正元年十月仙臺に於て大會開會中、仙臺日本基督教會に於て我教會創立の滿四十年祝會を開き、井深、植村二氏の演説、知事、市長及び各ミッション代表者の祝辭あり、數百の來會者皆既往の神恩を感謝し更に將來の希望を堅ふせられたり。

第三十六節 日本基督教會婦人傳道會社

大正二年四月有志婦人に由て創立せられたる同社は、同年十月の大會に同社長渡邊たつ子より規則書及び現況報告書を添へて、其の承認願を提出せられたれば、大會は感謝と満足とを以て之を承認したり。

第三十七節 朝鮮中會の建設

大正三年十月の大會に於て決議せられたる同中會建設式は、大正四年七月京城に於て舉行せられたり傳道着手後十年餘を経過したり。

第三十八節 日本基督教會總務局の設置

大正三年十月第廿八回の大會は、日本基督教會の庶務傳道財務一切の事務を總轄進捗せしむる目的を以て、總務局設置を決議し、大正四年一月より之を實施することとせり。隨て從來大會常置委員及び傳道局の執り來れる事務は、一切之を總務局に讓渡することとなり、同委員等は皆自然に消滅せり。總務局最初の條例にては理事長一名、理事十四名、幹事、會計書記、各若干名なりしが、翌大正四年十月の大會にては、更に條例を改め、理事長一名、理事七名、評議員廿二名、幹事、會計、書記、各若干名となせり。

第三十九節 週一獻金の創始

大正四年第廿九回大會に於て、新に設けられたる總務局評議委員會にては、一週一錢の献金を普く全國の教會員より集むるの新案を決し、其趣意書及び週一献金袋を配付して、一般會員に献金と共に傳道の爲に祈るの習慣を養はんことを奨励したり。

第四十節 全國巡回傳道並に新潟縣下特別傳道

同大會にては全國各派の協同傳道に伴ひ、我教會も總務局をして、全國を廿五區に別ち、悉く之を巡回傳道することを決し、且つ新潟縣下有志の特別資金に依り、同縣下に特に一年四回の有力なる應援傳道をなさんことを決し、大正四五年に亘りては、一般に教勢の振起を見るを得たり。

第四十一節 海外傳道の精神再勃興

新開地傳道に銳意率先せる我教會は、近年聊か其意氣沈滞せるやの感ありしが、大正五年十月第卅回の大會に於ては、再び海外傳道の意氣勃興して、一日朝鮮、滿洲及び臺灣生蕃傳道等に關する特別の演說會も開催せられ、一般に其責任使命の重大なることを自覺せしめたり。朝鮮京城に於ける一有力なる朝鮮人教會が、其指道者李源兢氏と共に我が朝鮮中會に入會せるも、此年のことなり。

第四十二節 ルーテル宗教改革開始滿四百年記念會

大正六年十月廿八日の日曜を期して、全國日本基督教會は、總務局理事會の提案に基き、

各々有益なる記念禮拜若くは講演會を開きたり。

第四十三節 信州五ヶ所の傳道地引受及同縣下特別傳道

大正七年一月より總務局は、米國リホームドミツションより長野松本諏訪伊那飯田の五傳道地を引受くることとなり、特に同縣下有志の特別資金に依りて、一年數回の應援傳道をなすことを決し、一般に教勢の振起を見ることを得たり。

第四十四節 教職者大會

數名の篤志者の寄附に依り、二千餘圓の資金を以て、全國教職者を鎌倉に招集し、大正七年五月十四日より五日間、有益盛大なる修養會を開きたり。

第四十五節 三大集會

大正七年十月東京に於て開かれたる第卅二回大會の際には、奉仕者大會、婦人大會、信徒大會、の三大集會を催し、何れも盛會にてありき、日本基督教會にありて之れまでなかりし集會なりき。

第四十六節 傳道局創立二十五年記念會

大正八年十月の第三十三大會に於て傳道局創立廿五年記念會開かれ、井深、植村二氏の演說、來賓の祝辭あり、盛なる會合にてありき。

第四十七節 傳道局及大會常置委員の設置

同大會に於て傳道局及大會常置委員を復興し、總務局の取りたる事務を分つこととなれり、

傳道局は理事十二名、幹事、會計を置き、大會常置委員は委員七名を置くこと、なれり。
第四十八節 憲法規則の改正

從來我が日本基督教會が準據し來りたる憲法規則は明治二十三年の制定にかゝるものなるが、頗る不備の點あると、時代の要求に適應する必要あることにより、之が改正を求むるもの少からず、因て大會は大正三年開かれたる第二十八大會以來、幾度か專任委員を置き、又幾度かその草案を改めたりしが、終に昨大正九年開かれたる第三十四大會に至りて、審議の上之を裁定し、本年一月一日より之を實施することとなしたり、我が憲法規則制定後滿三十年にしてこの事あるは奇と云ふべし。改正せられたるは、條章の配置、字句、文章の修正を別としてその重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、從來傳道者として別に一階級をなしたるものを、改めて教師試補となし、准允後十年を経過するも教師の資格を得ざる者は、准允を取消することあるべしとせしこと。
- 一、從來中會組織に要せらるゝ獨立教會數は三個以上なりしを、改めて五個以上とせしこと、但し此は大正十四年一月より實施するものとす。
- 一、傳道教會にして一定の資格に達したるものは、大會に正式に代員を選出する事を得べしとせしこと。
- 一、教師又は教師試補にして日本基督教會以外にその職を奉ずるもの一ヶ年を経るも退會を願出ざる者あらば除名すること。

一、從來神學教師は悉く大會に於て正議員たりしが、之を制限して一神學校毎に二名の正議員を選出し得るものとせしこと、又各中會とも宣教師二名丈けを正議員たらしむることを得とせしこと。

第四十九節 教會創立五十年記念

大正十年十月の第三十五回大會に於て日本基督教會創立五十年記念に關する左記の決議を爲し尙十月九日午前十時より神戸神港教會に於て記念禮拜を行へり。

日本基督教會創立五十年記念に關する決議案

吾國最初の教會たる横濱海岸教會の創立は明治五年三月十日にして今年は正に五十年に相當す此の歴史的好機に開かれたる我日本基督教會大會は適當なる記念の實を擧げ教會の一轉機たらしめんが爲め左の事業を逐行せんことを決議す。

(一)來年五月頃、我教會と關係ある米國リフオーム諸教會、長老派諸教會に特使を遣り、日本傳道開始以來の成績等に就て報告し、其好意と努力とに對する感謝の意を表し、序を以て彼地諸教會の日本に行ふに最適はしき傳道事業に就て懇談し、從來よりも有効にして一層徹底せる協力を行ひ、若くは少とも其端緒を開く様に爲す事、而して其使者は便宜を見計ひ可成、カナダ及スコットランドの長老派諸教會大會をも訪問する事。
 但し特使は一名となし、關係ミッションと交渉の上、その代表者の同行を求むる事。

- (二)内外協力の事業として、東京に日本基督教會記念館を建築する事。
- (三)本大會より明年の大會期まで傳道局並に中會は記念特別事業を計畫して倍加傳道の達成を期すること。
- (四)教師の養成、修養のため補助の方法を講ずる事。
- (五)日曜學校擴張のため方法を講ずる事。
- (六)來年の大會期中適當の時に於て掉尾の大集會を開く事。
- (七)此際内外協力の精神を一層徹底せしめんが爲めに特に委員を擧げ、ミッション代表者との協議會を開き適當の方法を講ずること。
- (八)以上の事業を遂行するため資金五拾萬圓募集する事。
- (九)以上の事業遂行に就ては、關係ミッションより宣教師四名、大會常置委員、及傳道局理事をして之に當らしむる事。但し必要に應じ委員を増加する事を得。

第五十節 特使の派遣

我日本基督教會創立及其進歩發達に特別の關係ある海外諸ミッションに對し、感謝の意を表さんか爲めに、特使として三十五回大會に於て選ばれたる大會議長植村正久氏は大正十一年四月十七日横濱解纜の大洋丸にて米國に向け出發せられ、米國カナダ、スコットランドを訪問せられたり。

第五十一節 内外協力傳道

大會決議によりて委員等は、内外協力の精神を熾にし適當なる方法を案出する爲めに、數次熟議の結果現在の日本基督教會傳道局及び關係諸ミッションの傳道機關を統一するの要を認め、諸ミッションを代表する委員及五十年運動常務委員より、各協力の傳道局案を作成發表せり。(提案は省略す)

第五十二節 震災救護會

大正十二年九月一日關東大震災火災の爲め、我日本基督教會に於ては、左記十四個教會一講義所及び一神學校全部倒壊焼失し、尙ほ他に十三ヶ教會及びミッション關係の女學校等大破を蒙れり、會員の罹災せるもの其の分明なるもの、みにても、壹千八百七十四人の多きに達せり。

海岸、指路、新榮、芝、兩國、富士見町、明星、淺草、麴町、本所、太田、日本橋、鎌倉、神田、東京神學社

震災後直ちに大會常置員、傳道局理事東京中會常置員を以て、日本基督教會震災救護會を組織し救護事務に當れり。

第五十三節 第三十七回大會會場の變更

大震災のため大會々場を泉州濱寺に、期日を十一月月上旬に變更したり。

第五十四節 宣言書發表

第三十七回大會は満場一致を以て、左記の宣言書を可決發表せり。

日本基督教會の創立せられて、半世紀歴史は正に一進展を思はしむるの秋、不慮の大變災は突如國民の頭上に落下し、神の嚴なる教訓は示されたり。惟ふに維新以來我國民的努力は帝都を以て代表せられたる物質文化の建設に、傾倒せられ、人間の本領と、人生の目的とに對する正しき考慮を缺きたり、其積弊の及ぶ所人心徒らに感覺的快樂を懷ひ、浮華滌蕩風を作し質實敬虔の徳地を拂ふに至れり、此の時に當り、天殃倏ち下り、國民誇負の幻影轉瞬の間に覆滅し、靈的教養を有せざる國民の實狀、白日の下に暴露せられたり、天災地妖の害は尙ほ耐ふべし、人爲の禍に至りては、轉た痛恨の情を禁せざるなり。

五十年記念運動は、爰に於て更に重大なる意義を加へられたり、我等深く自ら戒飾すると共に聖靈啓導の下に水火の冒し能はざる永遠の都を建設するに励めざるべからず、豈啻に罹災教會のみと言はんや、我等は此の振古未曾有の時期に際し、國民的悔改を天下に宣明し以て十字架の恩寵に負ふ使命を完ふせんことを期す。

千九百二十三年十一月

於泉州濱寺第三十七回日本基督教會大會

第五十五節 財務局の設置

大正十三年十月明治學院に開かれたる第三十八回大會に於て、日本基督教會財務局を新設し、財務の統一を計ることゝなれり。

第五十六節 維持財團法人設立

大正十三年十一月廿一日附を以て、日本基督教會維持財團法人設立許可の指令ありたり。

第五十七節 傳道局創立三十年記念會

大正十四年十月の大會に於て、傳道局創立三十年記念會を開き、井深、多田、貴山、渡邊暢氏等の演説あり、功勞者故植村正久氏、貴山幸次郎氏、徳澤治氏等を表彰したり。

第五十八節 特別傳道案

大正十五年十月大阪に於ける第四十回大會に於て、千九百廿七年度に約百個の教會に特別傳道を行ひ、基督教の中心使命を傳ふることを決し、教會發展の上に貢献する所少からざらん。

第五十九節 宗教法案反對運動

同大會に於て舉げられたる宗教法案反對實行委員は、數ヶ月に亙る熱心なる猛運動を續けて、終に其目的を達したり。

第六十節 協力ミツシヨン問題

昭和二年九月横濱に於ける第四十一回大會に於ける決議によりミツシヨンとの交渉を各中會にてなし同三年より東京中會は六個所、浪花中會は四十四個所、山陽中會は十二個所、北海道中會は六個所の傳道地を北長老、南長老の兩ミツシヨンより繼承したり。

第六十一節 御大典賀表捧呈

昭和三十二年十月第四十二回大會の決議に依り大會議長の名を以て同年十一月十日賀表を捧呈す。

第六十二節 宣言書發表

昭和三十二年十月東京に於て開かれたる第四十二回大會の決議により宣言書を發表す。

第六十三節 教育局設置

同第四十二回大會に於て教育局條例を決議し教育局を設置す。

第六十四節 教職五十年記念表彰

同第四十二回大會の決議に基き在職五十年の記念品として聖書を大會議長の名を以て井深梶之助、山本秀煌、伊藤藤吉の三氏へ贈呈し之れを表彰す。

第六十五節 四十年以上勤勞の宣教師表彰

同第四十二回大會の決議に依り左記宣教師等に大會議長の名を以て感謝狀を贈呈す。

○アメリカ、リホームド。

エー、オルトマンズ。

エツチ、ガイ、エス、ビーク。

○合衆國リホームド。

デー、ビー、シユネーダー。

○サウス、プレスビテリアン。

エス、ビー、フルトン。

アール、イー、マカルビン。

○ノウス、プレスビテリアン。

チエー、ビー、エレス。

ジー、エス、ビゲロー。

チエー、ジー、ダンロツプ。

エス、シー、スミス。

テイ、シー、ウイン。

(以下歸米中)エフ、エス、カルチス。

ジー、ダブルユー、フルトン。

ダブルユー、インブリー夫人。

エツチ、エム、ランドス夫人。

ビー、レピット。

チー、ビー、ビヤソン。

イー、ビー、ミリケン。

エフ、イー、ポーター。

エス、シー、スミス。

第六十六節 特別傳道

同第四十二回大會の決議に依り昭和四年は傳道局設立以後三十五年、朝鮮、滿洲傳道開始以後二十五年、を記念するため特別傳道委員十一名を挙げ傳道局理事と協力し特別傳道を行ふ。

第六十七節 宗教團體法案再び審議未了

昭和四年二月十五日を以て文部當局立案の宗教團體法案は貴族院議院に提出され直ちに同院特別委員に附托となり同特別委員の間に極めて有力なる反對論者起り論難攻撃の結果終に審議未了となる此間對宗教團體法案特別委員十名は實行委員十九名を選び全員協力晝夜寢食

を忘れての猛運動を続けられたり。

第六十八節 日本基督教會史刊行

大會歴史編纂委員編纂の日本基督教會史は昭和四年十月初旬發行す。

第六十九節 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供

第四十三回大會に於て明治學院神學部を明治學院理事會代表總理田川大吉郎氏の名に於て東京神學社神學校を東京神學社理事會代表高倉徳太郎氏の名に於て日本基督教會大會に提供せらる。

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録

- (一) 甲地の信徒若し乙地に轉住する時は特別なる事情の外在住地附近の教會に轉入することを適當とす故に大會は之を各中會に奨勵すること (第十一回大會決議)
- (二) 各教會講義所所屬の會員及求道者にして旅行又は轉住者ある時當局者は直に其の氏名宿所を最寄の日本基督教會又は講義所に報告すること (第十二回大會決議)
- (三) 大會費募集の標準は現住陪餐會員に四分通常献金額に六分を賦課すること (四十年第二十回大會決議)
- (四) 諸報告は凡て前年の曆年度に依るものとし尙其の年度後大會開期までの狀況は備考として報告することに一定すること (四十一年第二十二回大會決議)
- (五) 日本基督教會に屬する一個教會は其の事情に於て必要ある場合に他の一個教會の長老を選挙して大會に自己を代表せしむるも差支なし (同上)
- (六) 認可神學校よりは大會毎に其の報告書を出さしめ委員を舉て之を調査報告せしむること (四十二年第二十三回大會決議)
- (七) 自今中會より提出する建議案には代表者を立つる慣例を此の大會に於て定め置くこと (同上)
- (八) 従來教情調査の報告は大會常置委員に於て各中會より提出せる報告に基き之を爲すの風なる處右は統計其の他に付ては當然のことなれども吾等は更に適切に各地方教勢の消長

地方各己の要求施設等に付き又は各地方特殊の出来事就中信仰上の傾向等に關し之を聞か
んことを欲す故に次期の大會より常置委員報告の外各中會に於て代表者を立て右等に關す
る演説をなさしむること (同上)

(備考)

大會に於ける教狀報告は爾今文書を以て報告することと決めること可決 (大正二年第廿七回決議)

(九) 教師は其の在職中長老たることを得ず (四十二年第二十三回大會決議)

(備考)

教師試補も亦教師と同様其資格を有する間は長老たることを得ず (大正十四年第卅九回決議)

(十) 教會は洗禮を志願するものを先づ會友とすることを得

第一 會友の加入は小會又は委員會の決議を経べし

第二 會友は禮拜に出席し献金をなし基督教傳播のため力を盡すべし

第三 會友は左の資格を備ふるものとす

一 深く基督の人格を慕ひ身を其の指導の下に置き信仰の道を修め新らしき生命に進ま
んことを志すこと

二 右の目的を以て教會に屬し教會の兄弟姉妹と親しみを厚ふし力めて基督教を學び洗
禮を受くるの準備をなすことを約束すること

第四 會友は第三項の會友資格の二ヶ條に就き誓約すべし

第五 會友は教會の會議に與り又聖餐式に與かることを得ず

第六 教會は會友の名簿を整頓し置くべし

第七 會友誓約を破り又敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議にて除名すべし

(四十二年第二十三回大會決議)

(十一) 教會は便宜客員を設くることを得

第一 他教會の會員にて常に其の教會に出席し且つ献金をなし傳道の爲めに其の力を盡す
も轉會し得ざる事情あるものを客員となすことを得

第二 客員の加入は小會又は委員會の決議を経べし

第三 客員は會議に列し會吏となることの外は會員と異なることなし

第四 教會は客員の名簿を整頓し置くべし

第五 客員敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議を経て客員名簿より取り除くべし

(同上)

(十二) 傳道教會の資格標準は現往陪餐者十五名献金年額六十圓とし既設の傳道教會は向ふ
三ヶ年の猶豫を與へて其の時資格なきものは解散すること (四十四年第二十五回大會決議)

(十三) 教師試験志願者に對する決議案

一 教師試験を受けんと欲するものは大會開期三ヶ月前に履歷書及推薦書を添へ試験委員
長に宛て志願書を提出すべき事

二 受験者は試験委員長より試験問題及説教の題目を受領したる時は大會開期一ヶ月前に

其の草稿を委員長に提出すべき事 (大正元年第二十六回大會決議)

(十四) 葬式決議案調査委員報告

凡そ葬儀に參列しては信者未信者の別なく死者に對して相當の敬意を表すべきは無論の事なりと雖死者の靈に對して神を供へ又は焼香するは死者を神佛として禮拜するものと誤解せらるゝの嫌あるを以て單に敬禮又は脱帽等の方法に依りて敬意を表するを可とす

(大正二年第二十七回大會決議)

(十五) 社會問題の決議案

第二十七回日本基督教會大會は社會の狀況と其必要に鑑み左の諸項を決議す

- 一 我教會は勤勉にして賢き方法により直接傳道に勵むべきは勿論機宜に應じ其の力を計り青年及勞働者間に於ける精神教育及貧病者救濟等の社會事業にも心を用ふべきこと
- 二 我教會は信徒を督勵して左の諸件に付特に基督教道徳を發揮せしむること
 - (い) 家庭の風儀を緊肅し子女の宗教教育に注意すること
 - (ろ) 勤勉質素信義及禁酒禁煙の美風を發揚すること
 - (は) 婚約の成立婚姻の儀式を慎重にし且從來の風習に鑑みて葬儀及祖先記念を鄭重に行ふこと (大正二年第二十七回大會可決)

(十六) 大會を有効ならしむる建議案

第一 大會は今一層有効ならしむる爲め大會開期中修養會並傳道集會を催すこと

第二 教會傳道局並關係ミッションに交渉して教役者を大會に出席せしむること

第三 右の實行は大會常置委員並現今の教役者會委員に附託すること

(大正二年第二十七回大會可決)

(十七) 日曜學校建議案

日本基督教會日曜學校同盟事業の一部として左の三項を建議仕候

- 一 臨時必要に應じ日曜學校巡回教師を置くこと
但し右費用百五十圓を計上し讚美歌賣上配當金より支辨すること
- 二 日曜學校に對する興味を増進する爲め大會又は中會開催毎に日曜學校生徒大會又は日曜學校教師講習會を開くこと
- 三 大會の決議を以て未加入日曜學校に對し加盟勸告書を發すること
(大正二年第二十七回大會可決)

(十八) 教會員轉籍の決議案 第十一回大會の決議即ち(一)參照

教會員もし他郷に移轉し其の地に日本基督教會の存在する場合は必ず速に之を通知し且つ本人をして成るべく其の教會に轉籍せしむること (大正三年第二十八回大會可決)

(十九) 日本日曜學校協會加入建議案

我日本基督教會が所屬日曜學校事業振起の爲に益其の日曜學校同盟の發展を期すると共に教派を問はず世界的に統合連絡せられたる日本日曜學校協會に對しても正しき理解を以て其の發展を圖らんが爲めに大會は普く所屬日曜學校に向て日本日曜學校協會に入會せんこ

とを勧誘せられたし (大正三年第二十八回大會可決)

(二十) 大會書記の任期を三ヶ年とす (大正十年第三十五回決議)

(二十一) 教役者扶助金増加に關する建議案

教役者恩給扶助基本金増加の爲め教役者、長老、執事委員をして毎月一口(十錢)以上の献金を成るべく爲さしめ、資金充實の爲め教會、傳道教會、傳道所をして維持献金の一分(百分の一)を成るべく支出せしむる事 (大正十一年第三十六回決議)

(二十二) 神學校認可標準立案委員報告

委員は左の條件の具備を以て認可の標準と爲すを適當と認む

一 専門の學術を修むるに足る校舍圖書其他の設備を有すること

一 憲法に規定せる神學教師たり得べき専任教授を二名以上有すること

一 入學資格を中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者と爲し豫科本科を通して五ヶ年以上の課程を教授すること (大正十二年第三十七回決議)

(二十三) 教會所屬問題調査委員報告

臺灣中會の建議案に基き教會所屬問題につき調査せし結果「委員等は海外遠隔の地にある教會を建設する場合は、地理上の關係尤も近き中會に屬せしむべきは勿論なれども、場合によりては、便宜上教會の希望により、教會と縁故最も深き中會に屬することを得」と決議せり (大正十二年第三十七回決議)

(二十四) 舊教師試験規則に依りて受験中の者に對しては次回より既に合格したる科目の外

凡て新規則によりて試験を行ふべきものとす (大正十五年第四十回決議)

(二十五) 協力ミツション問題報告

浪花中會の提案に就ては各中會各々其の事情を異にするを以て之を各中會に委任しミツションと交渉の上適當の處置を取らしむること (昭和二年第四十一回決議)

(二十六) 恩給扶助決議案

財務局に於て徴收したる恩給扶助に關する資金は之を恩給扶助規則による會計委員に交附し、該委員をして出納保管の責に任せしむるものとす (昭和二年第四十一回決議)

(二十七) 教役者恩給扶助規則改正案

附則 第一條中恩給扶助金を左記の通り改正す。

一、恩給金 終身年金壹百五十圓を參百圓

一、扶助金 甲種(三ヶ年) 壹百五十圓を參百圓

乙種(同) 壹百圓を貳百圓

丙種(同) 七拾圓を壹百五十圓

丁種(一時金) 五拾圓を壹百圓

右建議候也(但本案は昭和三年度より實施の事) (昭和二年第四十一回決議)

(二十八) 教役者恩給扶助基金増加の決議案

教役者恩給扶助基金増加の目的を以て、第三十四回大會に於て決議せられたる、教役者長老執事委員等より、一口（金拾錢）以上の寄附金を、一口（金貳拾錢）以上に改正す

(二十九) 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供に關する決議案

(昭和三年第四十二回決議)

決議案 (第一)

日本基督教會は明治學院理事會代表總理田川大吉郎氏の名に於て提供せられたる明治學院神學部並に東京神學社神學校理事會代表高倉德太郎氏の名に於て提供せられたる東京神學社神學校を深厚なる感謝と欣喜とを以て受納すること。

右決議す (昭和四年第四十三回決議)

決議案 (第二)

今次明治學院及び東京神學社より提供せられたる兩神學校受納の手續を完成する爲め且つ兩神學校を大會に提供せられたる目的及び精神を尊重して更に充實完備せる大會直轄の神學校を設立せんが爲め特に大會議長の指名により神學校創立委員十五名を挙げ其目的を達するに必要なる一切の處置をなさしむる事

右決議す (昭和四年第四十三回決議)

第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例

日本基督教會信仰の告白

(明治二十三年の大會に於て制定す)

我等が神と崇むる、主耶蘇基督は神の獨子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完全き犠牲をささげ給へり。凡そ信仰に由りて、之と一體となれるものは赦されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を潔む。また父と子と、ともに崇められ、禮拜せらるる聖靈は我等が魂に耶蘇基督を顯示す。その恩によるに非ざれば、罪に死したる人、神の國に入ることを得ず。古の預言者使徒および聖人は聖靈に啓迪せられたり、新舊兩約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教會は、聖書に據りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が會て傳へられたる、信仰の道を奉じ讚美と感謝とを以て、その告白に同意を表す。

我は天地の造作者、全能の父なる神を信す。我はその獨子。我等の主耶蘇基督を信す、即

ち聖靈によりて胎られ處女マリヤより生れポンテオ、ピラトの下に苦を受け、十字架につけられ、死して葬られ、(陰府に下り)第三日に死者のうちより復活り、天に昇りて、全能の父なる神の右に座し給へり、彼所より來りて生けるものと死ねるものとを審判たまはん。我は聖靈を信す、聖なる公同教會すなはち聖徒の交通、罪の赦、身體の復活、永遠の生命を信す。

アーメン

日本基督教會憲法規則

(大正九年改正)

日本基督教會憲法

神は萬國民のうちより無數の大衆を召し彼等によりて世々其の恩恵と眞理との勝れて豊なるを顯し給ふこれ活ける神の教會基督の身聖靈の宮にしてすべてのものを以てすすべてのものに満たし給ふもの、滿つる所なり此の大衆は萬國萬世の聖徒より成る之を聖なる公同教會と稱す。

此の聖なる公同教會は古今に互り萬國に通じて存在す之に屬するものは神のみ定かに識り給ふ之を見えざる教會と稱す公同教會は又見ゆる教會として地上に現存す之に屬するものは國の異同人種の區別階級の差等を問はずすべて父子聖靈なる唯一の神を信じ主耶穌基督の救により其の啓導感化を受け其の教訓と模範とに遵ひ其の命令を奉じ神の國を擴めて其の聖旨を成さんと志すものなり。

公同教會の本旨を實現せんかために形式を整へ制度を定めて團體を組織す之を一團の教會と稱す。

第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰

の告白と憲法とを奉じ規則に循ひて教會の權能を行使し其の存立の目的を成就せんことを志すものなり

本法及規則に於ていふところの信仰の告白は明治二十三年十二月制定せられたるものなり

第二章 一箇の教會

第二條 教會は信仰の告白及憲法に基づき中會によりて建設せられたる日本基督教會々員の集團にして小會を組織し定期の禮拜を行ひ基督に於ける交を厚うし互に信仰を増し徳を建て基督の道を證明し神の國の事を經營し主の制裁を明にせんがために結合せるものなり

第三章 禮 拜

第三條 教會は主の日毎に時を定めて禮拜を行ふ禮拜は祈禱讚美聖書の朗讀説教聖禮典献金祝禱とす

聖禮典はバプテスマ及聖餐にして教師之を執行す

第四章 政 治

第四條 日本基督教會は其の代議機關たる小會中會大會によりて其の權能を行ひ小會中會大會は左の事項を管掌す

小 會

- 一 バプテスマ志願者及信仰告白者の試問
 - 二 會員の轉入又轉出
 - 三 教會の風紀及會員の戒規
 - 四 禮拜の準備
 - 五 傳 道
 - 六 日曜學校及教會内諸團體の監督
 - 七 財 政
 - 八 中會及大會議員の選舉
 - 九 慈善及救濟其の他の社會事業
- 中 會
- 一 教會の建設轉籍合併加入解散除籍
 - 二 教師の任職退職轉會入會戒規
 - 三 教師試補志願者の試験准允退職轉會入會戒規
 - 四 牧師宣教師神學教師の就職及解職
 - 五 教會の監督及指導
 - 六 小會記録の檢閲
 - 七 照會の處置及上告の判決

八 傳道
九 社會事業

大會

- 一 中會の建設合併解散又は其の區域の變更
 - 二 中會の監督及指導
 - 三 中會記錄の檢閲
 - 四 教師志願者の試験
 - 五 照會の處置及上告の判決
 - 六 傳道
 - 七 信仰の告白憲法規則の解釋
 - 八 神學校及其の他の教育機關の經營及認可
 - 九 日本基督教會全體の事業に關する事項
- 大會は之れ等の事項を執行するために適當なる機關を設置することを得
- 第五條 小會中會大會の組織及代議員の資格は別に規則の定むる所に依る
本法及規則に於て規定せられざる權能は箇々の教會自ら之を行ふ

第五章 會員

第六條 日本基督教會の會員は信仰を告白してバプテスマを受けたるもの及會員の小兒にし

てバプテスマを受けたるものなり

第六章 教師

第七條 教師は規則に循ひ按手禮を以て聖職に任せられたるものなり而して一箇若くは數箇の教會を牧することに任せられたる教師を牧師と稱し中會の命によりて牧師なき教會を監督し又は傳道に従事する教師を宣教教師と稱し大會に於て認可せられたる神學校の教授たる教師を神學教師と稱す

第七章 教師 試補

第八條 教師試補は教師候補者として規則に循ひ傳道の准允を受けたるものなり

第八章 長老

第九條 長老は牧師を輔佐して教會の事を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたる代表者なり長老は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし

第九章 執事

第十條 執事は牧師及長老を輔佐して教會の庶務會計を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたるものなり執事は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし
教會は場合により執事を置かざることを得

第十章 信仰の告白及憲法の改正

第十一條 信仰の告白及憲法は大會議員三分の二以上の同意によりて改正することを得

改正案は先づ大會に提出し出席議員過半數の同意を得たる上少くとも次期大會開會六箇月前之を各教會及各教師に配附し次期の大會に於て議題となすべきものとす

日本基督教會規則

第一條 教會

第一款 教會は其の會員の數に於ても資力に於ても一箇の自治團體たるの資格を有するものなり

第二款 教會は中會の管轄に屬し小會によりて其の權能を行使するものなり

第三款 傳道教會は其の實力未だ小會を設け組織を完備するの程度に達せざるものなり

第四款 傳道教會は中會の直轄に屬し其の監督指導を受くるものなれども會務は其の教會の委員之を掌る

第五款 凡て教會に關する規定の原則は傳道教會にも適用す

第二條 教會の建設

第一款 信徒相結びて教會を組織せんと欲するときは一同署名の上其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて教會を建設し長老及執事(之を置く場合には)を選舉せしむべし

第二款 教會の一部分たる會員が別に教會を組織せんと欲する場合及傳道教會が一箇教會とならんと欲する場合にも本條前款を適用す

第三條 教會の轉籍

第一款 其の所屬中會との關係を變更せんと欲する教會は大會に願出づべし大會之を可決せば其の教會を其の加入せんと欲する中會の籍に編入すべし

第四條 教會の合併

第一款 同一中會部内にある所の二箇或は二箇以上の教會合併せんと欲するときは各委員を舉げて中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて其の教會を合併の長老及執事(之を置く場合には)を選舉せしむべし

第二款 合併せんと欲する所の教會若し所屬中會を異にするときは其の中會との關係を變更せんと欲する教會先づ規則第三條に循ひ大會に轉籍を願出づべし大會之を可決せば之を轉籍せしめ而して後本條前款の手續をなさしむべし

第五條 教會の加入脱籍解散

第一款 日本基督教會に加入せんと欲する教會は其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて憲法及規則に循ひ教會の組織を改めしむべし其の教會に牧師あるときは規則第十三條第一款に循ひ中會に加入せしむべし

第二款 日本基督教會を脱籍せんと欲する教會は所屬中會に願出づべし中會之を可決せば之

に脱籍書を與ふべし

第三款 其の牧師の俸給及他の常費を支辨すること能はざる教會は中會之を解散して傳道教會となすべし

第四款 其の組織を維持するに足る會員の數と資力とを缺く傳道教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第五款 キリストの聖名を瀆す所の主義又は所爲を固執して中會の決議に循はざる教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第六條 中會の建設及解散

第一款 大會は規則に循ひて中會を建設す但し中會は少くとも五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）を以て組織すべきものとす

第二款 五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）其の所屬中會より分離して更に中會を組織せんと欲するときは大會に願出づべし大會之を可決せば委員を擧げて其の手續をなすべし

第三款 微力にして其の建設の目的を達すること能はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第四款 キリストの聖名を瀆す所の主義又は行爲を固執して大會の決議に循はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第七條 教師試補の試験及准允

第一款 教師試補試験は別に定められたる教師試験條例により、中會之を執行す、中會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 神の召命を自覺し、日本基督教會教師の聖職を志願するものにして、教師試補試験に合格したる者は、准允を受け、教師試補たることを得

第三款 中會は試験に及第したる志願者の准允式を執行すべし議長又は其の代理者は志願者をして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ而して議長及書記の署名したる准允證書を之に與ふべし

第四款 中會は准允を受けたる後十年を経過するも尙ほ教師の資格を得ざるものの准允を取消すことあるべし

第五款 中會は左の場合に於て教師試補の准允を取消すことを得

- 一 教師試補の職務に従事せざるとき
- 二 教師試補に不適當と認めたるるとき
- 三 日本基督教會より退會したるとき

第八條 教師の試験及任職

第一款 教師試験は別に定められたる教師試験條例により、大會之れを執行す、大會は之れ

が爲試験委員を擧ぐべし

第二款 教師の任職式は按手禮を以て基督教教師の聖職につきしむることにして嚴肅に執行すべきものとす

第三款 中會は大會の試験に及第したる教師志願者にして牧師宣教師神學教師の職につくものの任職式を執行す

第四款 教師志願者は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 列席の教師其の志願者の頭に按手し議長若くは其の指命したる教師任職の祈禱を捧ぐべし

第六款 中會は任職式を執行するために委員を立つことを得

第九條 牧師の選舉

第一款 牧師の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第十條 牧師の就職

第一款 教師教會の招聘を受け牧師たらんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて就職式を執行すべし

第二款 教師たらざるもの牧師として教會の招聘を受けたるときは先づ教師試験を受け任職式を経て然る後就職すべし但し任職式は就職式と同時に進行ふことを得

第三款 牧師として招聘を受けたるもの他中會に屬するときは就職を願出づる前其の教會所屬の中會に轉會すべし

第十一條 牧師の辭職

第一款 牧師の辭職は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て諾否を議決すべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の決議は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 牧師教會の承諾を得て其の職を辭せんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會及牧師に通告し且其の教會の小會と協議して善後の處置をなすべし但し直ちに中會を開き難き事情あるときは中會議長適宜の處置をなすことを得

第十二條 教師及教師試補の轉會

第一款 教師及教師試補他中會に轉せんと欲するときは必ず其の所屬中會の議長並に書記連署の轉會書を受けて其の屬せんと欲する中會の議長に差出し轉會の手續をなすべし

第十三條 教師及教師試補の加入及退會

第一款 他教會の教師又は教師試補にして日本基督教會に加入せんと欲するものは中會に願

出づべし且成るべく其の所屬教會役員の署名したる轉會書を差出すべし中會は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師或は教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ然る後加入の手續をなすべし但し中會は必要と認むるときは之が試験を行ふことあるべし

第二款 教師又は教師試補若日本基督教會を退きて他教會に屬せんと欲するときは中會に願出づべし中會之を可決せば退會證を與ふべし

第十四條 教師の退職

第一款 假令譴責なき教師といへども神の召命を蒙らざることを自覺して退職を申出づるか又は其の職に従事せざるものあらば中會は適宜の通知をなしたる上其の名を別帳に記入することを得斯くて一箇年を経過するときは必ず教師名簿より除籍すべし一旦除籍せられたるもの再び教師たらんことを願出づるときは中會は適宜に試験を行ふべし

第二款 教師又は教師試補にして日本基督教會以外に其の職を奉じ一年を経過するも退會を願出ざる者あらば本條前款を適用す

第十五條 長老及執事の選舉並に任職

第一款 長老の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 長老の任期は二箇年とす而して成るべく之を二組に分ちて其の任期を同時に満たざ

らしむべし

但し再選せらるることを得

第三款 長老に選舉せられたるときは任職式を経て就職すべし再選せられたるときは單に其の選舉を公告するを以て足れりとす

第四款 長老は任職式るとき日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて長老たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 長老の任職式は牧師及先任長老之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第六款 執事の選舉及任職の手續はすべて長老に同じ

第七款 執事の任職式は牧師及先任執事之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第十六條 傳道教會の委員

第一款 傳道教會の委員の選舉及任職の手續は前條の原則によりて行ふべきものとす

第十七條 會員の加入及轉入

第一款 教會に加入し聖餐に陪せんと志願するものは其の信仰及操行につきて小會の試問を

受け日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて會員たる義務を忠實に盡くすべきを誓約してバプテスマを受くべし

第二款 小兒のときバプテスマを受けたるものにして聖餐に陪せんと志願するものは本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第三款 日本基督教會部内に於て其の所屬教會を變更せんと欲する者は小會より薦書を受けて其の手續をなすべし

第四款 他教會員にして日本基督教會に入會せんと欲するものは轉會書又は證明書を提出し本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第十八條 會員の轉籍及退會

第一款 其の所屬教會より轉籍せんと欲する者は小會に請求して薦書を受くることを得

第二款 薦書を出したる小會は本人が轉會の手續を了するまでは之を除籍することを得ず

第三款 薦書を受けたる小會はその規定に基づきて轉入の手續を了し薦書を出したる小會に其の旨を通知すべし

第四款 日本基督教會より他教會へ轉出せんと欲するものには退會證を與ふることを得

第十九條 戒規

第一款 戒規の目的は教會の清潔を保ち被戒規者の益を圖るにあれば之を行ふにあたりキリストの教訓の精神を奉體すべし (マタイ傳十八章十五一十七)

第二款 教師教師試補並に中會の直轄に屬する會員は中會の戒規を受け其の他の會員は所屬教會小會の戒規を受くるものとす

第三款 戒規は教師教師試補長老執事の場合に於ては教會に加入するとき及任職式又は准允を受くるときになしたる誓約に違反する行爲に對し其の他の會員の場合に於ては教會に加入するときになしたる誓約に違反する行爲に對して行ふものとす

第四款 中會又は小會の戒規は人と神との關係を變ずるものにあらず唯其の被戒規者は誓約に違反する行爲ありたれば當に悔改むべきものなりと嚴肅に言明するものなり

第五款 戒規の種類は教戒譴責停職免職陪餐の停止權利の停止除名放逐とす

第六款 戒規の目的既に達したりと認むるときは解除又は復歸せしむることを得教師及教師試補の場合に於ては之に戒規を加へたる中會の承諾を得るにあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず一旦免職せられたるものは悔改の事實明白になりたる上相當の時日を經過するにあらざれば復歸せしむべからず會員の場合に於ては之に戒規を加へたる小會と協議の上にあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず

第二十條 照會

第一款 總て其の權限内の事に關し小會又は教會は中會に中會は大會に照會して指示若くは判決を請ふことを得

第二款 中會又は大會は照會を受けたる事件に對し自ら判決するか若くは委員を擧げて判決

せしめ或は指示又は判決を附せずして返却することを得

第二十一條 上 告

第一款 牧師又は會員は小會又は教會の判決若くは其の他の決議に不服なるとき中會に上告することを得中會の議員又は其の部内の會員は中會の判決又は其の他の決議に不服なるとき大會に上告することを得

第二款 中會又は大會は上告を受けたる事件に對し之を確定破毀變更停止し又は之に取消變更停止すべき訓示を加へて返却することを得戒規の場合に於ては他の教會にあてたる薦書或被戒規者に與ふることを得

第二十二條 教會事務章程

第一款 教會は牧師長老執事日曜學校長の選舉財産の管理豫算の決定及其の他の事務を行ふものとす (憲法第四條參照)

第二款 教會は其の事務を執行せんがために毎年一回定期總會を開くべし此の會議に於ては一年間に於ける教勢會計其の他の報告を受け次年度の豫算を決定すべし且つ中會並に大會の情況及事業につきて小會の報告を受くべし

第三款 總會は必ず二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし

第四款 臨時總會は小會に於て必要と認むるとき又投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるとき開くものとす小會は豫め臨時總會に於て執行すべき事項

を記載したる通知書を會員に發送すべし記載以外の事項は執行することを得ず

第五款 牧師長老執事選舉のときは投票權を有し且其の地に在留し現に聖餐に陪する會員三分の一の出席を以て滿數とす其の他の事務を執行するためには五分の一を以て滿數とす

第六款 投票權を有するものは聖餐に陪する會員にして議場に出席したるものに限る議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第七款 牧師の選舉及辭職のために開く總會は小會より依頼したる日本基督教會の教師を議長となすべし其の場合には通常牧師を以て議長とす

第八款 總て總會に於て決議したる事項は總會記録に之を明記し小會に於て之を保存すべし

第二十三條 小會事務章程

第一款 小會は教會の牧師及長老を以て組織し少くとも毎月一回定期會を開くべし小會議長の通知又は投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるときは必ず臨時會を開くべし

第二款 小會に於て別に滿數に關する規定なきときは過半數を以て滿數とす

第三款 投票は出席議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第四款 小會は牧師を以て議長となすべし特別の場合に於ては牧師は小會の承諾を経たる上日本基督教會の他の教師に請ひて代理たらしむることを得牧師不在なるときは長老の一

人之が代理たるべし牧師なきときは日本基督教會の教師に請ひて議長たらしむることを得戒規を行ふときは必ず然すべし

第五款 書記は長老の中より選舉すべし其の在職期限は小會の定むる所による書記は小會の議事を記録して之を保存し中會及大會の議員に當選したる長老に證明書を交付し又總會記録會員名簿及其の他書類を保管すべし

第六款 名簿には大人及小兒のバプテスマ薦書退會證の授受會員の原籍現住地結婚死去等の事項を明細に記入すべし他郷にある者又は住所不明の者は別帳に移し二箇年以上踪跡を失したる者は除籍すべし

第七款 小會は中會に提出するため年報を作るべし年報には聖餐に陪する會員の總數大人及小兒のバプテスマ薦書及退會證の授受戒規の事故會員の増減献金の總額教勢の一斑日曜學校の狀況其の他必要と認むる事項を記載すべし

第二十四條 中會事務章程

第一款 中會は其の部内の教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

正 議 員

- 一 各教會の牧師
- 一 宣教教師 (二名以下)

一 神學教師 (各神學校より二名以内)

一 各教會より選出したる長老

但聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得

一 各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員

員 外 議 員

一 正議員たらざる中會所屬の教師

一 中會の決議に依り議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師

一 正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 協力ミツシヨンの外國宣教師にして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉することを公に誓約するものは中會の決議によりて員外議員となることを得

第三款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず

第四款 中會は定められたる時と處とに於て少くとも毎年一回定期會を開くべし中會は議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし

第五款 臨時會は正議員六名(内三名は各異なりたる教會の長老たることを要す)連署して請求するとき又は大會の請求あるとき之を開くべし中會書記は少くとも開會十日前に各

教會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし
記載以外の事項は執行することを得ず

第六款 中會に於て別に滿數に關する規定なきときは正議員過半數を以て滿數とす

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ
決定の投票をなすことを得

第八款 議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て新議長の選舉せらるるまで在職する
ものとす

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其の他の書類を保管すべし議事録は
各教會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して部内の各教會各傳
道教會各教師に配附すべし

第十款 中會は其の部内の教會教師教師試補並に其の直轄に屬する會員の名簿を調製して之
を保管すべし

第十一款 中會は大會に提出するため年報を作るべし年報には部内の教勢傳道及信仰生活
の狀況教會の統計教師及教師試補の姓名教會の建設轉籍合併加入脱籍解散教師及教師試
補の任職准允退職轉會加入退會戒規の事故死去牧師の就職及解職其の他必要と認むる事
項を記載すべし

第十二款 定期中會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす

但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得

第二十五條 大會事務章程

第一款 大會は日本基督教會の最高機關にして教師及各教會より選出したる長老各傳道教會
より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

正議員

- 一 各教會の牧師
- 一 宣教師 (各中會より二名以内)
- 一 神學教師 (各神學校より二名以内)
- 一 各教會より選出したる長老

但し聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は二百名毎に一名を増すことを
得

- 一 各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員
- 員 外 議 員
- 一 正議員たらざる教師

- 一 中會の決議により議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師
- 一 正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委

員に於ても其の半數を超過することを得ず

第三款 大會は定められたる時と處とに於て毎年一回定期會を開くべし議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし

第四款 臨時會は二箇以上の中會の請求あるとき之を開くべし大會書記は少くとも開會三十日前に各中會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項といへども出席議員三分の二之を可とするときは執行することを得

第五款 大會は正議員の三分の一を以て滿數とす

第六款 選出せられたる長老及傳道教會の委員は議長の許可を得て補員に其の席を譲ることを得

一旦補員に席を譲りたるときは再び議席に着くことを得ず

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第八款 議長副議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て後任者の選舉せらるるまで在職するものとす

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其の他の書類を保管すべし議事録は各中會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して各教會各傳道教會

各教師に配附すべし

第十款 定期大會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得

第二十六條 規則の改正

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開會三十日前に各教會各傳道教會各教師に配附すべし但し日本基督教會の信仰の告白及憲法に牴觸する改正案は決して之を提出することを得ず

日本基督教會諸條例

○日本基督教會大會常置委員規定

第一條 日本基督教會大會に於て議決したる事項の遂行及次期大會まで臨時の事務を處理せしむる目的を以て大會常置委員を置く

第二條 大會常置委員は七名とし議長書記の外五名を選舉す

第三條 大會常置委員は大會毎に左の事項を執行す

- (一) 前年度の教狀其の他の報告をなすこと
- (二) 大會費の豫算を作製し大會に提出すること

(三) 豫じめ大會の議案を整理すること

第四條 常置委員中缺員を生ずるときは委員に於て之を選挙し次の大會を報告す

第五條 本規定は定期大會出席の議員過半数の賛成を得て變更改正することを得

○日本基督教會傳道局條例

第一條 日本基督教會は廣く内外に傳道するの目的を以て日本基督教會傳道局を設置す

第二條 日本基督教會は右の目的を達する爲に左の役員を選挙し本局事業の經營に當らしむ

理事十二名(内理事長一名) 幹事若干名 會計一名

第三條 理事長は理事より互選し幹事會計は理事會之を選任す

第四條 理事の任期は二ヶ年とす但し大會毎に其の半数を改選す

第五條 理事中半数は教師以外の教會員たるを要す

第六條 理事中缺員を生ずるときは理事會之を選挙し次の大會に報告す

第七條 理事中より常務理事若干名を互選し臨時緊要の事務を處理せしむ

第八條 理事會は毎年二回開くものとす必要の場合臨時會合す

第九條 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意あるときは之を變更修正することを得但し修正案は必ず少くも討議の前日に提出するを要す

○日本基督教會財務局條例

第一條 本局は日本基督教會の財務に關する左の事項を處理す

一、日本基督教會大會及各局、各部の豫算を査定し大會に提出する事

二、日本基督教會各教會の負擔金及有志献金を收集する事

三、日本基督教會大會及各局各部の經費を支出し及其の收支を大會に報告する事

四、以上の外大會の決議に基く財務に關する事項

第二條 本局に左の役員及職員を置く

一、役員 理事七名 内理事長一名

二、職員 會計若干名 書記若干名

第三條 役員及職員の選任は左の手續による

一、理事は大會に於て之を選挙し理事長は理事中より互選す

二、會計及書記は理事會に於て之を選任す

三、理事の任期は一ヶ年とす

第四條 本條例の修正は大會出席議員三分の二以上の同意を要す

○日本基督教會會堂建築局規定

第一 目的 本局は日本基督教會會堂建築の事業を協賛せんが爲め設立するものとす

第二 資金 本局は其の目的を達せんが爲め五百口以上協賛員を募り一口に對し必要ある毎に金壹圓宛出金せしむるものとし毎年二回迄募る事を得

第三 協賛員 前項の協賛員は教會、傳道教會、團體、個人より募集するものとす

第四 協賛金交付 日本基督教會中新たに會堂を建築せんとする教會傳道教會にして必要あるものに對しては其の計畫及現狀等を調査したる上本局委員會の決議を以て若干の協賛金を交付す

第五 資金積立 協賛金を受領せる教會及篤志者よりの寄附金を積立て本局の基本金とす

第六 委員 本局に五名の委員を置き一切の事務を取扱はしむ但し委員は大會毎に改選す再選妨げなし

第七 特別委員 委員會は各中會に委員若干名を置き其中會部内の協賛金募集の事務を掌らしむることを得

第八 事務費 本局は協賛金の内より一ケ年五十圓迄の事務費を支出することを得

第九 修正 本規定は定期大會出席議員過半数の賛成を以て改正することを得

○日本基督教會教役者恩給扶助規則

第壹章 資格

第一條 廿ケ年以上日本基督教會に於て忠實に其の職に膺りたる教師又は教師試補にして年齢六十歳以上に達し退職したる者は規定の手續を経て退職の翌日より恩給金を受くることを得

第二條 憲法規則に従つて教師試補又は教師となり日本基督教會に於て忠實に其の職務を膺りたる教師又は教師試補の中途にして死去したる者の遺族は規定の手續を経て左記の割

合により扶助金を受くることを得

滿三十年以上のもの 甲種扶助料

同二十年以上のもの 乙種扶助料

同十年以上のもの 丙種扶助料

同一ケ年以上のもの 丁種扶助料

第三條 遺族とは前條死者の寡婦、寡婦あらざる時は長子又は長女にして丁年未滿の者を指す寡婦子女皆あらざる時と雖も死者の父又は母にして七十歳以上に達せるもの在籍するときは之を遺族と稱す、但し遺族たる長子又は長女が丁年以上なるとき及父又は母が七十年未滿なるときは一時金として甲乙丙丁種の内に該當する扶助金一ケ年分の金額を受くることを得

第四條 教師及教師試補の服務年數は規則に従つて准允を受け又は就任したる時より起算す

第五條 他教會より轉入せる教師又は教師試補の服務年數は其の轉入の時より起算す自ら退會し或は除名せられたる教師又は教師試補にして其後現職に復したる者の服務年數は之を其の復歸の時より起算す

第六條 日本基督教會に關係ある外國ミッションに於て其の任用する教師又は傳道者に對し別に恩給扶助の方法を設くる時は之に任用せられたるものは此の規則により恩給扶助に與るを得ず

第貳章 基金及資金

第七條 恩給扶助基金は日本基督教會の据置財産にして永久に保管すべきものなれば如何なる場合と雖も之を流用し又は使用するを得ず

但し基金若くは資金増加の目的を以て別に募集の方法を定むる事あるべし

第八條 恩給扶助資金は右集金より出る利子並に特に之が爲め各教會より募集する寄附金より成るものとす

第九條 恩給扶助金は附則の定むる所の標準によりて支拂ふべきものと雖も資金の増減に準し大會は其の標準を變更することあるべし

第十條 恩給扶助資金に餘裕を生じたる時大會は決議により之を基金に繰入るることを得

第參章 會計委員

第十一條 大會は恩給扶助會計委員若干名を擧げ、恩給扶助基金、資金の保管募集並に出納に關する事務を處理せしむ

第十二條 會計委員は大會指定の方法によりて基金を保管し、又は資格調査委員より適法の通知書を得たる時其の手續を経て支拂をなすべきものとす

第十三條 恩給金及扶助金を受く可きもの豫期せるより多くして現在の資金を以てしてはその支拂に應じ難き場合、會計委員は一時その支拂を延期し置き、次期大會に其の事情を報告しその處置を請ふべし

但し右の場合に於て大會は其の不足金額を補足するため適當の方法により臨時募集する事あるべし

第十四條 會計委員の任期は三ヶ年とす

第四章 調査委員

第十五條 大會は恩給金又は扶助金を受くべき者の資格調査及附帶事務を執らしむるため調査委員若干名を選擧すべし、又各中會に命じ同一の事務を執らしむるため調査委員若干名を選擧せしむべし

第十六條 右中會調査委員は其中會部内に於て恩給金又は扶助金を受く可きものある時、十分調査を遂げ、資格充分と見做す時は、詳細なる報告書を作り、之を大會調査委員に推薦すべし、而して大會調査委員之に同意したる時は、中會委員よりの推薦書を添へ其の旨を會計委員に報告すべし

第十七條 中央委員と中會委員との間に於て、若くは中央委員相互間に於て、その意見を異にする場合に於ては、次期大會に其の事情を具申しその裁決を乞ふべし

第十八條 會計委員及中央調査委員は大會毎にその執行せる事務の詳細なる報告書を提出すべし

第十九條 大會調査委員の任期は三ヶ年とす

但し中會調査委員の員數及任期は中會に於て適宜之を定めしむべし

第五章 規則改正

第二十條 此の規則は大會出席議員三分の二以上の同意ある時之を改正する事を得

附則

第一條 恩給及扶助金は當分の内左の標準によりて支給するものとす

- 一、恩給金 終身年金 參百圓
- 一、扶助金 甲種(三ヶ年) 參百圓

乙種(同) 貳百圓

丙種(同) 壹百五拾圓

丁種(一時金) 壹百圓

○日本基督教會日曜學校局條例

第一條 名稱 日本基督教會日曜學校局

第二條 目的 日本基督教會に屬する總ての日曜學校を統一し其の事業の發達進歩を圖るに

あり

第三條 事業 一、日曜學校教職の養成訓練

二、日曜學校に關する雜誌の刊行圖書の出版教科書教具の選擇供給

三、日曜學校事業の調査統計研究並に計畫施設

四、個々の日曜學校に對する應援

第四條 組織

一、本局事務所を東京又は大阪に置く

二、本局は理事十二名(内長一名)主事若干名、會計一名の役員を置きて事業を經營せしむ

三、理事長は理事中より互選し主事會計は理事之を選定す

四、理事の任期を二ヶ年とし大會に於て之を選挙す

五、理事中常務理事若干名を互選し臨時緊急の事務を處理せしむ

六、理事會は毎年二回開くものとす、但し都合に依り其の回數を増減することあるべし

七、各中會の選舉したる日曜學校委員を本局評議員として本局事業經營上の

協力を乞ふ事とす

第五條 經費 本局の經費は大會に於て豫算を決議し各教會及傳道教會より徴收し尙ほ團體有志者より募集す

第六條 修正 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時に修正變更する事を得但し修正案は討議の前日迄に提出すべきものとす

○日本基督教會教師試驗條例

第一章 教師試驗

第一條 教師試驗補試驗は日本基督教會規則第七條第一款の規程によつて中會より舉げられた

る委員之れを執行す

第二條 教師試補志願者は左の資格の一を備ふる者たるべし

一、認可神學校の本科を卒業したる者

二、高等教育を受けたる者(若は之れと同等の學力ある者)にして、教職となるに必須の神學科目を研究したる者

第三條 教師試補志願者は受験願書、履歷書及會員としての資格に關する所屬教會の證明書を試験委員長宛に差出すべし

第四條 教師試補志願者は所屬教會の屬する中會に於て試験を受くべきものとす

第五條 試験委員は志願者に對し左の試験を爲すべし

一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由

二、日本基督教會の信仰告白

三、日本基督教會の歴史及政治

四、聖書緒論

五、聖書釋義

六、聖書神學

七、基督教會史

八、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし。必要と認むる時は説教を

爲さしむべし)

第六條 試験委員は、認可神學校の本科を卒業せる者にして、當該學校教授會の推薦證明せる者に對し、前條四以下の試験の一部又は全部を省畧することを得

第七條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし

第二章 教師試験

第八條 教師試験は日本基督教會規則第八條第一款の規定によつて、大會より擧げられたる委員之を執行す

第九條 教師志願者は日本基督教會規則第七條により准允を受け、教師試補として二箇年以上専ら實地傳道に従事し、かつ所屬中會部内の教師二名より推薦せられたるものたるべし

第十條 教師志願者は受験願書履歷書及推薦書を試験委員長宛に差出すべし

第十一條 試験委員は教師志願者に對し左の試験を爲すべし

一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由

二、日本基督教會の信仰告白

三、系統神學(教義學、辯證學、倫理學の三部門の一つに屬する題を指定し、三ヶ月以上の時間を與へて論文を提出せしめ、かつ三部門に涉りて口頭試問を爲すべし)

四、聖書神學

五、聖書釋義（聖書緒論を含む）

六、基督教教理史

七、説教（一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし）

第十二條 教師志願者は前條第一項、第二項を除くの外任意の科目を選んで數回に受験することを得此の場合には、受験願書の提出と同時に志望科目を指定して届け出で、豫め試験委員長の認可を受くべし

第十三條 試験委員は准允を受けてより十五年以上引續き實地傳道に従事する者にして、教會の牧師として招聘を受ける者、又は十五年以上引續き實地傳道に従事する者にして、傳道上功績顯著なるの故を以て所屬中會より特に推薦せられたる者に對し、第十一條三以下の試験の一部又は全部を省畧することを得

第十四條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし

第十五條 本條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時は之を修正する事を得

○日本基督教會教育局條例

第一條 本局を日本基督教會教育局と稱す

第二條 本局は基督教主義各種教育事業の進歩發展を圖るを以て目的とし主として左の事務を掌理す

一、日本基督教會に直接若しくは間接の關係ある各種學校の加盟を勧誘すること

二、加盟學校の状況を調査報告し及び必要なる内外の資料を集配攻究すること

三、加盟學校と文部省其他との間に在る共通の關係問題を考慮し其交渉、連絡、統一に努むること

四、基督教主義教員養成の途を開き及び紹介の依頼に應ずること

五、以上の經過、成績、計畫等は及ぶ限り詳細に毎年の日本基督教會定期大會に報告すること

六、必要の場合には各學校の資金募集の協議にも與かり其の計畫を援助すること

七、奨學金制度を設定し及び給費生の補助的監督をなすこと

第三條 本局は大會の選出せる理事七名を以て組織し其任期は三年とす

理事會は有給の幹事及書記を置くことを得

第四條 本局の經費は左の三種の收入を以て支辨す

一、大會よりの割當金

二、加盟學校よりの會費

第五條 本規定の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要するものとす

○日本基督教會婦人傳道會社規則

- 第一 名稱 本社を日本基督教會婦人傳道會社と稱す
- 第二 位置 本社の事務所を東京に置く
- 第三 目的 本社は基督教を宣傳するを以て目的とす
- 第四 事業 本社は日本基督教會大會に於て設けられたる傳道の機關と商議協力して傳道上諸般の事業を經營す
- 第五 社員 本社の目的を賛成する出資團體の代表者及出資個人を以て社員とす
- 第六 資金 本社の資金一株を年額金壹百圓とす
- 第七 總會 本社は年額六株以上の出資團體代表者及五株以上の出資個人を以て毎年一回總會を開き事務會計の報告議事及役員の選舉をなす
- 第八 役員 本社に社長一名副社長二名理事七名を置く
但し書記會計は理事中にて互選し必要に應じ特に常務書記を置くことを得
- 第九 委員 本社の出資各團體は委員を舉て本社に對する諸般の事務を取扱はしむべし
- 日本基督教會教職會規則 (改正)
- 第一條 本會は日本基督教會教職會と稱す
- 第二條 本會は會員相互の友誼を厚ふし智徳を進め緩急相扶くるものとす
- 第三條 本會は日本基督教會に屬する教職を以て會員とす
- 第四條 本會の目的を贊助し年額金拾圓以上を寄附する者を贊助員とす。贊助員は總會に於

て員外議員たることを得

- 第五條 本會一般の會務を處理する爲めに委員十名を總會に於て選舉す。委員の任期は二年とし總會毎に半數を改選す
- 第六條 本會の總會は日本基督教會大會の時期之れを開く
- 第七條 本會は其の目的を達せんが爲めに左の二部を置く
イ、修養部 毎年一回修養會を開き祈禱、講演、親睦を爲す
ロ、共濟部 會員の傷病死亡並に會員妻の死亡に際して共濟金を贈呈す
本會の收入總額三分の一を修養部に三分の二を共濟部に用ふ
- 第八條 本會の資金は會費及贊助金よりなる
會費は日本基督教會の教師又は教師試補としての一定の収入の千分の五とす
但宅料を支給せらるるものは其額を、住宅を支給せらるるものは金貳拾圓を本給に加算して會費納入率を算出す
尙三十年以上日本基督教會の教職にありて退隱したる會員は爾後其の會費を免除することを得
- 第九條 會費の納入は月額金參圓以上の者は毎月其他は便宜上其額金參圓以上に達するを俟つて集金郵便の方法を以てす。會費年額少くとも金四圓以上たるを要す

第十條 本給の査定は前年十二月末日現在に由る會員各自之れを本會に通告するを要す

第十一條 入會又は退會せんとする者は委員會に申出で、其の承認を受くべし

第十二條 會員中一年以上の會費滞納者にして再三照會するもなほ應せざるものは之れを除名す

第十三條 會員の身上若しくは會員の妻に事故ある時に情報委員及事情を知れる會員より直ちに本會に通報すべきものとす。但情報委員は各中會書記に依頼す

第十四條 共濟金の贈呈は左の如く規定す

一、會員の死亡に際してはその遺族に金五拾圓を贈呈す

二、會員にして一ヶ月以上の疾病の爲めに臥床する者には左の率を以て贈呈す

第一回 (第一ヶ月目) 金貳拾圓

第二回 (第二ヶ月目) 金參拾圓

第三回 (第三ヶ月目) 金四拾圓

第四回 (第四ヶ月目) 金五拾圓

第五回目より委員會の決定に従ひ相當の額を贈呈することあるべし

三、會員にして三週間以上の治療を要する外科手術を受けたるものと委員に於て認定せ

られたる者は金五拾圓を贈呈す

四、會員の妻死亡の際は金參拾圓を贈呈す

五、本會に入會して六ヶ月以上を經過したる會員にあらざれば原則として共濟金を受くることを得ず

第十五條 本會則は總會に於て出席者三分の二以上の同意を以て修正することを得

第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と 同加入手續其他に關する説明

日本基督教會維持財團寄附行爲 (大正十五年三月三日附改正
認可指令同月三十日接受)

名稱

第一條 本財團は日本基督教會維持財團と稱す

事務所

第二條 本財團は事務所を東京市赤坂區新町四丁目參番地に置く

目的

第三條 本財團の目的は日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並に同教會所屬諸教會が基督教を内外に宣布し基督教主義の教育慈善救濟出版の事業に要する土地建物資金其他の財産を所有し借有し處理するに在り

資産

第四條 本財團の資産は左の三種より成る

一、基本財産

二、特別財産

三、通常財産

第五條 前條の基本財産とは本寄附行爲に依り植村正久の寄附したる別紙財産目録記載の財産及將來基本財産として寄附若くは編入せらるる財産を謂ひ特別財産とは將來使用の目的を指定して寄附又は編入せらるる財産及其果實を謂ひ通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せざる寄附の財産及基本財産又は通常財産より生ずる果實及他の雜收入を謂ふ但第十二條に依り公課金其他の費用を負擔する當該教會に使用する特別財産より生じたる果實は特別財産に編入せず當該教會に交付することを得

第六條 本財團は本財團の目的に反する條件又は其目的に従て維持し又は使用し難き條件を附せられたる寄附は一切受けることを得ず

第七條 本財團の資産は最も安全なる方法に於て管理し殊に金錢は堅實なる銀行に利子預を爲し又は確實なる有價證券に替へ保管し而して本財團の目的以外に之を處分することを許さず

特別財産は其寄附の際指定せられたる目的に従て之を管理す

第八條 本財團の目的の爲め己むを得ざる必要ありて基本財産又は特別財産を處分するには理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を受くるを要す其日本基督教會所屬教會に於て現に使用しある特別財産を處分する場合には尙當該教會の總會の承認を受くることを要す

第九條 本財團の所有する土地建物が不用となりたるときは損失を免れんが爲めに之を他人に賃貸し其益金を本財團の通常財産に編入することを得

第十條 本財團の資産の管理維持其他の諸経費は本寄附行爲に別段の規定あるものの外本財團の通常財産を以て之を支辨す

通常財産に剩餘あるときは理事の決議に依り基本財産又は特別財産に編入し又は翌年度に繰越することを得

第十一條 本財團の特別財産を使用せる教會が將來政府の許可を得て法人を設立したるときは本財團は其財産を該法人に寄附すべし但此場合日本基督教會の憲法及規則に従て開かれたる該教會の總會の議決に依る請求あるを要す

第十二條 基本財産若くは特別財産たる土地建物を日本基督教會並に同教會所屬教會の用に供したる場合に當該教會の管理人をして之を管理せしめ且該土地又は建物に對する租税公課其他必要の費用は現に該物件を使用する日本基督教會又同教會所屬教會の管理人の申込に依り之を負擔せしむることを得

役員

第十三條 本財團に理事拾貳名を置き理事會を組織す内一名は日本基督教會傳道局理事長を以て員を備ふ

第十四條 理事は日本基督教會定期大會に於て選任す

第十五條 理事の任期は五年とす但日本基督教會傳道局理事長にして理事たる者の任期は之を定めず

第十六條 日本基督教會所屬教會の正會員は理事に選任せらるる權を有す

第十七條 理事が日本基督教會の正會員たる資格止みたるときは同時に退任したるものとす

第十八條 理事の業務執行上又は一身上不都合の行爲あるとき又は職務を行ふ能はざる狀況にあるときは日本基督教會大會の決議を以て之を解任することを得

第十九條 理事が死亡其他の原因に依り退任し缺員を生したるときは次の日本基督教會定期大會に於て補缺理事を選挙す但遲滞の爲め損害を生ずるの虞あるときは残存する理事に於て次の定期大會まで補缺理事を指名す

第二十條 補缺理事は前任理事の残任期間在任す

第二十一條 理事の任期満了するときは其年の日本基督教會定期大會に於て理事選舉會を開き第二十四條の理事候補者中に就き新任すべき理事を選挙す

第二十二條 理事選舉會は大會議長之を召集し且之を整理す

第二十三條 選舉は連記票を用ひ有効投票の比較多數を得たるを以て當選者と爲す得票の數相同じき者は更に投票して其當選を決す

其他投票の施行は大會の決議したる方法に依る

第二十四條 理事は理事を選挙すべき年の日本基督教會定期大會の開期前理事候補者を指定

し大會議長に報告す但理事候補者の数は選舉すべき理事の員數の倍數とす
理事が候補者を指定せざる場合には大會議長理事候補者を指名す大會議長は大會の初日
に於て理事選舉日を定め候補者の氏名と共に之を大會議員に報告す

第二十五條 理事は本寄附行為の趣意に従ひ本財團一切の事務を處理す

理事が本財團の事務を處理するには理事會の決議に依る
理事會は理事三名以上出席する時は開會することを得但其決議は理事七名以上の同意を
得るに非ざれば其効力を生ぜず

第二十六條 理事は互選を以て理事長書記理事會計理事各一名を定む

第二十七條 理事長は外部に對し本財團を代表し理事會の議長と爲る理事長差支あるときは
他の理事之を代理す

其他理事長書記理事會計理事の職務及代理の順序は理事會の決議を以て別に之を定む
第二十八條 理事會は事務執行の爲め少なくとも毎年二回會議を開く

理事長の意見又は理事三名の請求に依り何時にても臨時理事會を開くことを得

解散

第二十九條 本財團は理事全員の四分の三以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を得て
解散することを得

第三十條 本財團解散の場合其財産は左の如く處分す

- 一、特別財産は寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附す
- 二、其他の財産は本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附す但日本基督教
會大會の承認あるを要す

改正

第三十一條 本寄附行為は理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認あるとき
は主務官廳の認可を経て之を變更することを得

附則

第三十二條 本財團設立の際理事就任に至るまでは理事の職務は設立者之を行ふ

第三十三條 本財團は直接に布教、教育、慈善、出版の事業を爲すものにあらず
本財團は日本帝國外に在る如何なる團體とも法律上何等の關係を有せず又日本帝國に於

ける他の宗教的團體若くは營利を目的とする團體とも法律上何等の關係を有せず

第三十四條 本財團に依り土地建物其他の財産を維持せらるべき日本基督教會所屬教會の擔
當布教者の資格は中學校卒業以上の學力を有し日本基督教會規則に依り教師の任職式を
受けたるものなることを要す

第三十五條 本寄附行為に規定する日本基督教會大會は日本基督教會規則の定むる所に從ひ
開催するものとす

第三十六條 本財團設立の際に限り設立者は左の拾貳名を最初の理事に指定す但其の任期は

法人設立許可の日に始まり任期満了の年の日本基督教會定期大會の終日を以て終る
以下各理事住所氏名畧す

(大正十三年十一月廿一日設立認可)

日本基督教會維持財團

日本基督教會維持財團加入手續

其の他に關する説明書

一、目的

我日本基督教會維持財團の目的は日本基督教會維持財團寄附行爲(以下單に寄附行爲と云)第三條に規定せらるる通日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並同教會所屬各個の教會が福音の宣傳と基督教主義の教育慈善出版の事業等を爲すに要する土地、建物、資金、其の他の財産を所有し又借り受けて之を處理するにあります各教會の中には既に單獨で財團法人となつて居る向もありますが其れは甚だ少數で其の大部分の教會は未だ財團法人となつて居りませぬ從て教會所有の財産(會堂及會堂の敷地其他の動産又は不動産)は各其の教會が長老、委員、其の他の中より假りに代表者を設け其の代表者一、個人の名義となつて居りますので萬一の場合其れが係争の種

とならむとも限りませぬ之畢竟教會が法律上認められたる一個の公法人となつて居らぬ結果己むを得ぬ便宜の處置で萬一にも過ちは無い譯でありませうけれど若し其の財産の所有名義人が死去せし場合には其の財産は一個人の所有名義になつて居るが爲めに法律上當然其の家督相續人たる者(全く教會に無關係の者或は有關係者)の所有に歸する事となるので其處に思ひ設けざる係争問題を惹起す様な場合が生ぜぬとも限りませぬ其處で此の不安を無くする爲めには教會が其の所有財産を當日本基督教會維持財團なる公法人に寄附して之をその所有主となし置くならば管に前の如き不安を除き得るのみならず斷じて其の禍根莫からしむる譯であります畢竟教會の如き公共的共同團體の財産は之を一個の公法人となして其の財産の安固を確保する事が社會公益上最も必要な事であるけれども各個の教會が悉く單獨にて財團法人たらむ事は各教會に取ても將又主務官廳に於ても其の手續頗る煩に堪えざるを以て其の取扱手續の簡捷と便宜とよりして茲に本財團の組織を許可されたので主務官廳に於ては寧ろ個々の財團設立を避くる方針で各教會の財産を此の一個の法人に依て管理せしむる事となつた譯であります

故に全國に於ける我日本基督教會に屬する各個の教會にして未だ單獨にて法人となり居らぬ各教會は此の際速かに本財團に加入せられ各教會の所有せる財産を使用の目的を指定して本

財團に寄附せらるれば、本財團は寄附行為第五條により、之を特別財産として、所有し、管理するの
で、要するに此の寄附行為は一の信託行為であります。

二、資 産

本財團には基本財産があります(寄附行為第 四條參看)之は今迄假りに植村正久氏個人所有名義になつて
居りましたが此度財團が成立したので植村正久氏の寄附といふ形式を以て本財團の基本財産
に編入せらるるのであります次に特別財産とは各教會が其の使用の目的を指定して本財團に
寄附せらるる財産と其の果實(財産より生ずる利分即ち)を申す。又通常財産とは將來基本財産又
は特別財産に屬せぬ寄附の財産(財務局へ毎月送らる、大會費、傳道局負擔金、日曜學校局費、恩給扶助部費、會
其の他雜收入などを申す)
然し各教會より其の所有の不動産其の他の財産を特別財産として本財團に寄附せらるる場合
本財團の目的に反する條件や又其の目的に従て維持し又は使用し難い條件を附せらるる寄附
財産は一切之を受ける事が出来ぬのでありますけれど此の規定(寄附行為第 六條參看)に牴觸せず特別財
産として寄附を受けた財産は寄附者が寄附の際指定せらるる條件や目的を尊重して管理する
のであります

以下寄附申出(加入の意)に付ての例を示します
(第一例) 寄附申出書

三錢收
入印紙

東京市麴町區平河町參丁目九番地所在
一、宅地 壹千貳百坪
價格金貳拾四萬圓也

右土地ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也
一、日本基督教會麴町教會會堂ノ敷地トシテ使用
大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麴町區平河町參丁目九番地
日本基督教會麴町教會
代表者長老 何 某

日本基督教會維持財團 御 中
(第二例) 寄附申出書

三錢收
入印紙

東京市麴町區平河町參丁目九番地所在
一、鐵筋混凝土造スレート葺參階建家屋 壹棟

此ノ建坪 第壹階 參百坪
第貳階 貳百坪
第參階 壹百坪

右建物ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也
一、日本基督教會麴町教會會員其ノ他ノ禮拜又福音宣傳ノ爲メ使用
價格金參拾萬圓也

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某

日本基督教會維持財團 御 中

右寄附申出書は 一、金額、坪數、年月日、番地等の數字は必ず壹、貳、參、拾、を使用する事

二、誤書、訂正の場合は欄外に何字挿入又削除を記して代表者、捺印の事

三、美濃紙に毛筆にて認め、ハン書及カーボン複寫せざる事

以上假設例の如き寄附申出が有りしとすれば本財團に於ては其の財産は各指定せられたる目的に從て之を管理するのであります(寄附行爲第七條第二項參看)若し本財團が其の目的遂行上已むを得ぬ必要を生じて基本財産又特別財産を處分せねばならぬ場合には本財團理事三分の二以上の同意を受け日本基督教會大會の承認を経なければ處分し得ぬのであります加之寄附したる教會に於て現に使用しつゝある特別財産を處分するには先づ第一に當該教會(加入したる教會)の總會の承認を受けねばならぬのであります(寄附行爲第八條參看)又本財團の特別財團として寄附せられたる土地建物等を使用せる教會が政府の許可を得て將來法人を設立したときには(寄附行爲第十一條參看)本財團は其の財産を該法人に寄附します然し其れには日本基督教會の憲法規則に從て開かれた該教會の總會の決議による請求が無ければなりません

三、財産の管理

特別財産として本財團へ寄附せられたる土地建物の管理は當然本財團で爲すべきですけれど

其の寄附された土地建物を其の寄附した教會の用に供する場合には其の教會の管理人に管理せしめ其の土地、建物に對する租税公課等の必要費は其の經常費たるを臨時費たるを問はず教會の負擔とするのであります(寄附行爲第十二條參看)其の代り此の負擔を引受けられた教會は寄附行爲第五條但書によつて寄附せられた特別財産より生ずる果實のある場合に限り其の果實の交附を財團へ請求する事が出來ます

若し將來本財團が解散する場合は寄附行爲第三十條第一號の規定せる通(一)特別財産は最初寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附するのであります(二)其の他の財産は日本基督教會大會の承認を経て本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附します

本財團に加入の結果寄附さるべき特別財産に關する事柄は大畧前記の通寄附を受け之を管理し且處分せらるるのであります但其の寄附に關する手續に付尙一言説明を附加します

特別財産へ寄附せらるべき物件が土地建物の場合には所有權の移轉登記をなさねばなりません其れは不動産の所在地を管轄する登記所で登記せらるればよいのであります凡て寄附を申出らるる場合には

一、寄附申出書 (壹通)

二、財産表 (寄附せらるべき財産の) (壹通)

三、總會記録の寫 (寄附に關する決議事項) (壹通)

を、取、揃、へ、書、留、郵、便、に、て、御、送、附、を、願、ま、す、從、て、此、の、不、動、産、の、所、有、權、移、轉、に、付、て、要、す、る、登、録、税、は、其、の、不、動、産、價、格、の、千、分、の、三、十、で、あ、り、ま、し、て、之、は、寄、附、せ、ら、る、各、教、會、の、負、擔、で、あ、り、ま、す、但、教、會、堂、の、敷、地、に、付、て、は、登、録、税、法、第、十、九、條、第、一、項、第、二、號、に、依、り、登、録、税、も、登、記、料、も、共、に、免、除、せ、ら、る、の、で、あ、り、ま、す、序、に、申、て、置、き、ま、す、が、此、の、他、本、財、團、よ、り、脱、退、の、爲、め、若、は、本、財、團、解、散、の、爲、め、特、別、財、産、を、還、附、す、る、場、合、及、加、入、後、特、別、財、産、の、變、更、増、減、抹、消、又、名、稱、變、更、等、に、關、す、る、登、記、を、爲、さ、む、と、す、る、と、き、は、其、の、登、記、に、要、す、る、登、記、料、並、登、録、税、等、は、其、の、都、度、各、教、會、の、負、擔、せ、ら、る、べ、き、も、の、と、御、承、知、下、さ、い、

寄附申出をせらるる各教會に於ては當方へ送らるる寄附申出書、財産表、等の控書及登記簿
謄本等遺漏なく備附置かるる様願ます

當財團所有名義に變更せられたるとき登記簿の謄本壹通御提出ありたし
財團法人事務取扱に付ての諸経費に充當する意味に於て本財團に加入又は脱退其の他の場合に本財團は各其の當該教會より左記手数料を申受けます

- 一、加入脱退の場合
 - 一 教會の特別財産として提供せし二千圓迄 三圓 五千圓迄 五圓
 - らるる財産の總價格 一萬圓迄 七圓 一萬圓以上 十圓
- 二、加入後資産の増減及び名稱變更の場合
 - 一 登記事項毎に 壹圓

第五 日本基督教會役員委員及職員其他一覽 (昭和五年)

(一) 役員之部

大會議長	多田 素	高知市水通町二丁目	傳道局理事	新島 善直	札幌市北六條西二十二丁目
同副議長	三好 務	神奈川県葉山町堀ノ内五〇七	同	山本 五郎	大阪府泉北郡濱寺町字下八〇三ノ九
同書記	光 晋	東京市小石川區原町七一	同	田川大吉郎	東京市小石川區小日向臺町二丁目二五
同常置員(長)	三好 務	(前出)	同	服部 豊助	同市下谷區上野櫻木町二五
同 (書記)	光 晋	(前出)	同	高倉徳太郎	同市外淀橋町柏木九四八
同	毛利 官治	横濱市中區大橋町三ノ五七	同	小野村林藏	札幌市北一條西六丁目二
同	笹倉 彌吉	同市中區中村町八幡二、二〇一	同	桑田繁太郎	西宮市中濱町五番地
同	都留 仙次	東京市芝區白金明治學院構内	同	清水 欣	兵庫縣武庫郡本山村岡本字中島
同	佐波 亘	同府入新井町不入斗七六七	同	山本 忠興	東京市外高田町高田一、四二一
同	多田 素	(前出)	同	秋月 致	京城市真洞一
傳道局理事(長)	毛利 官治	(前出)	財務局理事(長)	棟居喜九馬	東京市芝區白金今里町八九
同 (書記)	金井爲一郎	東京市外世田ヶ谷町宮ノ坂二、四四五	同 (書記)	都留 仙次	(前出)
			同	佐波 亘	(前出)

財務局理事

溝口 悦次 神戸市熊内町一丁目三

同

原田 友太 東京市外世田ヶ谷町池尻四一〇

同

今井周三郎 同市牛込區市ヶ谷甲真町一九

同

中松 盛雄 同府入新井町新井宿一三〇九

日曜學校理事(長)

笹倉 彌吉 横濱市中區中村町八幡一、二〇一

同

馬場 久成 神戸市再度筋三三

同

山本 忠興 (前出) 堺市熊野町東四丁、一八

同

齋藤 敏夫 堺市熊野町東四丁、一八

同

新島 善直 (前出)

同

賀川 豊彦 兵庫縣武庫郡五木村高木二三八

同

大野 直周 神戸市西須磨字西天神上一〇

同

村岸 清彦 東京市京橋區新榮町一丁目一二

同

小平 國雄 東京市外東調布町田園都市八九

同

森田金之助 大阪市天王寺區國分町八九

百

同

松本徳三郎 下關市大坪町一三一

同

小杉 徳治 東京市本所區錦糸町菓子街第二號

維持財團理事(長)

毛利 官治 (前出)

同

多田 素 (前出)

同

秋月 致 (前出)

同

桑田繁太郎 (前出)

同

笹倉 彌吉 (前出)

同

小林 誠 東京市日本橋區矢ノ倉町一

同

渡邊 暢 千葉市登戸町穴川三九〇

同

新島 善直 (前出)

同

山本 忠興 (前出)

(書記)

中松 盛雄 (前出) 同市外杉並町阿佐ヶ谷樹宮安左衛門 小山三四

同

服部 豊助 (前出)

教育局理事(長)

田川大吉郎 (前出)

同

井深梶之助 東京市芝區白金三光町三四六

同

市村 與市 名古屋市外守山町小幡二、二二二

同

高倉徳太郎 (前出)

同

川添萬壽得 東京府碑多町字多二、六三〇

同

溝口 悦次 (前出)

財團事務擔當者

笹尾象太郎 東京市芝區白金明治學院構内

金城女學校理事

多田 素 (前出)

同

溝口 悦次 (前出)

同

吉川逸之助 名古屋市東區白壁町四丁目二七

同

市村 與市 (前出)

同

辻 亮吉 愛知縣勝川町勝景園

助教者恩給扶助取調委員(長)

笹倉 彌吉 (前出)

同

小林 誠 (前出)

同

貴山幸次郎 東京市外下荻窪一五六

同

吉川逸之助 (前出)

同

小平 國雄 (前出)

助教者恩給扶助會計委員(長)

岡見千吉郎 東京市外下目黒二二

同(出納係主任)

西島 政之 神奈川縣鎌倉町雪ノ下四二四

同(出納係)

長野 嘉吉 同市外中野町四町三、七五三

同(書記)

日疋 信亮 東京市外大久保百人町二八五

同(検査掛)

服部 豊助 (前出)

教師試験委員(長)

桑田繁太郎 (前出)

同(書記)

齋藤 敏夫 (前出)

同

日高 善一 京都市室町通丸太町上ル東側

同

郷司 愷爾 東京府荏原郡池上町字石川一四三

同

松本徳三郎 (前出)

百一

同 三好 務 (前出)
 同 中川 景輝 東京市外上荻窪三四三
 同 上 與二郎 臺北市幸町七
 同 桑田 秀延 東京市外下荻窪四〇八
 同 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七
 同 今村好太郎 兵庫縣武庫郡住吉村千
 同 富田 滿 東京市外下荻窪三五
 同 會堂建築局委員(長) 山本 喜藏 同市外上大崎下屋敷七六一
 同 (書記) 井上朋三郎 同市外澁谷町櫻丘五ノ六
 同 中松 盛雄 (前出)
 同 外村 義郎 同市牛込區市ヶ谷臺町五
 同 讚美歌委員(長) 小林 誠 (前出)
 同 郷司 慥爾 (前出)
 同 ハナフオード 東京市芝區白金明治學院構内

同 諸式式文委員 (長) 逢坂元吉郎 同市芝區白金嶺町六八
 同 川添萬壽得 (前出)
 同 佐波 亘 (前出)
 同 都留 仙次 (前出)
 同 郷司 慥爾 (前出)
 同 多田 素 (前出)
 同 神學校建設委員(長) 山本 忠興 (前出)
 同 (書記) 井深梶之助 (前出)
 同 毛利 官治 (前出)
 同 川添萬壽得 (前出)
 同 高倉德太郎 (前出)
 同 田川大吉郎 (前出)
 同 溝口 悅次 (前出)
 同 市村 與市 (前出)

同 小野村林藏 (前出)
 同 笹尾糸太郎 (前出)
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 日高 善一 (前出)
 同 佐波 亘 (前出)
 同 小平 國雄 (前出)
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 村岸 清彦 (前出)
 同 石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八
 同 郷司 慥爾 (前出)
 同 原田 友太 (前出)
 同 小林 誠 (前出)
 同 小平 國雄 (前出)
 同 日高 善一 (前出)
 同 基督教聯盟委員

同 秋月 致 (前出)
 同 光 晋 (前出)
 同 教會合同調査委員(長) 小林 誠 (前出)
 同 (書記) 村田 四郎 東京市外杉並町天沼六八五
 同 山本 秀煌 同市外上大崎二四五
 同 高倉德太郎 (前出)
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 和田 方行 廣島市國泰寺町一八九
 同 大野 直周 (前出)
 同 萩原 信行 仙臺市東二番丁六一
 同 桑田繁太郎 (前出)
 同 社會事業委員(長) 外村 義郎 (前出)
 同 (書記) 小林 誠 (前出)
 同 三好 務 (前出)

同 笹倉 彌吉 (前出)
 同 原田 友太 (前出)
 同 今泉 源吉 (前出)
 同 原田 友太 (前出)
 同 中川 景輝 (前出)
 同 棟居喜九馬 (前出)
 同 逢坂元吉郎 (前出)
 同 小平 國雄 (前出)
 同 山本 喜藏 (前出)
 同 齋藤 敏夫 (前出)
 同 小野村林藏 (前出)
 同 尾島 眞治 (前出)
 同 木岡甲子男 (前出)
 同 會計 東京市外淀橋町角答二七三

(三) 職員之部

同 (書記) 宮 松治 小倉市博勞町二九
 同 山陽中會(議長) 和田 方行 (前出)
 同 (書記) 金行 貞一 山口縣岩國町大明小路
 同 北海道中會(議長) 小野村林藏 (前出)
 同 (書記) 細川 慶次 旭川市二條通十一丁目
 同 臺灣中會(議長) 上 與二郎 (前出)
 同 (書記) 山本 岩吉 臺南市白金町四丁目二
 同 滿洲中會(議長) 白井 慶吉 (前出)
 同 (書記) 高橋 一男 大連市沙河河口霞町一六
 同 朝鮮中會(議長) 秋月 致 (前出)
 同 (書記) 宮田 熊治 新義州府榮町六丁目
 同 米國リフト(議長) セイ、タホーグ 鹿兒島市下龍尾町四五
 同 (書記) ウキリス、ター、ホキエ 長崎市東山手一六

(五) 各關係ミツシヨシヨシ議長、書記

書記 孝橋龜次郎 同市赤坂區新町四丁目三
 維持財團(名譽) 篠澤 武夫 同市外中野町雜色一〇
 事務囑託(名譽) 中田 光治 同市外西巢鴨町宮仲三、五、一三
 局主事(名譽) 山下岩太郎 同市外荏原町中延矢橋二、九、四
 同 會計(名譽) 小出 正吾 同府荏原郡玉川村奧澤五、七、五
 同 編輯主任

(四) 各中會議長、書記

東京中會(議長) 郷司 慥爾 (前出)
 同 (書記) 上田 丈夫 東京市外上駒込四一四
 同 浪花中會(議長) 溝口 悅次 (前出)
 同 (書記) 飯島 誠太 堺市大町西四丁一一
 同 東北中會(議長) 伊藤 嘉吉 仙臺市荒町五八
 同 (書記) 丹 忠 會津若松市榮町三丁目三四八
 同 鎮西中會(議長) 番匠 鐵雄 鹿兒島市下龍尾町四五

北長老會(議長) イー、エム、クラーク 同 神戶市中島通三丁目三四
 同 (書記) ルス、エル、エー、ウエ 同 山口市野田一三
 同 南長老會(議長) ワル、ダブリユ、モー 同 岐阜市
 同 (書記) エー、ビー、ハツメル 同 德島市德島本町
 同 合衆國リフト(議長) ダブリユ、カール、ス、オームド教會(議長) ギェント 同 山形市新築
 同 (書記) イー、エツチ、ソウグ 同 仙臺市東三番町一六二

(六) 婦人傳道會社役員

副社長 齋藤とら子 同市麴町區五番町二
 同 理事 武田 越子 東京市外代々木宮ヶ谷一、四、六
 同 理事 石塚 忍子 同市牛込區原町二丁目七一
 同 理事 奥平 敏子 同市芝區愛宕町二丁目一五、芝教會内
 同 理事 河本香芽子 同市麴町區富士見町四丁目四
 同 理事 田川 直子 同市小石川區小日向壘町二丁目二五
 同 理事 榊富 照子 同市外杉並町阿佐ヶ谷小山三四

同 淺野 花子 東京市外港谷町金王四七
 同 渡邊多喜子 同市麴町區一番町五二
 同 清水 恒子 同市外杉並町高圓寺五五六
 同 (專務) 濱田はな子 同市麴町區富士見町五丁目九

同 長谷川計太郎 西宮市松原町三八
 同 熊野 義孝 函館市相生町九八

(七) 教職會役員

委員(長) 谷津善次郎 神戸市籠池通七丁目四七
 同 (書記) 飯島 誠太 (前出)
 同 (會計) 霜越 四郎 大阪市東區館屋町一丁目一
 同 (會計) 松尾酒造藏 橫濱市中區南太田町一、九八四
 同 (同勞者編輯) 日高 善一 (前出)
 同 (同) 村田 四郎 (前出)
 同 山本 喜藏 (前出)
 同 丹 忠 (前出)

第六 各教會、牧師、役員氏名住所

(無印ハ牧師○印ハ教師△ハ教師試補●ハ中會未加入者)
 (書)ハ書記(會)ハ會計(執)ハ執事(日)ハ日曜學校長

(一) 東京中會所屬教會之部

名稱 地位 設置年月日
 海岸 橫濱市中區日本大通八

牧師又ハ主任者 住 所
 笹倉彌吉 同市中區中村町字八幡二〇一

・上田ユキミ 同市中區蓬萊町一丁目婦人ホーム

⑧ 高橋勇二郎	同市東神奈川二本榎町二、八五二	林 貞子	同市中區山手町三七	岡田敬事	同市常盤町一丁目YMC A
⑨ 早川淺吉	同市中區相生町四丁目七二	河合卯一	同市中區大岡町二七九	高木こう	同市程ヶ谷區下星川町二、六二
⑩ 酒井隆五郎	同市中區中村町字東一、三八三	山埜井久	同市神奈川縣逗子町久木西小路三二	福谷由藏	同市中區本牧町八王子三、八九一
河野 保	同市中區大岡町字岸ヶ谷三、三三	湯淺いと	同市中區本牧町大鳥一、五九八	鈴木新吉	同市新子安町字溝下一、八八四
⑪ 井上伊曾子	同市中區太田町六丁目YW	⑫ 荻原きよ子	同市元濱町二、一三	⑬ 川村たか子	同市中區御所山町六
⑭ 加納秀子	同市磯子區磯子町六一六	⑮ 青木玉枝	同市中區山手町二二二	⑯ 清水八重子	同市中區本牧町字矢二、五〇〇

⑰ 高橋勇二郎 (前出)

新榮

東京市京橋區新榮町一丁目一二

明治六年九月廿一日

村岸清彦 同上

平野龍亮

東京府下下落合七四一

石橋慶藏 同市外大井町立會原五〇〇

中村かつ 同市小石川大塚坂下町八五

藤原鈎次郎

同市下谷區上根岸町七二

千屋御法 同市本郷區彌生町三四廿四號

宮部力 同府下瀧野川町西ヶ原九六一

赤城芳雄

同市淺草區小島町七四大山方

毛利官治 同市中區大橋町三丁目五七

宮部力 (前出)

指路

横濱市中區尾上町六丁目八五

多田いくり 同市中區尾上町六丁目教會内

大橋繁 同市中區本牧町牛込二、八三三

荒波卯吉

同市保土ヶ谷區岩間上町一七七

岡部幸彦 同市中區本牧町原一、二九一

石川助五郎 同市磯子區廣地住宅地二七四

赤石久太郎

同市磯見區東寺尾町東臺三、八九九

佐藤園 同市中區本牧町牛込二、八三三

三橋きく (三橋英一即方)

石川文壽

同市磯子區字廣地二七四

三橋英一郎 同市中區根岸町竹ノ丸三、三三七

黒川直胤 同市磯子區磯子町廣地三三二

山本直

同市中區山手町二〇九共立女子神學校

大塚秀雄 同市中區堀ノ内町社谷

國井綾 同市中區太田町六丁目YV

森榮一

同市中區高根町三丁目一八

向井蘭次郎 同市中區南太田町二、一八五

八戸厚一郎 同市神奈川區青木町反町七八五

山下和則

同市神奈川區青木町栗田、三六一

山下せう (山下和則方)

横山榮二 同市磯見區東寺尾町一七八〇

小瀧常吉

同市神奈川區子安町守屋町

三宅秀藏 同市磯見區東寺尾町月見丘

横山榮二 同市磯見區東寺尾町一七八〇

横山巴 (横山榮二方)

石川文壽 (前出)

芝

東京市芝區愛宕町二丁目一五

富田滿 同市外下荻窪三五一

岡見千吉郎

同市外下目黒二

奥平敏 同市芝區愛宕町二丁目一五

東條松五郎 同市芝區田村町一九

水科貞子

同市牛込區市ヶ谷臺町二〇

五月女忠藏 同市芝區西久保巴町三四

牧山富子 同市麻布區草苜町六二

後藤英

同市芝區三田豊岡町二

矢島みす 同市小石川區大塚仲町三六ノ二

伊東正之 同市牛込區市ヶ谷、谷町三六

濱島辰雄

同市外阿佐ヶ谷六四四

林原修太郎 同市外下大崎一〇

伊東正之 同市牛込區市ヶ谷、谷町三六

吉村シゲリ

同市外月越一、二九四

東條達義 同市芝區田村町一九

井口えい 同市外中目黒一、〇五〇

村池重夫

同市芝區愛宕町二ノ一二

伊藤松枝 同市下谷區中根岸三六

山東榮子 同市芝區白金今里町八九

上田

上田市車坂上八〇

近藤治義 同市仙石町

岡田信六 同市京橋區南佐柄木町三

石田三代治

同市丸堀葎原

池田喜徳 同市七軒町

渡邊浪治 同市踏入

遠藤さん

同市馬場町

遠藤鐵太郎 同市馬場町

池田喜徳 (前出)

牛込 東京市牛込區拂方町二四

田島 進同上

今井周三郎 同市牛込區市ヶ谷甲良町一九

寺尾喜六 同市四谷區麴町十三丁目六

古門林太郎 同市外大久保百人町五二

磯部房信 同市外大久保四一二

齋藤運次郎 同市外上大崎六二六

海老原登 同府下蒲田町女塚一七八

寺尾完治 同市四谷區麴町十三丁目六

淺草 東京市淺草區須賀町二三

淺野ケイ 同市外巢鴨宮仲二六九八

田島 進(前出)

高城 衛 同府下井荻町上荻窪五七八

曾我正雄 橫濱市鶴見區生麥

兩國 東京市日本橋區矢ノ倉町一

小林 誠同上

金子勘藏 同市本所區龜澤町一丁目一四

海老名謙一 同市深川區越中島水産講習所

小原榮次郎 同市日本橋區久松町四〇

西村芳太郎 同市日本橋區葦屋町一

山田民夫 同市外大森不入斗五七八

松村幸三郎 千葉縣市川町八幡前

高岡宣次 同市日本橋區鐵砲町九

長尾金次郎 同市神田區佐久間町二丁目一二

小原 未 同市日本橋區久松町四〇

沖 同市日本橋區矢ノ倉町

本郷 東京市本郷區本郷四丁目四三

佐藤良雄 同府下荏原郡馬込町赤羽八五

金子民三郎 同市本郷區本郷駒込富士前町四

林 止 同市本郷區本郷二丁目三六

今野幸吉 同市本郷區駒込千駄木町七二

鳥羽雄吉 同市外下落合一七九四

遠藤喜徳 同市外西巢鴨町上駒込一六三

佐崎良之一 同市麴町區元平河町一〇

片岡辰吉 同市外澁谷町神南一四

豐歲豐治 同市外千駄ヶ谷六〇一

青木金太郎 同市外千駄ヶ谷八五二

桐生 同市市ヶラウンド前通り

新階鞆音 同上

田中喜久吾 同市錦町一丁目

藤掛辰三郎 同市新宿二丁目

山端宇太郎 同市清水町

田島豐次郎 同市本町六丁目

鈴木信吉 同市本町五丁目

堀 祐平 同市巴町一丁目

丹羽たけ 同市旭町

市川武子 同市末廣町二丁目

稻田好次 同市巴町一丁目

田中喜久吾(前出)

豐島岡 東京市小石川區大塚坂下町四〇

西島政之 同市同區小石川町一

牛山坂登 同市外西巢鴨町宮仲二五二三

中田光治 同市外西巢鴨町宮仲二五二三

東京中會

百十一

平井磐雄 同市外西巢鴨町宮仲二、三、六

中田光治 (前出)

日本橋 東京市日本橋區濱月廿二日

原田友太 同市外世田ヶ谷池尻四一〇

上澤謙二 同市外高田町集鴨三、五四〇

服部豊助 同市下谷區上野櫻木町二五

結城長治 同市小石川區春日町五〇

立田通子 同市日本橋區江戶橋二、六

大澤幾次郎 同市日本橋區本船町一八

安常三郎 同市日本橋區濱町三、三

矢部清 同市日本橋區本石町二、二七

吾妻三郎 同市深川區東大工町四

竹内庄次郎 同市下谷區下谷町二、一

上村菊子 同市芝區琴平町四

渡邊祐一郎 同市神田區元岩井町二五

橋本謙治 同市日本橋區本石町四、七

大澤幾次郎 (前出)

安し 同市日本橋區濱町三、三

服部壽賀子 同市下谷區上野櫻木町二五

三浦太郎 同市外下落合一、五二四

高輪 東京市芝區二本榎二丁目一九

山本喜藏 同市外大崎町上大崎七六一

鳥居忠五郎 (前出)

上野真友 同市芝區二本榎西町三

山下岩太郎 同市外荏原町中延矢橋二、九四

齋藤勝次郎 同市外大崎町下大崎一五

高橋清一 同市外杉並町天沼六八五

前田宏 同市外杉並町天沼七九九

齋藤勝次郎 (前出)

岡見美知子 同市外大崎町白金猿町八六

川村節子 同市外大崎町上大崎七五九

齋藤勝次郎 (前出)

渡邊縫二 同市外荏原町中延一、三、一、二

吉本一良 同上

古場善吉 同市中里町二、三

横須賀 横須賀市深田町八六

伊比信一 同市中里町八五

園部彦長 同市公郷町二、三八九

渡邊與三郎 同市堀内一、二

小野徳三郎 同市船岡町海軍官舎

紺野尙雄 同市公郷町山崎一九二

富士見町 東京市麴町區富士見町五丁目一四

三好務 神奈川縣葉山町堀の内五〇七

吉本一良 (前出)

工藤正平 同市麻布區筈町一〇

巖谷冬生 同市牛込區戸山町三七

原成吉 同市外世田ヶ谷町代田六三四

土屋龜太郎 同市外野方町江古田一八二

林忠美 同市外戸塚町上戸塚三七一

大江與四郎 同市牛込區富久町一〇九

木岡甲子男 同市外淀橋町角筈二七三

小川潤次郎 同市外杉並町高圓寺四〇

福島正雄 同市外西巢鴨町池袋一、三七七

原志賀 同市外世田ヶ谷町代田六三四

井上顯作 同市外瀧野川町上中里一六

鳥田多門 同市外高田町上り屋敷八六六

田中惠 同市外世田ヶ谷町代田六三四

高鳥武雄 同市外巢鴨町三ノ二六

棟居喜九馬 同市芝區白金今里町八九

田中忠二郎 同市外澁谷町青葉二〇

山本忠興 同市外高田町一、四二二

羽仁もと 同市外高田町上り屋敷

河井道 同市牛込區神樂町二丁目一六
 三島津奈 同市外中野町東中野一五四七
 齋藤くら 同市麩町區五番町二
 谷岡貞 同市麩町區上二番町女子學院
 北澤伊乃 同市芝區白金三光町二六三
 山本忠興(前出)

伊勢崎

詳馬縣伊勢崎町本町四丁目二四四一
 明治廿一年七月二十四日
 太田好景 同上
 三輪勇吉 同縣同町日吉町

金井敬三 同縣同町本町二丁目一〇八五
 森村堯太 同縣佐波郡宮郷村連取
 下城しげ 同縣同町榮町

金井直次郎 同縣同町本町二丁目一〇八五
 磯部市次郎 同縣同町本町二丁目
 下城よし 同縣同町本町四丁目

大竹高次郎 同縣同町本町二丁目
 武啓介 同縣佐波郡殖蓮村下植木
 磯部よし 同縣同町本町二丁目

矢内なか 同縣佐波郡三郷村西太田
 戸谷あさ 東京市外下練馬町羽澤三三〇
 金井さく 同縣同町本町二丁目一〇八五

太田好景(前出)

千葉

千葉市市場町五丁目八日
 明治二十八年十月八日
 森岡謹吾 同市寒川新宿七
 齋藤鷹之助 同市香妻町一、二〇九

高島秀男 同市寒川新宿六
 武藤鎮夫 同市市場町四八
 齋藤鷹之助 同市本町三丁目五五六

杉谷乙次郎 同市寒川新宿四
 岩上潤次 同市寒川長洲九三二
 河島トラ 同市本町三丁目五五六

高梨チセ 同市寒川長洲九一八
 齋藤鷹之助(前出)

市ヶ谷

東京市牛込區原町一丁目五二
 明治三十四年三月十日
 金井爲一郎 同府下世田ヶ谷町宮ノ坂三、四

小倉哲三 同市牛込區市ヶ谷河田町一
 河田茂 同市牛込區辨天町一五一

大澤佐四郎 同府下杉並町高圓寺六九五
 鷲山弟三郎 同府下洗足町原丸三、七五六

伊藤一夫 同市牛込區若松町一二九
 海江田虎次郎 同市牛込區原町三ノ五〇大久保方

今井孝 同市牛込區北山伏町二一
 大森百合子 同府下阿佐ヶ谷六三二
 河田良子 同市牛込區辨天町一五一

今井孝(前出)

角筈

東京市外淀橋町角筈一〇二
 明治三十七年四月二十三日
 松原英一 同上

合田正之 同市外中野町西町三、六四八
 中山國六 同市外和田堀町和泉一八四

白山靖 同市外代々幡町幡ヶ谷一〇
 武俣勇往 同市外代々木山谷二九九

佐藤伊代子 同市麩町區土手三番町
 ミス、マクドナルド
 太田恒代 千葉縣津田沼町久々田一、四一八

井手研三 同府荏原郡碑文町碑文谷一、三五五
 橋本礎三郎 同市外南笹塚一、〇一三
 松永野利正 同市外淀橋町角筈一〇〇

朝夷愛子 同市外千駄ヶ谷榎田七九
 畑要造 同市外荏原町字中延三五五
 高橋良 同市外武藏野吉祥寺中道南一七三

津田正則 同市外角筈一〇
 〇日本神學校内
 高橋泰(前出)

鷺山

橫濱市中區根岸町 明治四十年九月十五日
鷺山三、六五八

月野

同市中區根岸町 鷺山三、六五八

池田

同市中區根岸町 柏葉三、五七二

水戸

水戸市上市西町六 明治四十一年三月十五日
七七

宇野

同市上市西町六 七七

立花

茨城縣那珂郡大宮町二五三

山梨

甲府市春日町一五 明治四十二年二月二十八日

濱口

同市百石町一二

山崎

同市三日町二丁

竹前

同市代官町

北村

同市穴切町

青山

東京市赤坂區青山 明治四十三年四月三日
南町五丁目五三

岩井

同市外邊谷町金王三六

淵時

同市外駒澤町野澤三六

尾間

同市外代々幡町 代々木西山谷

萬納

同市赤坂區青山 南町六丁目二四

千駄ヶ谷

東京府下千駄ヶ谷 大正元年十二月廿一日
町千駄ヶ谷八五六

溝尻

同府下荏原町戸越一、二七

山谷

同府下千駄ヶ谷 八三八

出口

同府下田園調布 二八七

大森

東京府荏原郡入新井町不入斗七六七 大正四年五月十六日

平尾

同府大井町瀧王子四、六一

穴戸

同府大井町庚塚 四、九七六

宇賀

同府同郡入新井町不入斗三七四

佐藤

同府入新井町新井宿長田四〇

同市中區根岸町 鷺山三、六七三

芹澤

同市中區根岸町 鷺山三、六七三

外村

同市大字常盤五、八二九

海野

同市上市仲町四 八三

伊藤

同市百石町 甲府市百石町

志村

同市春日町

内藤

同市元線町

加藤

同市代官町

川添

同府荏原郡神奈川 町釜二、六三〇

淵時

同市外駒澤町野澤三六

小山田

同府田園調布六三一

武田

同市外代々幡町 代々木宮ヶ谷一、四六四

中川

同市外井萩町上 荻窪三、四三

江口

同市外代々木初臺六三〇

青木

同府下淀橋町柏木 四三一

丸田

同府下淀橋町角 筈二、五六

佐波

同上

曾根

東京市麻布區飯倉一丁目一二

高村

同府大井町出石 五、一六五

大谷

同府市鶴見區平安町二ノ一

若林

同府入新井町新井宿九九五

同市中區日枝町 五ノ一三三

小舟

同市中區日枝町 五ノ一三三

月野

同市中區根岸町 鷺山三、六五八

宇野

同市上市西町六 七七

平山

同市上市泉町二丁目

嶋田

山梨縣南巨摩郡 鯉澤町

石丸

同縣中巨摩郡 田村

内田

同市代官町四、河西三郎方

内藤

同市代官町四、河西三郎方

石橋

同市外目黒町上 目黒二、〇八一

林

同市赤坂區青山 北町六ノ四七

竹川

同市麻布區筈町 一五四

能勢

同府目黒町上目黒一、七三〇

三谷

同市牛込區市ヶ谷 加賀町二ノ二

野島

同府下國立驛前

中川

同府下田園調布 二八七

北村

同府荏原郡馬込町小宿一、四一三

大村

同府大井町倉田 三、二八八

志佐

同府入新井町新井宿二、二九九

三木

同府大井町庚塚 四、八九二

本多比奈子 同府入新井町新井宿一四〇一

中澁谷 東京府澁谷町櫻丘五

山本茂男 同市外上萩窪七五八

加藤七郎 同府高田町雜司ヶ谷一〇九

今泉源吉 神奈川縣鎌倉町大町九六一

小田垣光之輔 同府下玉川村奧澤二三一

井上朋三郎 同市外澁谷町櫻丘五ノ六

上遠章 同府外東調布町田園都市二五〇

石井重雄 同府下三鷹村東京天文臺

淺野順一 同市外澁谷町金王四七

羽田智夫 同市外落合町下落合一七九四

淺野花子 同市外澁谷町金王四七

榎田孝子 同市外中野町谷月二、三、六、二一

宮崎貞子 同市外杉並町阿上落ヶ谷二九五

上遠章 (前出)

大崎 東京府荏原町小山一七一

逢坂元吉郎 同市芝區白金塚町六八

水野美成 同市牛込區新小川一丁目五

牟田易太郎 同市外中野町中野三、三〇〇

杉山慎一 同府荏原郡碑文谷子ノ神一八七

中井正愛 同市外下大崎四云幸田鑄工所内

齋藤竹二 同市外北品川小關五〇八

小幡浩 同市外荏原町小山五二宮本方

杉山正一 同府荏原郡小山八七

星トミ 同府荏原郡戸越三六九

淺野享秀 同白金臺町二ノ三六小平方

吉元三郎 同府馬込寺郷三〇九八

逢坂元吉郎 (前出)

日本 上海北四川路百十六日

岩本松平 上海四川路三井洋行

内山完造 上海北四川路底内山書店

澤規矩雄 上海北四川路麥拿里十三號

田中榮次郎 上海愚園路三三一號豊田紡社宅

三枝源八 上海旋高塔路東照里二號

泉祐太郎 上海楊樹浦路九〇號上海紗廠

芹澤赴夫 上海四川路三井洋行

田中まさ子 上海愚園路三三一號豊田紡社宅

櫻澤美代子 上路法租界善蓮路六號三菱社宅

土居海南惠 上海吹恩威路四五八號

藤卷秀子 上海滙山路八八號

明星 東京市下谷區竹町一五

村上治 同市外荏原町小山六〇八

内山完造 (前出)

堀與市 同市下谷區西黒門町四

中原信義 同市本郷區駒込神明町一六〇

秋庭濱太郎 同市外澁谷町青葉七

小杉徳治 同市本所區錦糸町菓子街第二號

平田泰次郎 同市本郷區駒込神明町九五

新井静子 同市下谷區竹町一二

長尾民之助 同市下谷區竹町一五

小杉すゑ 同市本所區錦糸町菓子街第二號

平田泰助 同市本郷區駒込神明町九五

鷺津郁太郎 同市下谷區竹町一四

谷口至巳 同府下王子町王子一〇六五

小杉徳治 (前出)

青島 中華民國青島桓臺路三五號

島村穂吉 同上

桑山隆保 同青島黃縣路一號

北野順吉 同青島無棣二路

正田和義 同青島四方日清紡社宅

高松郁子 同青島四方日清紡社宅

小原和吉 同青島堂邑路三號

柳下道子 同青島遼寧路四〇號

柳下道子 (前出)

小石川

東京市小石川區原町七一

光

晉同上

菅沼誠一

同市外千駄ヶ谷町八五一

藤本

同府下立川町東榮箱

矢内宗武

同市外中野町打越一八七九

園山芳夫

同市小石川區青柳町六

佐々木小鹽

同市小石川區丸山町一

鈴木猛子

同市外世田ヶ谷町經堂在家

磯部貞雄

同市小石川區林町九八

大井町

東京府荏原郡大井町四〇九

日下

同府下荏原町中延七六五

鈴木春

同府荏原郡大井町林附三三四

杉谷

同府下品川町南品川五三七

水戸晤郎

同府下蒲田町新宿四七四

中川守之

同市外西大久保一五四

池田兼麿

同府大井町立會四七三

南條一郎

同府品川町南品川一九四

木村昌喜

同府大井町權現臺三七二四

鈴木七子

同府大井町林附三三四

伊藤さみ子

同府大井町原五三二六

山崎正子

同府大井町出石四九九

水戸晤郎

前出

鎌倉

神奈川縣鎌倉町大町藏屋敷七八八

松尾造酒藏

橫濱市中區南太田町一九八四

清水侯忠

同縣鎌倉町雪ノ下一〇六九

野畑啓二郎

同縣鎌倉町佐介ヶ谷五〇二

野畑淑子

同上

清水ふき子

同縣同町雪ノ下一〇六九

結城さか子

同縣藤澤町鶴沼川袋二三七〇

磐井ひろ子

同縣鎌倉町大町藏屋敷七八八

堤ふく子

同縣鎌倉町大町名越一二二八

松尾造酒藏

前出

三島

靜岡縣田方郡三島町字芝一六〇五

林三喜雄

同上

間宮珪雄

同三島町字小中島一三七

花島周一

同三島町久保丁

渡邊道雄

同三島町茶町

小出富子

同三島町久保丁

花島いし

同上

新瀉

新瀉市寄居町四四

佐伯

同市學校町二番

吉田春雄

同市沼垂町流作場

高橋助七

同市礎町四ノ丁

渡邊熊三郎

同市旭町通一番

木村龜助

同市西堀通五番

齋藤正直

同市西中町

桐澤金重

同市中大畑町

木村よしの

同市西堀通五番

齋藤カツ

同市西中町

桐澤恭子

同市中大畑町

齋藤正直

前出

白金

東京市外大崎町上大崎千代ヶ崎

郷司慥爾

同市外池上町石川一四三

二宮弦

同市外荏原町中延一〇七一

江田三重子

同市外目黒町下目黒五五七

衛藤幹太郎

同府荏原郡玉川村奥澤字城前

加藤市太郎

同市外目黒町上目黒二〇一

井深花子

同市芝區白金三光町三四六

岩崎繁治

同市芝區白金壘町傳研官社五號

小林隆雄

同市外杉並町高圓寺九二

森野基一

同市外荏原町小山七三

衛藤幹太郎

前出

松本

松本市東町一丁目

大正十三年九月十三日

瀧澤萬治郎 同市西町四七六

手塚縫藏 同市西町藤塚

松岡弘 長野縣南安曇郡穂高

福與英治 長野縣南安曇郡有明村耳塚

波多腰潤一郎 同縣同郡安曇村

渡邊勇 同縣東筑摩郡和田村

白澤濟 同縣南安曇郡明盛村

柏井光藏 同上

松岡弘 (前出)

静岡 靜岡市水落町三丁目一七

大谷信夫 同市西草深町一五四

柳橋太郎 同市東鷹匠町四三

中里善美 同市大岩五四

木浦角太郎 同市鷹匠町三丁目一八

井上俊彦 同市外千代田村上足洗一

清水重治 同市大岩一三五

津田英 同市鷹匠町三丁目三四

清水重治 (前出)

橋爪貞二 同市東鷹匠町八四

外村義郎 同市同區市谷壺町五

荒木庄治郎 同市外世田ヶ谷町代田大原二七

台中村 要 同市外西巢鴨町宮仲二四一〇

伊賀秀雄 同市外大井町出石五〇六一

河内艶子 同市外野方町新井郵便局内

西野庄治郎 同市本郷區弓町一ノ一九

大井上よねを 同市牛込區市谷壺町一

伊賀秀雄 (前出)

荒木琴子 同市外世田ヶ谷町代田大原二七

西山知義 同上

伊賀秀雄 (前出)

諏訪 長野縣諏訪郡上諏訪町新小路七五ノ二

長瀬太郎 同縣同町仲町

三輪きく 同縣同町本町

久保田力藏 同縣同町上町

柳澤こまつ 同縣同町大手町

上原つね 同縣同町末廣町

澁谷 東京市外澁谷町松濤三七

尾島真治 同上

尾島真治 (前出)

佐藤榮藏 同府下代々木深町一五七三安藤常吉方

角谷カネ 同市外澁谷町猿樂三三

尾島真治 (前出)

伊藤博一 同府下大井町字南濱一七五五

田村直臣 同上

今井權次郎 同市京橋區銀座西丁目番地ノ七

嶋 東京府北豊島郡巢鴨町宮下六二二三

今村直藏 同市神田區宮本町一六

岡田省三 同市外碑文谷一〇八

椎名常次郎 同市外代々木木村八三二

小澤衛 同市外杉並町天沼一〇七

岡田省三 (前出)

妹尾房次郎 同市外澁谷町若木三一

高倉徳太郎 同市外淀橋町柏木九四八

栗飯原梧樓 同市外武藏野町吉祥寺一八八九

信濃町 東京市四谷區東信濃町一〇

岡田正夫 同市外代々木山谷一七九陳進方

淺見三慶 同市牛込區中町一

福田正俊 同市麹町區飯田町ノ高佐々木方

渡邊暢 千葉市登戸穴川三九〇

淺見三慶 同市牛込區中町一

秋田春雄 同市外瀧ノ川町西ノ原一〇七二

秋山久江 同上

淺見三慶 同市牛込區中町一

東京中會

東京中會

百二十三

- 渡邊多喜 同市麹町區一番町五二
- 河本香芽子 同市麹町區富士見町四ノ四
- 田川大吉郎 同市小石川區小日向臺町二ノ三
- 榊富テル子 同市外杉並町阿佐ヶ谷三四
- 神田 昭和三三年九月三十日
- 力石長藏 同府入新井町新井宿一八
- 岩住良治 同市外巢鴨町一、四七〇
- 小宮山主計 同市神田區五軒町四三
- 新嘉坡 No. 2, Adis Road Singapore (式未) Rev. H. Uremi No. 2 Adis Road Singapore アサスロード二號 梅森豪勇
- 奧川亮 c/o. Mitsui Bussan Kaisha, No. Battery Road, Singapore.
- 正本勇 c/o. Osaka Shosen Kaisha, No. 3, De Souza Street, Singapore.
- 田村初太郎 No. 2, Adis Road, Singapore.
- 梅森幾美 No. 2, Adis Road, Singapore.
- 大江スミ 同市麹町三番町一三
- 齋藤勇 同市牛込區北山伏町二〇
- 樋口左右子 同市外淀橋町角一四八
- 小平國雄 同市外東調布町田園都市八九
- 鹿島定子 同市外野方町上野
- 井上秀吉 同市外野方町上野
- 木脇園子 同市四谷區南伊賀町四加藤方
- 熊野寅吉 同市牛込區新小川町三ノ二八
- 齋藤直一 同市小石川區白山御殿町一〇九
- 榊富安左衛門 同市外杉並町阿佐ヶ谷三四
- 粟飯原梧樓 (前出)
- 阿部清吉 同府川崎市南河原三二七
- 山田定治 同市神田區袋町一四
- 小宮山主計 (前出)

梅森豪勇 (前出)

一ノ二東京中會所屬傳道教會之部

- | 名稱 | 位 | 置 | 設立年月日 | 教師又ハ主任者 | 住 | 所 |
|-------|----------------|-----------|-------------|---------|---------------------|---------|
| 小保 | 町字田町 | 栃木縣足利郡小保町 | 明治三十一年十月十九日 | 新階 輔音 | 桐生市新川ケラ | ウツンド前通り |
| 岩脇六男 | 同縣同町 | | | | | |
| 十字 | 東京府淀橋町柏木 | | 大正十三年三月九日 | 伊東保士 | 同府下淀橋町柏木九一 | |
| 伊東保士 | 同府下淀橋町柏木 | | | | | |
| 西巢鴨 | 東京府下西巢鴨町池袋一〇 | | 大正十四年二月十二日 | 青芳 勝久 | 同府下高田町雜司ヶ谷上り屋敷一、二、九 | |
| 山村英 | 同府高田町雜司ヶ谷七二二 | | | 松浦 光一 | 同府下中新井村大字中一、二、九 | |
| 佐久 | 長野縣南佐久郡白田町 | | 昭和二年十一月七日 | 早川 次雄 | 同縣同郡野澤町 | |
| 早川次雄 | 同縣同郡野澤町 | | | 新津忠太郎 | 同縣同郡青沼村 | |
| 鶴見 | 橫濱市鶴見區鶴見町豊岡三五四 | | 昭和三年十月七日 | 堀内友四郎 | 同上 | |
| 森田圓太郎 | 同市同區同町豊岡三四〇 | | | 沼井 虎橘 | 同市同區東寺尾町一、五、一四 | |
| | | | | 檜崎 豐樹 | 同市同區鶴見町豊岡三四三 | |

駒込

東京市外(集鴨局昭和四年一月二日)上田丈夫同上

中山嘉市

同市外杉並町馬(昭和三十五年)坂上直道(同市本郷區駒込神明町三七四)上田丈夫(前出)

九十九里

千葉縣山武郡松尾町松尾六一(昭和三十六年一月十六日)山田卯三郎同上

里見よね

同縣同郡同町松尾(昭和三十二年九月二十一日)里見富三郎同上(山田卯三郎(前出))

朽木

栃木縣下都賀郡朽木町字朽木五四(昭和三十二年九月二十一日)

石川松治

同縣同町祝町(昭和三十二年九月二十一日)川俣正二(同縣下都賀郡家中村大字家中)

目白

東京市外高田町字大原一六〇〇(昭和三十四年五月十日)本間誠同上

山本楠男

同市外戸塚町字諏訪一八三(昭和三十四年十一月十七日)島津愛之(同市牛込區河田町一〇)本間誠(前出)

阿佐ヶ谷

東京市外杉並町阿佐ヶ谷三〇(昭和三十四年十一月十七日)高崎能樹同上

武南高志

同市外杉並町馬橋五六二(昭和三十五年五月十日)森ふみ(同市外杉並町阿佐ヶ谷小山三)高崎能樹(前出)

鹿沼

栃木縣上都賀郡鹿沼町大字鹿沼(昭和三十五年五月十日)江村寛一(字津宮市四條町一三五)

青木達三郎

同縣同町仲町(昭和三十五年五月十日)加藤清司(同縣同町天神町)細川剛之助(同縣同町麻苧町)

武藏野

東京府北豊島郡長崎町一八四二(昭和三十五年五月十日)德澤清子同上

德澤治

同前(本郷吟子(東京市小石川區高田老松町四〇))

本所

東京市本所區綠町一丁目五(昭和三十六年一月二十三日)鹽路武輝同上(鹽路武輝(前出))

稻垣清次郎

千葉縣市川町新田一三五(昭和三十七年八月二十四日)安藤政吉(同市本所區石原町四丁目竹内方)鹽路武輝(前出)

村上

新潟縣岩船郡村上町庄内町(昭和三十七年八月二十四日)佐伯儉(新潟市學校町二番町)同縣同郡同町本

伊那

長野縣上伊那郡伊那町青木町(昭和三十四年三月八日)雨宮道雄同上

加藤茂

同縣同町古町(昭和三十七年)田中頼光(同縣同町入舟)雨宮道雄(前出)

飯田

長野縣下伊那郡飯田町江戸町二三六(昭和三十七年)福元利之助(同縣下伊那郡上郷村下黒田)

白鳥宗司

同縣同郡上郷村下黒田(昭和三十七年)原田増藏(同縣同郡上飯田)

長野

長野市縣町一三六(大正七年四月)

西澤美則

同市妻科(昭和三十七年)西川正直(同市縣町)西川正直(前出)

小千谷

新潟縣北魚沼郡小千谷町裏町(大正十三年八月二十四日)山田幸一(新潟縣長岡市長町一丁目)

山本道夫

同縣小千谷町裏町(昭和三十七年)山本晋(同縣小千谷町裏町)大北順太郎(同縣同町上之山)

長岡 長岡市長町一丁目 大正十三年八月二十四日 山田幸一同上

若井元齋 長岡市稽古町 武見誠作 同市旭町二丁目 山田幸一(前出)

香港 Japan Christian Church 大正十四年八月 藤原藤男 同上
No. 5, Daddel St, Hongkong 廿三日

岡本辰藏 香港中和洋行

沼津 沼津市城内西條一 昭和三十二年十一月十八日 相原正勝 同上

渡邊 和 同市外東間門 松井安三郎 同市桃郷 相原正勝(前出)

佐渡 新潟縣佐渡郡河原 明治四十四年九月十日 赤岩 榮 同上
田町字本町一九九 同縣同町字本町 赤岩 榮(前出)

濱松 濱松市松城町一〇 昭和二十二年五月十日 松本美實 同市三組町一八

市川伊六 同市高町一六 加藤角太郎 同市外曳馬村島之郷一六三〇 鳥居惠一 同市廣澤町二五

木更津 千葉縣君津郡木更津町山手 竹村 清 同上

吉川虎三郎 同縣同町木更津 大日方八五郎 同縣同郡清川村 竹村 清(前出)

礪川 東京市小石川區小日向臺町三ノ三三 明治四十一年二月十一日

神保倉吉 同市神田區千代田町六橋商會内 波多野房吉 同市小石川區小日向臺町二ノ三 阿部邦彦 同市牛込區改代

宇都宮 宇都宮市旭町一丁目 明治四十二年七月十二日 江村寛一 同市四條町一

大西古筑 同市塙田町四〇 寺内庄吉 同市一條町六 井上伯平 同市二條町一

蒲田 東京府荏原郡蒲田町御園三五七 昭和二十二年五月廿九日 栗原久雄 同上

川久保幸哉 同府同郡矢口町 蓮沼一二六 淳平 同府同郡蒲田町 正木英雄 同府同郡同町御園二〇三橋本方

越ヶ谷 埼玉縣越ヶ谷町 明治三十二年十一月三日 長尾丁郎 同縣同町四、四〇

遠藤幸三郎 同縣同町御殿會 石垣武治 同縣越ヶ谷町 長尾丁郎(前出)

忍 埼玉縣埼玉郡忍町字忍六九四ノ一 明治廿七年五月三日 竹内虎也 同上

吉田茂彌 同縣同郡忍町忍 荒木銈三 同上 竹内虎也(前出)

麻布 東京市麻布區廣尾町三五 大正十年五月十五日 瀬上廣成 同上

松村吉則 同市外濠谷町羽 松村キン 同上 山本 章 同市赤坂區青山南町六一三〇

池袋 東京市外西巢鴨町池袋九一七 大正十二年三月十八日 淺野庄作 東京市外長崎町三、九八四

清瀬邦弘 同市外長崎町前 高松六二 松石隆治 同市外池袋六一 森悦五郎 同市外池袋九一七

大宮

埼玉縣大宮町字仲 大正十三年四月十三日 吉田菊太郎 同上

鴻巢

埼玉縣北足立郡鴻巢町 大正十三年四月廿九日 飯野喜平 同縣大宮町片倉(新道三六〇五) 吉田菊太郎(前出)

浦和

埼玉縣浦和町岸區 昭和三三年一月二十日 深瀬忠藏 同縣同町宮本町 木村元助(前出)

岩槻

埼玉縣南埼玉郡岩槻町 昭和五年五月十一日 久世隆猪 同縣同町太田二 渡邊綱吉 同縣同町岩槻(二五二二) 永谷幾衛(前出)

共立

千葉縣君津郡大貫町小久保 明治四十五年七月九日 和田愛子 同上 和田愛子(前出)

岩本

靜岡縣富士郡岩本村 大正十三年四月廿七日 宮本桃喜 同上 栗栖あさ子 同縣同郡富士町

脇屋

同縣同町岸區旭町 奧隅延司 同縣同町常盤町 加藤松平 同縣同町岸區岸

武澤

同縣同郡富士町 山崎兼至 同縣同郡岩松村 井上幸平 同上 吉武つるよ 同前

粕壁

埼玉縣粕壁町三枚橋六二三〇 大正十四年六月七日 好川百合 同縣同町新宿 小川キク 同前

金子

金子作次郎 同縣同町新宿 中井英子 同上 堀越庸吾 同上

(一)ノ三東京中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

館山

千葉縣安房郡館山町館山一〇五四 十四日

中山

同縣同郡館山町 同縣同郡館山町

蓮田

埼玉縣南埼玉郡綾瀨村字蓮田 明治三十四年七月二十八日 久世隆猪 同縣岩槻町太田

長谷

同縣同郡長谷町 同縣同郡長谷町 高橋 蒔 同縣同郡長谷町 久世隆猪(前出)

川口

埼玉縣川口町榮町南三丁目八九一 大正十五年五月二十八日 木村重雄 同上

北川

北川忠雄 同上 木村重雄(前出)

東京中會

草加

埼玉縣北足立郡草加町 大正十五年一月十日 (會) 長尾丁郎 同縣越ヶ谷町

(會) 石垣武治 同縣越ヶ谷町 (會) 石垣武治 (前出)

古河

茨城縣極島郡古河町大工町 昭和二年八月四日

△檜垣 薰同上 △上田ます子同上 (會) 長塚和三郎 同縣同町原町 (會) 檜垣 薰 (前出)

群馬

前橋市芳町四九 (傳道局) 昭和五年五月

△島村龜鶴同上

(一) 四東京中會地域内 申合ミツシヨン所屬傳道教會之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

柏久保 靜岡縣田方郡北狩野村柏久保三三 明治十九年一月七日 △室野玄一 同上

(以下來信リフオムヤ) (會) 菊池佐十郎 同前 (會) 菊池幸雄 同上 (會) 室野玄一 (前出)

御殿場 靜岡縣御殿場町二枚橋丙三八 明治四十年四月七日 △真崎康治 同上

(會) 井村宇三郎 同縣同町上 (會) 真崎康治 (前出)

御殿山 東京府北品川御殿山七七八 大正元年八月 △村中常信 同上

(會) 阿部喜代太郎 同府南品川二一

(一) 五東京中會所屬各教會出張傳道地

名稱 位 置 開始期 擔當教會 擔當者

笹塚 東京市外笹塚 角筈教會 松原英一

富士十 東京市外西巢鴨町池袋蟹窪六八二 日本橋教會 原田友太

中野 東京市外中野町本郷四六九波多野方 富士見町教會

洗足 東京市外荏原町中延一〇六〇伊藤方 前 同村上 治

荻窪 東京市外上荻窪六七九高橋方 前 同

金目 神奈川縣中郡金目村 海岸教會 上田ユキミ

久喜 埼玉縣久喜町久喜 粕壁傳道教會

葉山 神奈川縣三浦郡葉山堀の内宮島方 昭和二年 鎌倉教會 松尾造酒藏

荻窪 東京市外上荻窪三四三中川方 大正十五年一月 千駄ヶ谷教會 中川景輝

天王宿 桐生市外相生村 大正十年 桐生教會 新階柄音

東京中會

境野	桐生市外境野村	大正十年	前	同前	同人
赤穂	長野縣上伊那郡赤穂村字取ノ木	昭和二年四月	伊那傳道教會	雨宮道雄	
澤渡	長野縣上伊那郡西春近村澤渡	昭和三年四月	伊那傳道教會	雨宮道雄	
富士	靜岡縣富士郡富士町		岩本傳道教會	栗栖あさ子	
佐倉	千葉縣印旛郡佐倉町私立義経女學校	大正九年一月	千葉教會	森岡謹吾	
小山	栃木縣下都賀郡小山町下町	明治四十四年	栃木傳道教會		
下館	茨城縣眞壁郡下館町本城	大正十四年一月	前	同	
濟南府	支那山東省濟南府外二ヶ(四方滄口)	大正十年	青島教會	島村穗吉	
中野	東京市外中野町西町三七五三	昭和三年四月	千駄ヶ谷教會	中川景輝	
太宮	茨城縣大宮町二五三立花半七方		水戸教會	外村佑	
飯島	長野縣諏訪郡四賀村		諏訪教會	西山知義	
岡谷	同縣諏訪郡平野村		諏訪教會	前同人	
修善寺	靜岡縣田方郡修善寺神戶		柏久保傳道教會	室野玄一	

神山 靜岡縣富士岡村神

御殿場傳道教會 眞崎康治

(二)浪花中會所屬教會之部

名稱	位 置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住 所
金澤	金澤市石浦町三一	明治十四年五月十四日	秋保孝次	同市中鷹匠町四
(會)	中島郁夫	同市新野町三丁目五二	上田泰嗣	同市上松原町一七
(會)	佐賀大次郎	同市小將町	淡中彰義	同長町三番丁一〇
(會)	三谷復次郎	同市大工町二二(會)村	上隆	同市上堤町
(會)	奥原忠	同市二十人町	宇野あさの	同市上鷲沼町
名古屋	名古屋市中區南外堀町九丁目二	明治十七年五月三日	吉川逸之助	同市東區白壁町四丁目二七
(會)	松田幸吉	同市中區廣路町南山四三	澤田千熊	同市東區長瀬町五丁目
(會)	日比野成	同市中區正木町一區一二	長尾庚七	同市外天白村石坂三〇
野口清治	同市東區伊勢町一ノ三		有澤外次郎	同市東區千種町振甫七〇
松田はる	同市東區白壁町金子女子專門學校内		大森利子	同市東區權木町二丁目
浪花中會			長松英一	同市中區廣路町南山四三
				同市東區杉村町八軒屋裏一七〇
				同市西區樋ノ口町好生館内

大阪西

大阪西區阿波堀 明治十七年十月三日
通三丁目五

馬場銈作

同市西區京町堀
通三丁目一二
西宮市松原町三八

長谷川計太郎

同市東淀川區十
三四ノ町二一
同市港區九條北
通一丁目一二

增穂龍吉

同市港區九條北
通一丁目一一

庵原嘉十良

同市浪速區元町
一丁目七七三

中村美登志

同市港區九條北
通一丁目一二

清水欣

兵庫縣武庫郡本
山村岡本字中島

清水英三

大阪西區江戶
堀南通一丁目二
同市西區玉出
町新町通二ノ門

小島喜三郎

同市港區九條北
通一丁目一二

清水夕ネ右

同

貴志孝

同市西區區玉出
町新町通二ノ門
西宮市戸田町一

小島タフ右

同府三島郡吹田
町山寄三、一九
五伊庭方

增穂瑞

同市港區九條北
通一丁目一一

小川さと

同市西區區玉出
町新町通二ノ門
西宮市戸田町一

櫻田吾老

同府三島郡吹田
町山寄三、一九
五伊庭方

和歌山

和歌山市三木町堀 明治十八年四月十二日
詠入

石川四郎

同上

村上林藏

同市小松原通三
丁目

村越いし

同市北田邊町

高田幾久

同市湊葵町

内田秀伸

同市福町

鹽谷惣次

同市外秋月

桑原とらゑ

同市湊通町南四
丁目

石川四郎(前出)

大阪北

大阪北區常安町 明治十八年五月六日
三六

桑田繁太郎

西宮市中濱町五
大阪市東區東雲
町三丁目二四一

神尾永三郎

兵庫縣川邊郡立
花村塚口三、三

山中範太郎

奈良縣畷傍町見
瀬北口

荒賀莊太郎

同市東區東雲
町三丁目二四一

神尾永三郎

兵庫縣川邊郡立
花村塚口三、三

山本五郎

大阪府泉北郡濱
寺町字下八三ノ九

前澤信治

同市北區野崎町
四四

水田長藏

同市此花區火開
町四丁目三三

今村長門

同市東區赤川
町四〇六ノ二

岩島太郎

同市北區堂島上
三ノ三

龜野甚吉

同市北區岩井町
一丁目三八

小林忠郎

同市外區中町東
紡

關原多喜知

兵庫縣伊丹町清
水町一〇八

齊藤義一

大阪府下濱寺町
下石津

須野孝

同府三島郡千里
山若葉町一號

野々宮蘭子

大阪市外區岡町櫻
通瀬上方

吉崎順太郎

大阪市此花區福
島北一丁目一四

重松哲二

同府豐能郡中豊
島村岡山一、二三

多田素

同市水通町二丁
目

高木榮雄

西宮市南郷山

高知

高知市本町 明治十八年五月十五日

田中剛二

同市蓮池町

麻生隆義

同市江ノ口町

長尾良博

同市帶屋町

森下高茂

同市本町

山崎四郎

同市中島町

西山龜七

同市江ノ口町

高野清喜

同市石井

石河猛彦

同市中島町

濱田鹿吉

同市新越戸

岡村盛信

同市金子橋

野町牛五郎

同市本町筋

松村幸松

同市要法寺町

傍士かよ

同市鷹匠町

長尾とら

同市帶屋町

竹本廣

高知縣香美郡香
宗村

川澤丑治

同市小高坂

一柳喜之助

同市與力町

吉本久太郎 同市小高坂 大脇孝清 同市北門筋 佐藤政次郎 同市本町筋

岡村真積 同市浦戸町 吉川季次郎 同市江ノ口町 松山九か 同市小高坂

武市まつ 同市鷺匠町 中澤寅吉 高知縣香美郡岸本町 川澤丑治 (前出)

大阪南

大阪市南區南綿屋町四九ノ一 明治十八年十二月十八日 森田殿丸 同上

吉田常一 同市東區神崎町六 龍口巳之輔 同市浪速區元町三丁目一四二 一木謹吾 同市天王寺區東高津北之町三七

橋本キミ 同市南區問屋町二一 二宮かめ 尼崎市竹谷新田二〇六 宮下嘉助 大阪府中河内郡布施町菱屋西三

鈴木次助 兵庫縣武庫郡今津町字浦風二八 小松澄一 大阪府泉北郡高石町南千八 山口利太郎 同市港區入舟町一丁目一〇ノ一

石川悦子 同市南區南綿屋町四九ノ一 日高善一 同上 森田殿丸 (前出)

室町

京都市室町通丸太町上ノ東側 明治廿七年五月十三日 福田信子 同市室町通丸太町下ル 伊東不耻男 京都府八幡町字森

吹田憲一 同市小松原北町五四 井街輝子 同市堺町丸太町下ル 中堀愛作 同市下鴨芝本町六一

堀外喜男 同市下鴨中川原六〇 向後謙吉 同市上長者町室町西入 山谷省吾 同市田中樋口町三八

岡田養上 同市西堀川出水 和田琳熊 同市下鴨下川原四六 和田洋一 同市下鴨下川原四六

神戸

神戸市再度筋平野淨水池東下 明治三十五年五月十五日 馬場久成 同市再度筋三三ノ一 田中金之助 同市下山手通八丁目四二

國吉政次郎 同市山本通四丁目諏訪山温泉上 田中猶水 同市東川崎町一丁目四四 國吉政次郎 (前出)

北小路勳 同市山本通五丁目加登精吉 同市中山手通六丁目三〇 同市元宮通二丁目一九〇 福井秀雄 同市向陽町六五

堺

堺市大町西四丁一 明治三十八年四月十六日 飯島誠太 同上 大枝淺吉 同市市之町東一丁目

柿崎洋吾 堺市錦之町大道 三木元三 同市九間町東三丁目 福井秀雄 同市向陽町六五

大枝正三郎 同市市之町東一丁目 谷内清十郎 同市元宮通二丁目一九〇 柿崎洋吾 (前出)

大野縫 同市甲斐町東二丁目 溝口悦次 同市熊内町一丁目三 末高興次郎 同市生田町一丁目七四

神

神戶市下山手通三丁目 明治三十九年十月廿八日 丹羽豐之助 同市稻葉町七丁目七一 大河原憲 同市六番町一丁目八六

猪俣三七 同市原田二六三 高木玉夫 同市平野梅元町一八 福田敬太郎 (前出)

梶原キミ 同市中山手通六丁目四一ノ一 波多好文 同市山本通四丁目一〇ノ二三 岩井茂 同市宮脇町

福田敬太郎 同市野崎通二丁目七五 高田銀造 同上 岩井茂 同市宮脇町

高

高松市三番丁一二 明治四十年十月二十七日 山下儀平 同市宮脇町 岩井茂 同市宮脇町

後藤秀 同市七番町 山下儀平 同市宮脇町 岩井茂 同市宮脇町

野坂象之 同市宮脇町

清水孝次朗 同市宮脇町

小池稻太郎 同市宮脇町

鎌田恭一郎 同市一番町

佃保雄 同市西濱新町

三木フミ 同市宮脇町

伊藤ハル 同市宮脇町

笠井ハツ 同市宮脇町

植田テル 同市藤塚町

山下儀平 (前出)

湊川

神戶市永澤町四丁目五

明治四十一年四月十二日

大野直周 同市西須磨西天神上一〇

福田實 同市大谷町三丁目五

前田富太郎 西宮市千歲町八

八谷忠夫 同市外六甲村篠原下岡五六二

太田儀一 同市村雨町七丁目三

堀武夫 同市西須磨上池ノ下二ノ三六

田中英三 同市村雨町五丁目三

杉野福太郎 同市衣掛町三丁目九

前島せい子 同市熊内橋通三丁目三三

竹垣音江 同市永澤町二丁目二四

大野直周 (前出)

布引

神戶市生田町一丁目二六

明治四十四年五月七日

谷津善次郎 同市龍池通七丁目四七

菅沼義之 同市宮本通四丁目九

本田武次郎 同市布引町一丁目三五ノ一

山田治司 同市熊内町四丁目一三四

安福術三郎 同市神若通五丁目六

山内哲子 同市西須磨上池ノ下一三

谷津善次郎 (前出)

天下茶屋

大阪市住吉區天神森一丁目二一

明治四十四年五月七日

山田賢藏 同市同區天神森二丁目八

小林春作 同市住吉區天王寺町五四四

二木芳藏 同市西成區南神合町五九九

千頭茂壽 同市住吉區住吉町帝塚山

松井小一郎 同市住吉區住吉町九五五

進藤德 同市住吉區天王寺町柳原筋

大野良一 同市住吉區住吉町三二五

荒木環 同市住吉區松虫花壇隣

尾野千市 同市住吉區北田邊町三九七

進藤吾朗 同市住吉區天王寺町柳原筋

小林春作 (前出)

徳島

徳島市通町二丁目北側一三

大正二年三月二日

秋元勝次 同上

近藤茂登一 同市外加茂村田宮字下ノ瀬九

堤幸次郎 同市徳島本町南五三

小串信太郎 同市住吉島町

森茂 同市出来島町土手ノ町

中西和三郎 同市伊月町

弘田自然 同市寺島本町

鎌田忠義 同市寺島本町定譜屋敷

秋元勝次 (前出)

大阪東

大阪市東區錦屋町一丁目一ノ乙

大正二年九月二日

霜越四郎 同上

五十野壽三 同市外守口町土居一四一

高松政正 同市豊能郡箕面村牧落

寺井謹爾 同市東區新喜町一四一

渡邊冬 同市西宮市川西町

國澤信子 同市西區江ノ子島東ノ町

山本勝二郎 同市東區新喜多町三〇七

河野悦美 同市外大軌沿線久寶寺口

霜越四郎 (前出)

湊西

神戶市五市下澤通五丁目

大正五年九月二日

富田諒吉 同市大谷町三丁目二二

⑧ 大山綱志 同市山王町一丁目四
 藤卷定吉 同市大谷町三丁目二ノ三
 坂井良助 同市梅ヶ香町一丁目一
 ⑨ 三木恒藏 同市水木通九丁目三四ノ一〇
 石原健一 同市片山町三丁目五八
 瀧原瀧江 同市大谷町三丁目二四
 ⑩ 藤卷靜江 同市大谷町三丁目二ノ三
 宗しな子 同市西代鬼ヶ平
 田中耕紗子 同市西代鬼ヶ平
 ⑪ 石原健一 (前出)

聚

京都市松屋町中立 大正九年四月三日
 橋本千二 同市紫野東門前町一四四

樂

⑫ 二宮茂市 同市一條室町西
 岩淵止 同市中立賣通西洞院東入北
 八追勇次郎 同市岡崎入江町八二
 ⑬ 高林宗一 同市東堀川一條上ル
 田中二二郎 同市寺ノ内千本東入
 ⑭ 三輪篤信 同市東一條萬里小路東入帝大青年會内

安

高知縣安藝町 大正十年二月十日
 ⑮ 多田素 高知市水通町二丁目
 ⑯ 安田稔 同縣安藝町
 佐藤丑吉 同上
 坂本政之同上
 寺尾キサ 同上
 清岡玄之助 同縣伊尾木村
 ⑰ 安田稔 (前出)

⑱ 小松庫太郎 同縣安藝町

堺中央

堺市熊野町東四丁 大正十年五月十五日
 齋藤敏夫 同上
 齋藤 潔 沼津市三枚橋山王臺

⑲ 岩田嘉重郎 同市材木町東一丁目一七

⑳ 黒田りよ 同市甲斐町東二丁目一五
 ㉑ 奥田駒次郎 同市翁橋町一丁目一〇七

金城

名古屋市東區暨代官町一七 大正十一年六月十二日
 樋田豊治 同上
 熊取安次郎 同市安井町一丁目一七六
 ⑳ 岩田嘉重郎 (前出)

㉒ 辻村三郎 同市東區手代川一丁目二〇
 市村與市 同市外守山町小幡中新田三三三
 市村英野 同上
 ㉓ 島田嘉穂 同市東區往還町一三
 尾關誠一 同市東區千種町吹上二〇
 尾關靜子 同上
 ㉔ 田崎マツ子 同市東區大曾根町徳川邸東
 辻亮吉 同市外勝川町勝景園
 柴田久吉 同市東區古出來町一三一
 ㉕ 島田淺子 同市東區往還町一三
 細川 潤 同市東區筒井町一丁目四

㉖ 谷川 瑛 同縣同郡本山村野寄六七三
 牧野敬事 同縣同郡魚崎町横屋字内田一九
 石井濱子 同縣同郡魚崎町四二一
 ㉗ 龜田房夫 同縣同郡魚崎町五一九
 青山米迦 同縣同郡精道村芦屋字西ノ口奈
 小池俊之 同縣同郡住吉村梅ノ木八二五
 ㉘ 田中勝次郎 同市磯邊通二丁目二八
 今村好太郎 同上
 河村齋美 同上
 小倉信男 同縣新宮町中本

㉙ 田中勝次郎 同市磯邊通二丁目二八

㉚ 新宮 和歌山縣東牟婁郡新宮町伊佐田 大正十三年一月十六日
 河村齋美 同上
 成江秀治 同縣新宮町下本
 小倉信男 同縣新宮町中本

㉛ 宮 頼一 同縣新宮町本町

尾崎幸次郎 同縣新宮町ハレ 畑中長四郎 同縣新宮町上本 中野篤子 同縣新宮町仲之

岡レイ 同縣新宮町藥師 宇野ハンナ 同縣三輪崎町 河村齋美 (前出)

西都 京都市東山五條下 大正十三年九月 井田健司 同上

上杉俊作 同市佛光寺通新 岡本昇 同市東九條字賀 竹内璋二 同市佛光寺大宮

松岡伊三郎 同市堀川通綾小 淺尾藤次郎 同市新町五條上 江幡亮 同市北野紅梅町

江幡亮 (前出)

岐阜 岐阜市神室町一丁目 大正十四年五月 坂野龍雄 同上

五十嵐喜廣 同市外加納町西 高島研造 同市千石町一丁目 杏澤省三 同市八幡町二

坂井雅太郎 同市今町一丁目 星野和歌 同市忠節町五丁目 加藤孝一 同市金岡町八

坂野龍雄 (前出)

山田 宇治山田市岩淵町 大正十四年五月 富山光慶 同上

山本正八 三重縣度會郡御 前川和夫 宇治山田市本町 瀧川市太郎 同市宮後町

久保田義三 宇治山田市大世 松本かな 同市岩淵町 シェツシーライカー 同市宮後町一七

富岡敬義 同市八日市場町 松田馨 同市岩淵町 前川八重 同市本町

山本しな 三重縣度會郡御 植村夏樹 同市蓮宮通四丁目 富山光慶 (前出)

兵庫 神戸市蓮宮通四丁目 大正十五年二月 清水末吉 同市菅原通一丁目 野津源一 同市蓮宮通三丁目

土岐正義 同笠松通九丁目 野津源一 同市蓮宮通三丁目

石濱義則 同市大塚町三丁目 土岐正義 (前出)

大阪住吉 大阪市西成區粉濱 大正十五年四月 福井珍彦 同上

淺沼一雄 同市同區粉濱中 多田博 同市同區粉濱東 田中龍太郎 同市同區粉濱東

平田久吉 同市同區粉濱東 吉田英三 (同上) 福田珍彦 (前出)

七條 京都市下京區新町 昭和二年七月十日 小畑辰巳 同市下京區坊城

長岡松雄 同市葛野郡太秦 元田源次郎 同市下京區坊城

前川守 同市上京區今小路御前通西入 岡義胤 同市唐橋羅城門 永田八藏 同市龜岡町矢田

岡義胤 (前出)

池田 大阪府豊能郡池田 昭和三年五月十日 小倉鐵之助 同上

岡本靜也 同府同郡池田町 渡邊周一郎 大阪市東淀川区 三津屋町三二一 石川正儀 兵庫縣川邊郡川西村鶴之莊

平野謙三 兵庫縣川邊郡川西村字小花 小倉鐵之助 (前出)

龜山 三重縣龜山町西丸 田中幾太郎 同上

上條又四郎 同縣鈴鹿郡關町 渡邊寅藏 同縣龜山町舊館 境潤二郎 同縣同町東町

中村安吉 同縣同郡關町 中村安吉 (前出)

岡崎 岡崎市康生町七八 昭四年九月十五日 中村則秋 同上

近藤貞治 同市材木町九七 寺崎そう 同市康生町五六 竹内壽一 同市康生町八〇

高木 正 同市六供町甲西 中村則秋 (前出)

瀬戸永泉 瀬戸市喜代川町 昭和五年四月三日 古田俊彰 同上

水野脩吉 同市藏所町 藤井銀次郎 同市大字瀬戸宮 加藤秋三 同市同字西郷

伊藤樂園 同市喜代川町 一、九九九 土屋近三郎 同市未廣町 古田俊彰 (前出)

茨木 大阪府下三島郡茨木町 昭和五年四月六日 杉山豊胤 同府同郡茨木町

松尾繁一 同府同郡茨木町 町役場裏 松村 洋 同府同郡茨木町 米屋町 松村しめ 同上

河内政吉 同府同郡春日村 中穂積 西田五郎 同府同郡茨木町 下中條 河内政吉 (前出)

(二) 浪花中會所屬傳道教會之部

名 津市玉置町 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

津市玉置町 大正十一年八月十三日 上河原雄吉 津市櫻町倉田方

大澤梧郎 津市中河原 淺沼喜子 津市新道 上河原雄吉 (前出)

鳥取 鳥取市若櫻町四八 大正十四年八月九日 四竈一郎 同上

田中倫研 同市西町三五六 古谷寅治郎 同市東町御宮谷 四竈一郎 (前出)

愛隣 和歌山縣海草郡内 昭和十六年五月四日 兒玉充次郎 同縣粉河町

青山定之助 同縣同郡同町名 山本惣十郎 同縣同郡同町日 高城せい 同縣同郡内海町

福井 福井市寶永上町五 昭和四十一年四月二十三日 中村慶治 同市寶永上町五

坂井 清 同市石場畑方西 織田富藏 同市佐久真上町 坂井 清 (前出)

安治川 大阪市港區九條北 昭治四十二年四月十六日 月十六日

小熊勇吉 同市同區九條北 岡田房夫 同市西區本田町 荒木秀一 同教會内

河南

大阪府南河内郡長野町古野二〇四

明治四十三年十月七日

小林 穎一

同府同郡同町長 同府同郡同町古野

須藤 晋 (前出)

殿町

金澤市中町

明治四十四年十月十日

兼松 鐵雄

同市越中町二九 駿河東洋女同市中町一九 兼松鐵雄 (前出)

富山

富山市總曲輪町六〇

明治四十五年四月十八日

大井 光高

同市通町一、石田作成 富山市外堀川村 馬淵康彦 (前出)

吉田

京都市吉田二本松町四

明治四十五年四月二十日

瀧浦 文彌

同市下鴨膳部町 岡村與藏 同市吉田神樂岡 島 憲藏 (同市吉田中大路町二四)

難波

大阪市西成區東四條二丁目二七

明治四十五年四月二十日

林 伊一

同市西區新町通 一丁目二三 秦 猪一 同市湊速區盛草町一、一五六 淺倉重雄 同教會內

篠山

兵庫縣多紀郡篠山町北新町八八ノ二

明治四十五年四月二十日

北川 竹藏

同縣同郡篠山町 大藤英靚 (前出)

姫路

姫路市材木町一八

大正二年四月七日

市場 義久

同市材木町 堤 實 姫路市外水上村 山田昇一 同市小梨木町增位

伏見

京都市伊都郡堀内村字羽柴

大正四年六月六日

横井 源三郎

伏見市銀座二丁目 石光新一 同府同郡堀内村字羽柴

高岡

高岡市坂下町九五

大正六年六月三日

福田 修一

同市片原町高岡 大島太郎 同市中川町六四 大山吉郎 (前出)

阿倍野

大阪市住吉區天王寺町二、六六〇

大正七年一月二日

横山 辰男

西宮市松原町五 西本 蕪 大阪府住吉區松原町九二 田口儀市郎 大阪府豊能郡豊津村字垂水一、二、三、龜田方

御坊

和歌山縣御坊町

大正七年五月五日

原見 米造

同縣御坊町 田中新太郎 同縣同町外松原村吉原 秦野英忠 同縣同町

上野

三重縣上野町三之四町

大正八年九月十日

白井 定雄

同縣同町東町山 森下基良 同縣同町惠美須町 甲斐武雄 (前出)

四日市

四日市市下新町二、九二五

大正八年十一月二日

前田 太郎

四日市市外日永 渡邊秀次郎 同市稻葉町一、二九六 前田太郎 (前出)

粉河 和歌山縣粉河町 大正九年四月十日 兒玉充次郎 同上

高芝 和歌山縣東牟婁郡下里町字下里 大正十二年三月廿一日 山本茂一 同縣同郡下里町 高芝 兒玉充次郎 (前出)

駿田佐一 同縣同郡同町字下里 伊藤邦太郎 同縣同郡同町高芝 駿田佐一 (前出)

田邊 和歌山縣西牟婁郡田邊町片町一〇三十五 大正十三年二月十五日 北川直一 同縣同郡同町中屋敷町 北川直一 (前出)

敦賀 福井縣敦賀町御手洗三三 大正十三年五月二十五日 舟橋一雄 同上 舟橋一雄 (前出)

勝浦 和歌山縣東牟婁郡勝浦町 大正十四年三月五日 山本茂一 同縣同郡下里町 下里 舟橋一雄 (前出)

佐野 大阪府泉南郡佐野町五二二六 大正十四年五月一日 鹽月常世 同上 鹽月常世 (前出)

阿漕 津市下辨財町一、二、三、六 昭和二年六月二日 平尾重太郎 同上

木下 清津市外米津 中村正太郎 同市下辨財町 木下 清 (前出)

松阪 三重縣松阪町殿町 昭和三年四月二十七日 白石保太郎 同上 白石保太郎 (前出)

若狹 福井縣小濱町鹽釜 昭和三年七月八日 椿 種三 同上 椿 種三 (前出)

中津川 岐阜縣中津町鹽清 明治廿四年十一月一日 田口政敏 同上 田口政敏 (前出)

丸龜 丸龜市雜賀町一七 大正九年十一月七日 藤川武治 同上 生田竹郎 (前出)

須崎 高知縣高岡郡須崎町濱町一七六〇 大正十年四月 橋田利助 同上 橋田利助 (前出)

前田武彌 同縣同町古市町 井元辰四郎 同縣同町札町 橋田利助 (前出)

前田勝良 同市東區赤塚町 淺野 清 同市東區杉村町 德田 孝 同市東區杉村町

豐橋 豊橋市加町四番町 大正十四年九月十四日 ○辻 德兵衛 同上

野口 芳朗 愛知縣寶飯郡大塚村赤根 ○鈴木 基次 豊橋市東田西郷 ○野口 芳朗 (前出)

大道 德島市大道三丁目 大正十五年五月三十日 ●上堀 照次 同上

森 一雄 同市富田伊月町 ○大知 數八 同市大道二丁目 ○古 角 勝 同市安宅町

坂出 香川縣坂出町富士見町 昭和五年六月十五日 △松井 康平 同上

田中 龍雄 同縣坂出町新濱 ○古屋 澄雄 同縣同町富士見 ○古屋 澄雄 (前出)

波瀨 三重縣一志郡波瀨村 大正六年二月十五日 △小川 よね 同上

小畑 萬兵衛 同縣同郡同村 ○德田 忠太郎 同上 ○伊村 英三 同上

小阪 大阪府外小阪町中 昭和二年十一月二十日 ○森田 金之助 大阪府天王寺區 國分町八九

村上 光信 大阪府下中河内郡布施町菱屋西 ○矢野 國臣 大阪府外小阪町 ○森田 金之助 (前出)

大 阪 大阪市此花區四貫島大通三丁目七 昭和二年十二月十八日 △吉田 源治郎 同上

間所 兼次 大阪市此花區西島町一六三ノ一 ○岩崎 文子 同市同區四貫島 ○吉田 源治郎 (前出)

玉出 大阪市西成區田端 昭和三年五月廿一日 ○奥田 鹿三 同上

内田 金太郎 同市同區松原通三丁目二松本方 昭和四年五月十九日

大阪汎愛 大阪市東成區林寺 町二二九 九日

深見 信吉 同市東成區大宮 ○八田 豐子 同市東成區林寺 町二二九 ○金田 弘義 同市東成區猪飼野町八六小四方

都島 大阪市北區中野町 昭和五年三月九日 △永井 群司 同上

澤雄 次郎 同市東區南新町 ○木本 郁 同市東成區野江 ○永井 群司 (前出)

大阪姫松 大阪市西成區田端 通一丁目三佐藤方 八日

川添 安太郎 同市住吉區住吉 ○佐藤 雄一 同市西成區田端 通一丁目三三

灘 神戶市上野赤坂二 大正十年六月十日 △岡田 稔 同市西灘町上野 盆木三九八

鈴木 信五郎 同市上野盆木三 ○山ノ内 秀夫 同市原田宮ノ後 ○鈴木 信五郎 (前出)

上分 愛媛縣宇摩郡上分 町字北新町五一八 大正十年 白石 退藏 同縣同町北新町

篠原 完三 同縣同郡上分町 ○大西 觀市 同縣同町川之江 ○白石 退藏 (前出)

岬 神戶市吉田町二丁 昭和三年十一月三日 ●マヤ ス 同市山本通四丁 目一一二

宇野 信次 同市笠松通九丁 ○山添 廣野 同市吉田町二丁 ○後藤 光三 同市熊内町一丁目中央神學校内

(二)ノ三 浪花中會所屬傳道所之部

名稱	位	置	設立年月日	教師又ハ主任者	住	所
河北	大阪府北河内郡守口町大字寺内	大正二年				
小竹良吉	同府同郡守口町					外吉 同府同郡守口町寺内
小松	石川縣小松町字京町八一	大正九年五月二十日				金澤市八坂町一六
大谷又太郎	同縣小松町東町	同縣小松町東町				同縣同町字八日 澤守榮一 (前出)
串本	和歌山縣串本町					山本茂一 同縣下里町下里
伏木	富山縣伏木町本町	明治四十年				大山吉郎 高岡市坂下町九五
太田幸一	同縣同町府國古	一宮源一				同縣同町港町 中村鶴藏 同縣同町港町中木方
前川	德島市前川町五一	大正二年一月				高橋善吉郎 同上
佐川	高知縣高岡郡佐川町東町甲	大正十五年四月二十四日				寛數 美 同市助任西町 高橋善吉郎 (前出)
外島	大阪府淀川區外島町保養院内	大正元年十一月十六日				福田荒太郎 大阪府豊能郡豊中町新免
新舞鶴	京都府新舞鶴町千歲橋上中島方					中島豐藏 同府同町千歲橋 有吉隆信 同府同町三條通
宇多津	香川縣綾歌郡宇多津町新町	大正十五年一月十日				
相生	兵庫縣赤穂郡相生町					
相生	大坂市東區仁右衛門町ウイナルミナ	昭和五年五月七日				森田金之助 大坂市天王寺區國分町八九

(二)ノ四 浪花中會地域内

申合ミツシヨソ所屬傳道所之部

名稱	位	置	設立年月日	教師又ハ主任者	住	所
大藪	岐阜縣安八郡大藪町	明治廿八年五月三日				笹森修一 大垣市御殿町四五
田中耕	同縣同郡同町					
善通寺	香川縣善通寺町上吉一〇四四	明治卅三年五月二日				
本橋壽郎	同縣同町上吉田					桑島忠三郎 同縣同町上吉田 桑島忠三郎 (前出)

多治見

岐阜縣可兒郡豐岡町宮前二〇四五

明治三十七年一月

山本眠虎

同縣同郡同町上野一〇〇九

青木

同縣同郡同町宮前二〇四五

寺田政人

同縣同郡同町本町通

高松東

高松市鹽上町

エス、エム、エリクソン

同市濱ノ丁

旭

高知市旭町一丁目

マキルエン

同市水通町三丁目

常石竹吉

同市旭町一丁目

橋本亘

同市中須賀東ノ丁

美馬

德島縣美馬郡真光町

シ・エ・ローガン

德島市寺島町一七一

逢坂佐馬之助

同縣同郡半田町西久保

米澤仁兵衛

同縣同郡半田町西久保

小松島

德島縣勝浦郡小松島町松島二三三

坂東清人

同上

三好

德島縣三好郡池田町

立石芳松

同上

又森多喜子

同縣同郡同町

加藤茂雄

同上

香川

高松市中新町

喜多献一

同上

丸重正雄

同市宮脇町

川田幹一

(前出)

蒲郡

愛知縣寶飯郡蒲郡町西町

中井正藏

同上

關

岐阜縣武儀郡關町甲一二六

小林英

同縣同郡關町本町一丁目

宿毛

高知縣幡多郡宿毛町土居下

今西延幸

同上

加茂名

德島市外加茂名町庄

藥師寺道

同縣同郡宿毛町

白達也

德島市西新町

清八

同市外同町庄中相一二

大垣

大垣市御殿町四五

笹森修一

同上

津島

愛知縣海部郡津島町向島居森

渡邊榮子

同市同町渡邊病院内

和食

德島縣那賀郡鷺敷町大字和食字町八九ノ一

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

浪花中會

大正八年一月

筑紫益人

同上

⑤ 金谷 幸信 同縣同郡同町大字和食字町 田村 實 同縣同郡同町大字和食字町

イニス團 神戶市葦合吾妻通五丁目三 大正八年四月 賀川 豐彦 兵庫縣武庫郡瓦木村高木二三八

○ 黒田 四郎 兵庫縣武庫郡今津町西畑中五丁目

⑥ 杉山健一郎 神戶市日暮通六丁目五 武内 勝 神戶市稻葉町四丁目二九 杉山健一郎 (前出)

安城 愛知縣碧海郡安城町西明治 大正十年 前川 敬雄 同上

⑧ 前川 敬雄 (前出)

西代 神戶市水笠通三丁目五二 大正十年五月二日 松田 輝一 同上

⑥ 玉田 琢磨 同市神樂町六丁目九三 藤尾 賀一 同市水笠通二丁目一 松田 輝一 (前出)

高知中村 高知縣幡多郡中村町中ノ町 大正十二年四月十一日 今 西延 幸 同縣同郡宿毛町土居下

⑥ 柿葉 孝男 同縣同郡後川村岩田 莊 同縣同郡中村町京町 岡村 龜高 同縣同郡中村町上町

加納 岐阜市外加納町東丸之内 大正十二年七月七日 伊達 量平 同上

⑥ 岩田 薫 岐阜市松ヶ枝町二 小西正之助 岐阜縣稻葉郡那加村高等農林學校內

高森 岐阜市高森町三丁目 大正十五年五月二日 征矢野 豐 同上

⑧ 征矢野 豐 (前出)

瑞穂 名古屋市中區櫻山町一丁目 昭和二年五月 山崎 惣次郎 同市南區瑞穂町字大辻三一

⑥ 新井 啓三 同市南區瑞穂町字高 眞木 辰次 同市南區瑞穂町字中ノ口 疋田 七郎 同市中區藤成町五ノ一八

刈谷 愛知縣碧海郡刈谷町八丁北裏二六 昭和三年四月十日 雨宮 正士 同上

⑥ 加藤 製次郎 同縣同郡依佐美村高須無電社宅 雨宮 正士 (前出)

名古屋西 名古屋市西區西敷下町一丁目一五 渡邊 龜爾 同市西區兒玉町一、一六三

⑥ 佐橋 定雄 同市西區志摩町一、二一 市川 敬三 同市西區菊井町五ノ一七八 渡邊 龜爾 (前出)

三 豐 香川縣三豐郡觀音寺町下市區掛ノ町 昭和四年七月十日 増原 長二郎 同上

⑥ 清水 千代喜 同縣同郡同町字河原町 岸 亨 同縣同郡同町假屋町 増原 長二郎 (前出)

撫養 德島縣撫養町南濱字東濱番外三ノ二 昭和五年五月 加藤 俊三 同上

⑧ 伊達 大學 同縣同町齊田 加藤 俊三 (前出)

(二)ノ五 浪花中會所屬各教會出張傳道地

浪花中會

名稱	地位	置開	始期	擔當教會	擔當者
太田町	岐阜縣加茂郡太田町	大正十五年十二月二日	關傳道所	中井正藏	
形ノ原	愛知縣寶飯郡形ノ原	大正八年	蒲郡傳道所	富山光慶	
鳥羽	三重縣志摩郡鳥羽町	大正十三年一月	山田教會	田中幾太郎	
關	三重縣鈴鹿郡關町	大正五年	龜山教會	筑柴益人	
新野	德島縣那賀郡新野町	大正九年	和食傳道所	清八	
新町	德島市西新町		加茂名傳道所	宮內岩太郎	
鴨島	德島縣麻植郡鴨島町	大正十五年四月	同前	同前	
大島	香川縣木田郡大島	明治四十二年	高松東傳道所	小島謙太郎	
竹ヶ鼻	岐阜縣羽島郡竹ヶ鼻町		加納傳道所	白石退藏	
笠松	同縣同郡笠松町		同前	同前	
松柏	愛媛縣宇摩郡松柏村		上分傳道教會	同前	
三島	同縣同郡三島町		同前	同前	

岡田義熟	大阪府濱寺町	昭和元年	天下茶屋教會	山田賢藏
加茂	德島縣三好郡加茂村		三好傳道所	立石芳松
後免				多田素
伊野				田中剛二
山田	高知縣		高知教會	麻生隆義
本山				小林喜久七
岸本	大阪府下池田町室町六	昭和四年	阿倍野傳道教會	甲斐武雄
池田室町			四日市傳道教會	小川よね
白子	三重縣白子町		波瀨傳道教會	山本茂一
大井村	三重縣大井村井岡製糸工場	昭和三年十二月	高芝傳道教會	宿毛傳道所
田原村	和歌山縣田原村下田原		今西延幸	
柏島片島	高知縣			

(三) 東北中會所屬教會之部

名稱	地位	置開	設立年月日	牧師又ハ主任者	住所
仙臺	仙臺市東二番丁六	明治十四年五月一日		萩原信行	同上

伊藤 佐亮 同市米袋中丁七 眞山 良 同市大町二丁目 佐々木幸助 同市東三番丁二

宮本政之助 同市東七番丁四 橋本よしち 同市柳町五二 岩崎重三 同市土樋一四八

大塚一太郎 同市名掛丁四四 宮澤佳治 同市米袋下丁六

木村喜代助 宮城縣増田町 初田數衛 同市北二番丁七 角田熙載 同市木町未無一

田中益太郎 同市米袋中丁七 佐藤かつ 同市柳町五二 伊藤しの 同市東三番丁二

鈴木ナツ 同市北材木町七 阿部せつ 同市蕨坊小路一 宮澤佳治 (前出)

岩沼 宮城縣名取郡岩沼町二一 伊藤嘉吉 仙臺市荒町五八

作間達兒 同郡岩沼町櫻三 安部 朔 同郡岩沼町櫻三 岡本龍吾 同郡岩沼町東館 下一八

作間やす 同郡岩沼町五 安部 朔 (前出)

濱名 正 同市南小泉第二文化住宅 和田周造 同市金剛院町五 横坂勝夫 同市山本町一八

漆山清二 同市北六番丁一 佐藤内藏治 同市東六番丁四 高橋末喜 同市裏山本町三

大越 直 同市金剛院町 矢野きよせ 同市新小路八 池田しげ 同市車町通三

下山福治 同市金剛院町 黒澤松代子 同市北二番丁四 金矢てふ 同市北五番丁一 八五

福島 福島市字後田一三 大正三年四月十日 城生安治 同上 大越 直 (前出)

國分守時 (教會氣付) 上杉源四郎 同市天神前二 阿部 新 同市陣場町

芳賀甚吉 同市新町 荒屋金平 (教會氣付) 阿部 勇 (同上)

添川しづ (教會氣付) 安田やす (同上) 榊原千代 (同上)

飯田芳野 (同上) 城生安治 (前出)

荒町 仙臺市南鍛冶町一 大正九年一月二十五日

福田幸之助 同市荒町五六 清水幸二 同市勾當臺通二 福井辰利 同市東三番丁八 六ノ二

清水東四郎 同市越路三四 米倉とく 同市新寺小路三 佐藤 實 同市東八番町一 八四學院寄宿舎

甲田武郎 同市荒町一二四 星宮 光 同市南小泉東文 福井辰利 (前出)

東北學院 仙臺市東二番丁四 大正十五年二月五日 赤石義明 同市北五番丁八

東北中會

百六十三

- ① 紺戸 喬同市向山越路三 出村悌三郎同市南六軒丁二 五十嵐正同市北五番丁一
- ② 石川金司同市柳町通一六 津久井善四郎同市琵琶首新丁 布施とよせ同市東三番丁一
- ③ 今井信太郎同市東四番丁二 坂本とみ同市北一番丁六 阿部從二同市向山越路五
- ④ 三品 鼎同市向山越路三 富澤 稔宮城縣宮城郡高砂村鶴巻 佐藤次男同市北七番丁七
- ⑤ 齋藤永敏同市宮城ノ原萩ノ莊 原田ことち同市東三番丁一 今泉三郎同市東八番丁一
- ⑥ 渡邊右平同市柳町五八 出村つね同市北四番丁一 小野寺恭司同市支倉町三一
- ⑦ 菅野勝治同市南町通六 柴田量平同市東一番丁二 菅原卓郎同市清水小路一
- ⑧ 増田榮三同市連坊小路一 木村花子同市原ノ町清水 菅井美子同市北四番丁一
- ⑨ 出村 剛同市北四番丁一
- 山形山形市六日町二七 大正十五年七月十一日 渡邊良亮同上
- ⑩ 完戸元平同市築地町第四 大場一郎山形縣東村山郡山邊町 成原理三郎同市香澄町
- ⑪ 東海林市四郎同市築地町第三 吉川みね同市香澄町 丹野とし同市新築
- ⑫ 小池れい同市新築 渡邊良亮(前出)

若松 會津若松市榮町三 大正十五年九月二十六日

丹 忠 同上
清水定代 同市片柳町

- ⑬ 大關榮市同市榮町四丁目 穴澤滿語同市馬場二ノ町 山口甚三郎同市片柳町
- ⑭ 森彌五郎同市片柳町 鈴木繁治同市大町一ノ町 細堀うた同市馬場
- ⑮ 佐藤さよ同市新横町 中條 優同市舊二ノ町 大關榮一(前出)
- 酒田山形縣酒田町今町 昭和四年一月十三日 三浦鐵造同縣酒田町立町
- ⑯ 村上專市郎同酒田町濱畑町 池田徳治同酒田町今町 土田喜市郎同酒田町上臺町
- ⑰ 富樫雄太山形縣飽海郡西荒瀬村元泉 平塚く同酒田町上臺町 佐藤惣作同酒田町立町
- ⑱ 三浦鐵造(前出)
- 北四番丁仙臺市外記丁通二 昭和四年一月二十日 小林龜太郎同上
- ⑲ 渡邊清二同市元寺小路一 高橋民三郎同市(北三番丁)上杉山通三一 小原武顯同市北三番丁一
- ⑳ 渡邊力同市角五郎新丁 大内千代同市北六番丁二 伊澤ひで同市北五番丁三

(三)ノ二東北中會所屬傳道教會之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所
福島長岡 福島縣伊達郡長岡村一八ノ一 明治廿四年十二月廿四日

小野 昂雄 同長岡村 同縣信夫郡清水村

古川 宮城縣志田郡古川町中里 明治十八年四月十一日 小笠原政繁 同上

尾花 勇 同古川町 黑江要四郎 同古川町 尾花重雄 同古川町

石卷 宮城縣牡鹿郡石卷町南跨山ノ一 明治十八年十一月九日 齋藤 一同上

相馬 かね 同上(山城町)

佐々木辰三郎 同石卷町新田町四五 鈴木榮吉 同石卷町南跨山(和泉町) 菅野純一郎 同石卷町立町

白石 宮城縣刈田郡白石町櫻小路 明治十九年五月一日 大和吉五郎 同上

添川ゆたか 同白石町短ヶ町

高橋重太郎 同郡大平村大字森合字幕ノ内 嶋貫一郎 同郡福岡村大字藏本瀨下 大和吉五郎(前出)

上ノ山 山形縣上ノ山町鶴野町 明治十九年十一月十七日 近藤助四郎 同上ノ山町城北

山口金七 同上ノ山町長清 近藤助四郎(前出)

中村 福島縣相馬郡中村町大手先九 明治十九年十二月六日 片岡壽 同中村町新町一

桑島くに子 同中村町新町佐藤方

鎌田昌次郎 同中村町新町二 岡和田安弼 同中村町田町 鎌田昌次郎(前出)

盛岡 盛岡市内丸二九 明治廿一年五月十日 土田熊治 同上

鈴木セシ 同市大澤川原七

一瀬 福巳 同市惟子小路 佐々木又助 同市驛前

鶴岡 鶴岡市馬場町十日 明治廿一年六月十一日 小川永水 同市馬場町甲六

秋山佐和 同市高畑一九

千葉 武 同市高畑一九 鎌田富 同市三日町 千葉武(前出)

米澤 米澤市元籠町三、二二三 明治二十三年五月 梅津吉之助 同上

八木沼節子 同上

加賀美貞雄 同市花岡町八二〇松崎 綠 同市精苗代片町 山岸吉之助 山形縣南置賜郡商原村芳泉町

大河原 宮城縣柴田郡大河原町本町 明治二十三年十一月三十日 猪股譽平 同大河原町上町 佐々木久枝 同大河原町本町

青森 佐藤 喬 同大河原町尾形 加藤みゆき 同大河原町本町 加藤みゆき (前出) 青森市長島町八三 明治二十四年十一月一日 田口泰輔 同上

飯坂 佐藤 信一 同市大工町 福士眞雄 同市柳町 田口泰輔 (前出) 福島縣飯坂町湯町 明治廿四年十二月廿八日 千葉太次郎 同上 佐藤たつい 同飯坂町

秋田 野崎辰太郎 同縣信夫郡餘目 櫻井一郎 同郡湯野村 千葉太次郎 (前出) 秋田市下長町六 明治廿七年九月九日 星野又吉 同上 大嶋 愨郎 同市醫王院町

角田 加賀谷龜吉 秋田市外將軍野 佐藤善助 同上 宮城縣伊具郡角田町一八九 明治廿七年 遠藤甚四郎 (前出) 小野寺喜藏 同角田町老ヶ崎

平 福島縣平町十五丁目二六 明治三十五年十月二十五日 中村清次 同上 門馬カツ 同上

新庄 野木慶之助 同平町研町九 馬目德三郎 同平町舊城三の 中村清次 (前出) 山形縣新庄町沼田 明治三十七年十二月五日 結城國義 同上

一ノ關 大泉芳吉 同新庄町馬場丁 鎌田貞藏 同新庄町北本町 茂木惣作 同新庄小學校内 岩手縣一ノ關町中街二七 明治三十八年十一月一日 阿部治助 同上 大沼しま子 同一ノ關町八幡街

郡山 加藤春治 同一ノ關町南十軒町 石崎眞雄 同一ノ關町山岸 阿部治助 (前出) 郡山市細沼二二 明治四十三年七月一日 中山眞平 同上 星野まん 同市細沼

本宮 鳴原四郎 同市虎丸 大内助治 同市細沼 中山眞平 (前出) 福島縣安達郡本宮町南町五二 八日 赤城英夫 同縣二本松町

糠澤承吾 同本宮町仲條三八 東北中會

喜多方 福島縣喜多方町新 大正九年十一月二十三日

●渡邊英子 町 同喜多方町字上

東條三郎 同喜多方町字新道

横手 秋田縣横手町根岸 大正十年五月廿九日 菅生三雄 同上

須藤雅一 町 同横手町上野臺 菅生三雄 (前出)

宮古 岩手縣宮古町八幡 大正十二年七月十五日 菅井喜七 同上

●木村小春 同宮古町鐵ヶ崎

黒田隆平 同宮古町末廣町 島香晋平 同宮古町光岸地 菅井喜七 (前出)

松山 宮城縣志田郡松山 大正十二年十月七日 佐々木安治 同縣小牛田町

●門馬愛子 同松山町

●佐々たけよ 同松山町

伊達 福島縣伊達郡長岡 大正十四年三月二十日 千葉太次郎 同縣飯坂町湯町

●佐藤たつい 同縣飯坂町

芳賀甚七 同郡長岡村 田中太郎 同郡長岡村 千葉太次郎 (前出)

置賜 山形縣東置賜郡宮内町田町 大正十四年七月十二日 川島專助 同上

●大中不二子 同宮内町鏡田

山吉たか子 同宮内町宮町 堀江たま 同宮内町柳町 川島專助 (前出)

日詰 岩手縣紫波郡日詰 大正十五年六月六日 室井長治 同上

●赤澤權藏 (前出)

亘理 宮城縣亘理郡亘理 大正十五年十月十日 小針大四郎 同亘理町字祝町

同亘理町字櫻町 富田三郎 同亘理町停車場

金山 秋田縣仙北郡大曲 昭和二年六月十二日 荒井源三郎 同上

竹内多一郎 同大曲町新町 越中勝治 同大曲町新町 荒井源三郎 (前出)

(三) 三東北中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

登米 宮城縣登米町前小路六六 明治廿五年十一月 坂内美喜 同登米町前舟橋

山田東策 同登米町字九日

坂内美喜 (前出)

須賀川 福島縣須賀川町西八日 六丁目三〇

松本政隆 同須賀川町鹿ノ出口三一

安田良之 同須賀川町西六丁目二七

松本政隆 (前出)

原ノ町 福島縣原ノ町榮町月十日

小林壽雄 同原ノ町東一番町

阿部源藏 同原町旭町

鶴沼よし枝 同原ノ町東一番町

仙臺原町 仙臺市原町南目八

成瀬銀一郎 同原ノ町旭町

寺田信治 同市鐵砲町二五

後藤金治郎 同市原町五輪七

小高 福島縣相馬郡小高町字八七

瀨尾正夫 同上

渡部安 同小高町

瀨尾正夫 (前出)

本郷 福島縣大沼郡本郷町瀨戸町

坂野大龍 同縣同郡高田町

水野喜市 同本郷町

關谷治子 同縣同郡高田町

竹内芳太郎 同本郷町

坂野大龍 (前出)

川俣 福島縣伊達郡川俣町八反田三三

石川泰次郎 同川俣町宮町二

三浦宇之助 同川俣町寺窪

香野幸藏 同川俣町中丁

野邊地 青森縣野邊地町城内

池野朝雄 同上

村田 宮城縣柴田郡村田町

泉山とみ 同縣同町八幡町

猪股譽平 同郡大河原町上

池野朝雄 (前出)

佐々木久枝 同郡大河原町本

池野朝雄 (前出)

大沼金七 同村田町

大沼金七 (前出)

楯岡 山形縣北村山郡楯岡町大澤川

今野順二 同上

清水正策 同楯岡町荒町

加藤與吉 同郡長瀬村

二本松 福島縣二本松町字本町二丁目七六

赤城英夫 同上

小熊啓正 同二本松町裏町

加藤逸治 同二本松町若宮

三春 福島縣三春町字南町一

中山眞平 郡山市細沼二二

今泉修介 同縣田村郡御木

山野芳樹 同三春町會ヶ谷

栗村八重 (三春教會内)

栗村八重 (三春教會内)

猪苗代

福島縣猪苗代町古明治四十五年一月十日
城町八四 同猪苗代町九軒

本多健次

同猪苗代町九軒

羽生義三郎(前出)

白河

福島縣白河町本町五日

佐藤貞一 同白河町八幡小路二

真岡榮五郎

同白河町本町五日

原九ま 同白河町廓内八

山田

岩手縣山田町飯岡五日

菅井喜七 同縣宮古町八幡沖

木村小春 同縣宮古町鐵ヶ崎

沼野善藏 同山田町

菅井喜七(前出)

一ノ戸

岩手縣二ノ戸郡一ノ戸町上町

紺野瀧一郎 同上

丸森

宮城縣伊具郡丸森町

大正七年六月 佐藤善助 同郡金山町五一

紺野瀧一郎(前出)

折本

東 同丸森町

佐藤善助(前出)

田尻

宮城縣遠田郡田尻町

大正十一年五月 小笠原政繁 同縣古川町中里

田村次男(前出)

伊藤

達 同田尻町

田村次男(前出)

小牛田

宮城縣小牛田町

大正十三年十月二十日 佐々木安治 同小牛田驛前

島貫菊一郎

同小牛田町

菊地善八 同上

能代

秋田縣山本郡能代港町上町

大正十四年四月二十四日 丹波源一郎 同能代港町翌町

安井富治

同能代港町下川反町

瀬尾惣太郎 同能代港町上町 安井富治(前出)

高田

福島縣大沼郡高田町御林畑

坂野大龍 同郡高田町

關谷治子 同郡高田町

山本榮一

同高田町

坂野大龍(前出)

長町

仙臺市長町西浦三八二

長谷部俊一郎 同上

三浦宗長

宮城縣名取郡閑上町

高橋忠治 仙臺市長町南町 大槻三郎 同市南小泉西文町

田島

福島縣南會津郡田島町上町

昭和三年五月廿五日 井關磯美 同上

井關磯美(前出)

浪江

福島縣雙葉郡浪江町下柳町三

昭和三年五月十日 蓬田吉次郎 同上

松本

恒 同縣浪江町

鎌田孝男 同縣同郡幾世橋 蓬田吉次郎(前出)

御藏入 福島縣南會津郡大 昭和三年五月三 八卷 傳同上

長井 山形縣長井町新榮 昭和三年十月廿 三 八卷 傳(前出)

釜石 岩手縣上閉伊郡釜石町學校通リ 昭和四年四月廿 九日 諏訪修治同上

八ノ戸 岩手縣八ノ戸市小 昭和五年三月 馬場慶一郎同上

鹽釜 宮城縣鹽釜町佐浦 昭和五年三月 門馬清治郎同上

寒河江 山形縣寒河江町越 昭和五年四月 笹原周同上

門馬 操 同縣鹽釜町佐浦 昭和五年四月 笹原周同上

遠山その子 仙臺市袖振丁四 同縣鹽釜町高江尻 富澤稔 宮城縣宮城郡高砂村福田町

鷹ノ巢 秋田縣鷹巢町北家 昭和五年四月 坂井晋二同上

九鳥 恒治 同鷹巢町南家後 坂井晋二(前出)

(三) 四東北中會所屬各教會出張傳道地

名稱	位	置	開	始	期	擔	當	者
渡波	宮城縣牡鹿郡渡波町裏町					石卷傳道教會	齋藤	一
石森	宮城縣登米郡石森町					登米傳道所	坂内美喜	
桑折	宮城縣伊達郡桑折町					長岡傳道教會		
小野新町	福島縣田村郡小野新町					平傳道教會	中村清次	
坂下	福島縣河沼郡坂下町					若松教會	丹忠	
片柳町	會津若松市片柳町					同	教會	同
小松	山形縣東置賜郡小松町					米澤傳道教會	梅津吉之助	
遊佐	山形縣飽海郡遊佐村六日町					明治四十四年五月	酒田教會	三浦鐵造

松嶺	山形縣飽海郡松嶺町本町	大正二年一月	同	教會	同
本橋	山形縣飽海郡本橋村豊川	大正八年八月	同	教會	同
金浦	秋田縣由利郡金浦町	大正十二年五月	同	教會	同
觀音寺	山形縣飽海郡觀音寺村	大正十三年十一月	同	教會	同
温海	山形縣西田川郡温海驛前	大正十四年四月	鶴岡傳道教會	小川永水	
山邊	山形縣東村山郡山邊		山形教會	渡邊良亮	
織笠	岩手縣織笠村	昭和三年六月三日	山田傳道所	菅井喜七	
掛田	福島縣掛田町中町		川俣傳道教會	石川泰次郎	
長野	秋田縣仙北郡長野町	昭和二年六月十二日	大曲傳道教會	荒井源三郎	
三瀨	山形縣西田川郡豊浦村三瀨	昭和三年四月	鶴岡傳道教會	小川永水	
大寺	福島縣磐梯村大寺	大正八年五月十八日	猪苗代傳道所	羽生義三郎	
石切所	岩手縣二戸郡石切所村		一ノ戸傳道所	紺野瀧一郎	
小鳥谷	岩手縣二戸郡小鳥谷村		同傳道所	同	

高根	山形縣北村山郡高根町一日町	昭和四年四月	橋岡傳道所	今野順二	
御徒士町	福島縣二本松町竹田町字御徒士町		二本松傳道所	赤城英夫	
金山	宮城縣伊具郡金山町		丸森傳道所	佐藤善助	
小國	山形縣西置賜郡小國村	昭和四年八月	長井傳道所	穴戸七彌	
長塚	福島縣雙葉郡長塚村		浪江傳道所	蓬田吉次郎	

(四) 鎮西中會所屬教會之部

名稱	位	置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住	所
長崎	長崎市大浦町三一	明治九年十二月二十二日		川崎義敏	同市桶屋町六一	
竹中治郎	同市西琴平町七			草野芳槌	同市大浦町一番地一七號	岩永武知 同市本紺屋町一 九佐世保銀行
前田大四郎	同市上小鳥町三〇六			草野季四郎	同市矢ノ平町五一七	齋藤進 同市夫婦川町七 七森田方
熊本七	熊本市東外坪井町七	明治四十年九月二十六日		留川順	同市上西山町九六	川崎義敏(前出)
	熊本市東外坪井町七			松尾喜代司	同上	
				小川亮	同上	